

令和5年度放射線モニタリング情報ポータル サイトの更改業務に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

契 約 書 （ 案 ）

応 札 資 料 作 成 要 領

評 価 項 目 一 覧

評 価 手 順 書

令和5年7月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和5年7月12日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

なお、本件については予め提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき提案書を作成し、提案書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された提案書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した提案書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和5年7月28日（金） 11時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

- ※1 参加人数は、原則1社1名とする。
- ※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 提案書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和5年8月25日（金） 12時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ監視情報課

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で提案書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15.（3）本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、

余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和5年9月6日（水）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和5年9月8日（金） 13時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6.（1）の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5.（1）の日時まで提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6.（1）の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価の最も高い者を落札者とするところがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要
11. 契約条項 契約書（案）による。
12. 支払の条件 契約書（案）による。
13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
15. その他
- (1) 競争参加者は、提出した提案書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 提案書の履行の確約
契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は提案書の履行を確約しなければならない。
- (3) 本件に関する照会先
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
東 貴之
電話：03-5114-2125
メールアドレス：higashi_takayuki_2up@nra.go.jp
- (4) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先
政府電子調達システム（GEPS）
ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)
受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、

当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和5年9月8日開札[令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

- ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。
14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法
当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
15. 落札決定の取消し
落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
16. 契約書の提出等
(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
17. 契約手続において使用する言語及び通貨
契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、

発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和5年度放射線モニタリング
情報ポータルサイトの更改業務

仕様書

目次

第1	調達案件の概要.....	1
1 - 1	調達件名.....	1
1 - 2	調達の背景.....	1
1 - 3	調達目的及び調達の期待する効果.....	1
1 - 4	用語の定義.....	1
1 - 5	業務・情報システムの概要.....	2
1 - 6	契約期間.....	3
1 - 7	作業スケジュール.....	3
第2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等.....	5
2 - 1	調達範囲.....	5
2 - 2	調達案件及びこれと関連する調達案件.....	5
2 - 3	調達案件間の入札制限.....	5
第3	情報システムに求める要件.....	6
第4	作業の実施内容.....	7
4 - 1	設計・開発業務.....	7
4 - 2	運用・保守設計業務.....	9
4 - 3	運用業務.....	9
4 - 4	保守業務.....	12
4 - 5	成果物.....	13
第5	作業の実施体制・方法.....	21
5 - 1	作業実施体制.....	21
5 - 2	作業要員に求める資格等の要件.....	24
5 - 3	作業の管理に関する要領.....	25
第6	作業の実施に当たっての遵守事項.....	27
6 - 1	機密保持、資料の取扱い.....	27
6 - 2	個人情報の取扱い.....	28
6 - 3	法令等の遵守.....	29
6 - 4	標準ガイドラインの遵守.....	29
6 - 5	その他文書、標準への準拠.....	29
6 - 6	規定等の説明等.....	30
6 - 7	情報システム監査.....	30
6 - 8	セキュリティ要件.....	31
第7	成果物の取扱いに関する事項.....	34
7 - 1	知的財産権の帰属.....	34

7 - 2 契約不適合責任.....	34
7 - 3 検収.....	35
第8 入札参加資格に関する事項.....	36
8 - 1 競争参加資格.....	36
8 - 2 公的な資格や認証等の取得.....	36
8 - 3 受注実績.....	36
8 - 4 複数事業者による共同入札.....	37
8 - 5 入札制限.....	37
8 - 6 提案の際に提出する資料.....	37
第9 再委託に関する事項.....	39
9 - 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	39
9 - 2 承認手続.....	39
9 - 3 再委託先の契約違反等.....	39
第10 その他特記事項.....	41
10 - 1 前提条件等.....	41

第1 調達案件の概要

1 - 1 調達件名

令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務

1 - 2 調達の背景

平成23年3月に発生した東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所事故に係るきめ細やかな環境放射線モニタリングを、確実にかつ計画的に実施するため、政府は総合モニタリング計画を策定した。これに基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携して環境放射線モニタリングを実施することとし、原子力規制委員会は、現在、放射線モニタリング情報ポータルサイト（以下「ポータルサイト」または「本システム」という。）を運営し、自ら及び関係府省庁が実施した測定結果の発信を行っている。

ポータルサイトに関しては、閲覧者から、データのアクセスが不便、経時・地点別の変化等が分かりにくいといった指摘を受けている。また、令和4年3月の総合モニタリング計画改定時において、モニタリングの目的に風評被害対策が加わったところ、こうした指摘や目的の追加を踏まえたポータルサイトの改善を行う必要が生じており、令和4年度において、次期ポータルサイトのあり方（コンセプト及び要求機能概要）をまとめたところである。

本仕様書は、原子力規制庁が調達する上記の件名に関する仕様を規定するものである。本仕様書に記載のない事項については、以下に示す文書群（以下「要件定義書群」という。）の記載によるものとする。

1 - 3 調達目的及び調達の期待する効果

本調達では、ポータルサイトにおいて公開している環境放射線モニタリングに係る各種情報が、一般利用者にとってデータの検索がしやすく、また経時・地点別の情報が地図やグラフ等によりわかりやすく提供されること、また、風評被害の抑制を目的としたデータの持つ意味情報の理解が促進されることを目的として、次期ポータルサイトの構築及び令和6年度からの運用・保守に向けた運用・保守設計を行う。

1 - 4 用語の定義

本書及び要件定義書群にて使用される用語を以下に示す。

表1 用語一覧

No.	用語	説明
1	運用計画書及び保守計画書	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおいて作成することとされている、システムの日々の安定稼働を確保するために必要となる具体的な監視項目や作業項目、作業体制、作業スケジュール、整備対象の文書、成果物、形態や環境等の保守又は運用の定常的な計画をまとめた文書。

No.	用語	説明
2	運用実施要領及び保守実施要領	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおいて作成することとされている、運用・保守実施に当たっての管理項目及び管理手法、遵守事項等を定めた文書。
3	総合モニタリング計画	東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実にかつ計画的に実施するため、その実施内容、関係機関の役割分担等を定めた計画。継続的に見直しが行われている。
4	ALPS 処理水放出	東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射性物質を含む汚染水について、放射性物質を取り除く等の対応をした処理水として大幅に希釈した上で海洋に放出すること。2023 年夏頃の開始が予定されている。

1 - 5 業務・情報システムの概要

1-5-a 業務の概要

本システムにて実施する業務の概要を以下に示す。

- 本システムは令和 6 年 3 月末までに公開の上、インターネット上で各利用者が利用する（運用開始）。
- 本システムの利用者は、Web ブラウザにより環境放射線モニタリング情報の検索・参照やデータのダウンロードを行う。

1-5-b 情報システムの概要

本システムは、現在運用中であるポータルサイトの整備目的等を引き継いだ後継システムとなるものであり、「1 - 3 調達目的及び調達の期待する効果」に記載した目的を満たすものとして構築、運用・保守するものである。

本システムは、原子力規制庁監視情報課が構築・管理・運営を所管する。

本システムの運用は、24 時間 365 日にわたる連続運転（保守・運用等による停止を除く）により提供し、併せて提供に必要な基盤（クラウド）の構築及び運用・保守等も行うものとする。

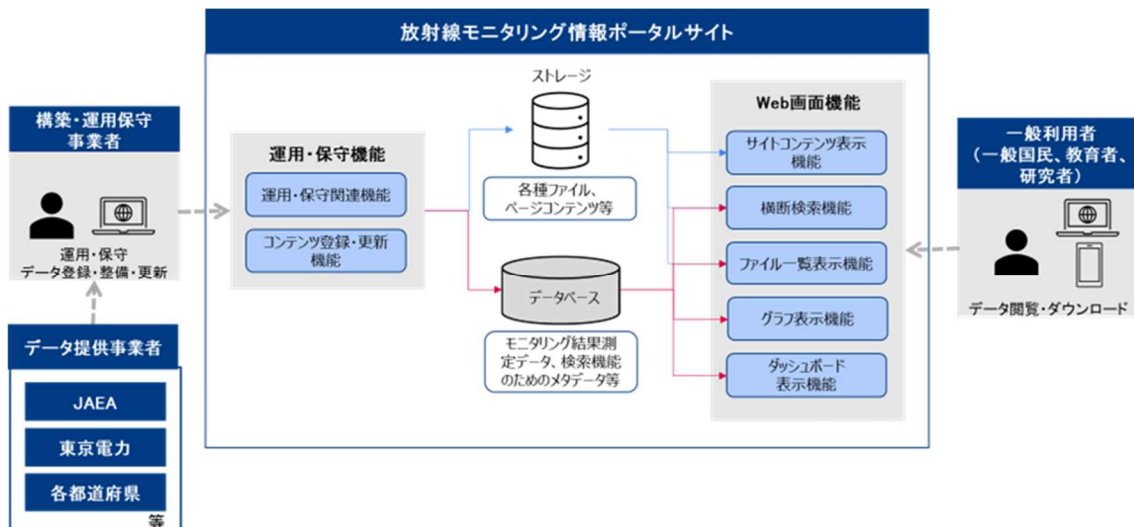


図 1 本システムの概要

1 - 6 契約期間

設計・開発及び運用・保守設計業務

：契約締結日(令和 5 年 9 月 予定)から令和 6 年 3 月 31 日まで。

運用・保守業務【本調達の範囲外】

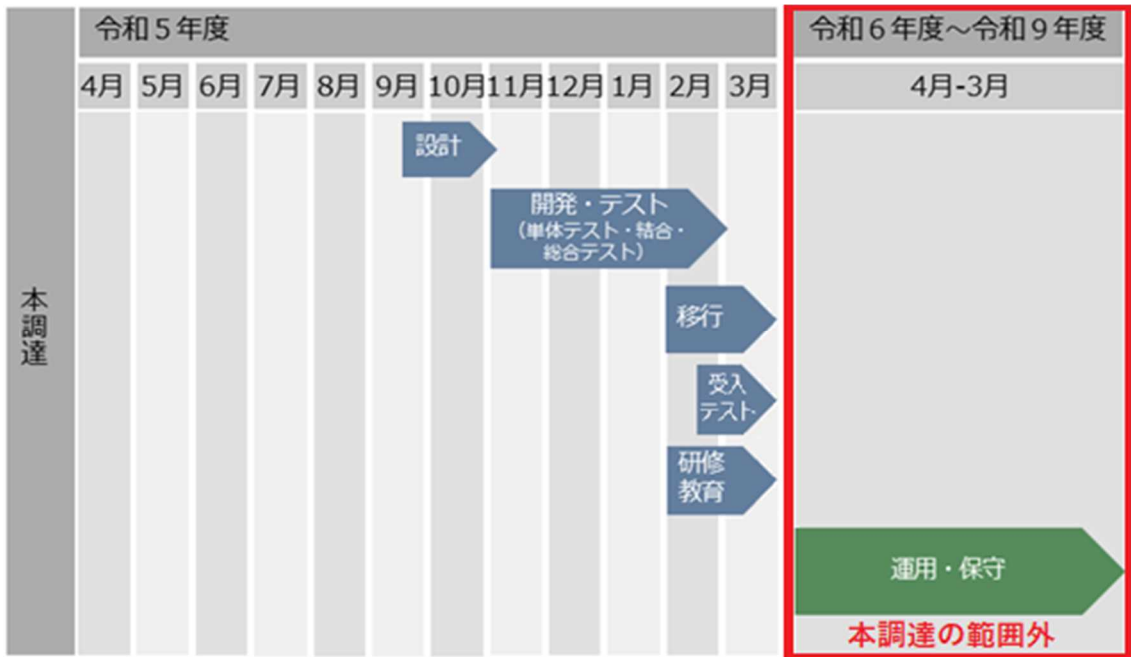
：令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。(予定)

1 - 7 作業スケジュール

本調達は、本システム運用開始及びその後の安定運用に向け、下表に示すスケジュールで実施予定である。なお、作業スケジュールは例であり、令和 6 年 4 月 1 日の運用開始を前提としたうえで、各社の開発手法に合わせた最適なスケジュールとして提案すること。主な留意点は以下のとおり。

- ✓ 受注者は契約後速やかに設計・開発実施計画等を作成し、作業スケジュールを明らかにすること。
- ✓ 設計においては、原子力規制庁がその内容について確認する期間を十分に確保すること。
- ✓ 令和 6 年 3 月上旬には原子力規制庁による受入テスト実施を予定するため、受注者による開発・テストはそれまでに完了すること。
- ✓ 令和 6 年 3 月には運用・保守設計業務を完了させ、関係者と詳細なスケジュールについて十分に調整し、遅滞なく令和 6 年 4 月 1 日からの運用開始が実施できるようにすること。

表 2 想定スケジュール



第2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

2 - 1 調達範囲

本調達では、本システムの整備に係る以下の内容を含むものとする。詳細は「第4 作業の実施内容」を参照のこと。

- 設計・開発業務（現行ポータルサイトからのデータ移行業務を含む）
- 運用・保守設計業務
- 運用・保守業務【本調達の範囲外】
- 成果物の作成と納品

2 - 2 調達案件及びこれと関連する調達案件

本調達及び本調達に関連する調達案件を以下に示す。

表3 関連する調達案件

No.	調達案件名	実施時期	調達方式
1	放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務(本調達)	令和5年8月 ～令和6年3月	一般競争入札(総合評価落札方式)
2	放射線モニタリング情報ポータルサイトの運用・保守業務	令和6年4月 ～令和10年3月(予定) (令和5年度第4四半期 受注予定者決定(予定))	未定
3	令和5年度放射性物質測定調査委託費(放射線モニタリング情報ホームページ更改プロジェクト管理支援及び調達支援)事業	令和5年5月 ～令和6年3月	一般競争入札(総合評価落札方式)

2 - 3 調達案件間の入札制限

- 相互牽制の観点から、本調達と「令和5年度放射性物質測定調査委託費（放射線モニタリング情報ホームページ更改プロジェクト管理支援及び調達支援）事業」は、相互に入札制限の対象とする。

第3 情報システムに求める要件

設計・開発の実施にあたっては、要件定義書群の各要件を満たすこと。

第4 作業の実施内容

4 - 1 設計・開発業務

4-1-a 設計・開発実施計画書等の作成

- ✓ 受注者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整合をとりつつ、原子力規制庁の指示に基づき、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の案を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。提案の開発手法・スケジュール等を踏まえて、実施事項や成果物の詳細について提案を行うこと。
- ✓ 承認済みの設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき、設計・開発業務の管理を行うこと。なお、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の記載内容は「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成31年2月25日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。令和4年4月20日改定。以下「標準ガイドライン」という。）「第7章 設計・開発」で定義されているものとする。なお、改定時には最新版に準拠すること。

4-1-b 設計

- ✓ 受注者は、「要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果物について原子力規制庁の承認を受けること。

4-1-c 開発・テスト

- ✓ 受注者は、設計工程にて作成した設計書に基づき、アプリケーションプログラム開発、インフラ構築を実施すること。
- ✓ 受注者は、開発に当たり、アプリケーションプログラムの開発及び保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準（標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等）を定め、原子力規制庁の承認を受けること。
- ✓ 受注者は、開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法（例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等）の実施主体、手順、方法を定め、原子力規制庁の承認を受けること。
- ✓ 受注者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ✓ 受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、アプリケーションプログラムの開発、テストを行うこと。

- ✓ 受注者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を原子力規制庁に報告すること。

4-1-d 受入テスト支援

- ✓ 受注者は、原子力規制庁が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、計画書案の作成及び情報提供等の支援を行うこと。
- ✓ 受注者は、原子力規制庁が受入テストを実施するに当たり、環境整備、テストデータ作成、運用等の支援を行うこと。
- ✓ 原子力規制庁が行う受入テストの実施手順について提案、作成支援を行うこと。
- ✓ 受入テスト時における立ち合い要員等を確保し、操作支援や質疑への対応等を行うこと。
- ✓ 受入テスト結果に問題があった場合は、原因調査や切り分けを行い、対応方針を提示し原子力規制庁の承認を得ること。

4-1-e 情報システムの移行

- ✓ 受注者は、データ移行に当たり移行計画書を作成し、原子力規制庁の承認を得ること。本システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ（仕様に合致しないデータ等）の処理方法等に関する手順書を作成し、原子力規制庁の承認を得ること。
- ✓ 受注者は、上記手順書に従いデータを変換・移行すること。また、移行データは正常データだけでなく、例外データ等についても事前に確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。

4-1-f 教育・訓練

- ✓ 受注者は、教育・訓練におけるスケジュール、方法、対象者、内容等を記述した教育・訓練実施計画書を作成し、原子力規制庁の承認を得ること。
- ✓ 受注者は、教育・訓練の実施にあたり、操作マニュアルを作成すること。
- ✓ 教育・訓練実施後、実施結果及び課題とその対応策等を取りまとめた教育・訓練実施結果報告書を作成し、原子力規制庁の承認を得ること。

4-1-g 引継ぎ

- ✓ 受注者は、設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題、その他原子力規制庁が求めた内容等を文書化し、原子力規制庁の承認を得たうえで、運用・保守業務が確実に実施できるよう引継ぎを行うこと。

4-1-h 定例会等の実施

- ✓ 受注者は、設計・開発定例会議を開催するとともに、月次の進捗報告会において、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。

- ✓ 原子力規制庁から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、設計・開発定例会議とは別に会議を開催すること。
- ✓ 受注者は、システム供用開始前に稼働判定会議を開催すること。
- ✓ 受注者は、工程の開始・終了時に工程開始/終了判定会議を開催すること。
- ✓ 受注者は、会議終了後、当日より数えて3日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。

4 - 2 運用・保守設計業務

4-2-a 運用計画案、運用実施要領案、及び運用手順書案の作成

- ✓ 受注者は、原子力規制庁が「運用計画書」及び「運用実施要領」を作成するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関して計画案を作成すること。
- ✓ 受注者は、「運用手順書（案）」を作成すること。運用時に実施するデータ整備・更新業務に関しても作業内容を具体化し、手順書・ツール等を作成すること。

4-2-b 保守計画案、保守実施要領案、及び保守手順書案の作成

- ✓ 受注者は、原子力規制庁が「保守計画書」及び「保守実施要領」を作成するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関して計画案を作成すること。
- ✓ 受注者は、「保守手順書（案）」を作成すること。

4-2-c 運用、保守環境の準備及び維持

- ✓ 受注者は、本システムの運用、保守を行うための専用でセキュアな環境（運用端末、作業場所、ネットワーク、電話回線及び各種什器等）について、受注者の負担において準備すること。
- ✓ 受注者の準備した運用、保守環境については、本業務の契約期間において使用可能な状態を維持すること。

4 - 3 運用業務

4-3-a 運用計画及び運用実施要領の確定支援

- ✓ 受注者は、原子力規制庁が「運用計画書」及び「運用実施要領」を確定するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料作成等の支援を行うこと。

4-3-b 定常時対応【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、「運用計画書」及び「運用実施要領」に基づき、運用業務の内

容や工数などの作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）、情報システムの定期点検状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況、原子力規制庁及び一般利用者からの問い合わせへの対応状況について月次で「運用作業報告書」を取りまとめること。

- ✓ 受注者は、月間の運用実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- ✓ 受注者は、運用作業報告書の内容について、月例の定期運用会議に出席し、その内容を報告すること。
- ✓ 受注者は、ハードウェア製品及びソフトウェア製品の保守の実施において、構成に変更が生じる場合には、原子力規制庁にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致していることを確認すること。
- ✓ 受注者は、データ整備・更新業務として、定期的に各種コンテンツに係るデータ更新等の作業を実施すること。

4-3-c 障害発生時対応【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、本システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに原子力規制庁に連絡するとともに、その緊急度及び影響度を判断のうえ、障害発生時運用業務（障害探知、障害発生箇所の切り分け、関連事業者への連絡、復旧作業、復旧の確認、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は運用計画書、運用実施要領及び運用手順書に基づいて行うこと。
- ✓ 受注者は、本システムの障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、根本原因を解明の上、恒久的な対応を実施すること。
- ✓ 受注者は、大規模災害等の発災時には、原子力規制庁の指示を受けて、情報システム運用継続計画に基づく運用業務を実施すること。

4-3-d 情報システムの現況確認支援【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、年1回、原子力規制庁の指示に基づき、各種資料上の管理情報と情報システムの現況との突合・確認（以下「現況確認」という。）を支援すること。
- ✓ 受注者は、現況確認の結果、管理情報と情報システムの現況との間の差異がみられる場合は、「運用実施要領」に定める変更管理方法に従い、差異を解消すること。
- ✓ 受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認め

られる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上原子力規制庁に報告の上、是正すること。

- ✓ 受注者は、現況確認の結果、サポート切れのハードウェア製品やソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上原子力規制庁に報告のうえ、受注者の責任にて製品の入れ替え等の適切な対処を実施すること。

4-3-e 運用作業の改善提案【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、年度末までに年間の「運用実績」を取りまとめるとともに、必要に応じて「運用計画書」、及び「運用実施要領」に対する改善提案を行うこと。

4-3-f 引継ぎ

- ✓ 受注者は、本契約の終了後に他の運用事業者が本システムの運用を受注した場合には、次期運用事業者に対し、作業経緯及び原子力規制庁の承認のもと運用業務として解決すべきとした残存課題等についての引継ぎを行い、質疑応答などの協力を行うこと。
- ✓ 受注者は、原子力規制庁が本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、運用業務として解決すべきとした残存課題等についての引継ぎを行い、質疑応答などの協力を行うこと。

4-3-g 定例会議等の実施【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、運用・保守定例会議を開催（月次を基本）するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。
- ✓ 原子力規制庁から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、運用・保守定例会議とは別に会議を開催すること。
- ✓ 受注者は、会議終了後、当日より数えて3日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。

4-3-h 運用環境の準備及び維持【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、本システムの運用を行うための専用でセキュアな環境（運用端末、作業場所、ネットワーク、電話回線及び各種什器等）について、受注者の負担において準備すること。
- ✓ 受注者の準備した運用環境については、本業務の契約期間において使用可能な状態を維持すること。

4 - 4 保守業務

4-4-a 保守計画及び保守実施要領の確定支援

- ✓ 受注者は、原子力規制庁が「保守計画書」及び「保守実施要領」を確定するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料作成等の支援を行うこと。

4-4-b 定常時対応【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、「保守計画書」及び「保守実施要領」に基づき、保守作業の内容や工数などの作業実績状況（情報システムの脆弱性への対応状況を含む。）、サービスレベルの達成状況、情報システムの定期点検状況、リスク・課題の把握・対応状況について月次で「保守作業報告書」を取りまとめること。
- ✓ 受注者は、月間の保守実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案、実施すること。

4-4-c 障害発生時対応【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、本システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、その緊急度及び影響度を判断のうえ、「要件定義書」の保守要件に示す障害発生時保守業務（原因調査、応急措置、関連事業者への連絡、復旧作業、復旧確認、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は保守計画書、保守実施要領及び保守手順書に基づいて行うこと。
- ✓ 受注者は、本システムの障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、恒久的な対応策を提案し、実施すること。
- ✓ 受注者は、大規模災害等の発災時には、原子力規制庁の指示を受けて、原子力規制庁情報システム運用継続計画に基づく保守業務を実施すること。

4-4-d 保守作業の改善提案【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、毎年度末までに、年間の保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて「保守計画書」、「保守実施要領」及び「保守手順書」に対する改善提案を行うこと。

4-4-e 引継ぎ

- ✓ 受注者は、本契約の終了後に他の保守事業者が本システムの保守を受注した場合には、次期保守事業者に対し、作業経緯及び原子力規制庁の承認のもと保守業務として解決すべきとした残存課題等についての引継ぎを行い、

質疑応答などの協力を行うこと。

- ✓ 受注者は、原子力規制庁が本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、保守業務として解決すべきとした残存課題等についての引継ぎを行い、質疑応答などの協力を行うこと。

4-4-f 定例会議等の実施【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、運用・保守定例会議を開催（月次を基本）するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。
- ✓ 原子力規制庁から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、運用・保守定例会議とは別に会議を開催すること。
- ✓ 受注者は、会議終了後、当日より数えて3日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。

4-4-g 保守環境の準備及び維持【本調達の範囲外】

- ✓ 受注者は、本システムの保守を行うための専用でセキュアな環境（保守用端末、作業場所、ネットワーク、電話回線及び各種什器等）について、受注者の負担において準備すること。
- ✓ 受注者の準備した運用環境については、本業務の契約期間において使用可能な状態を維持すること。

4-5 成果物

4-5-a 成果物名

本調達の成果物を以下に示す。

なお、提出期日及び納品期日は予定であり、契約締結後、設計・開発実施計画書に基づき、原子力規制庁との協議の上決定する。また、表に記載の成果物に関して、原子力規制庁と協議の上、合理的かつ内容が充足していることを条件に、複数をもとめて納品することも可能とする。

(ア) 設計・開発関連

表4 成果物一覧（設計・開発関連）

No.	成果物名	内容	納品期日（予定）
1	設計・開発実施計画書	設計・開発、クラウド基盤構築、ネットワーク構築を計画的に実施するため、作業概要、作業体制に関する事項、スケジュールに関する事項、成果物に関する事項、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール、会議及び連絡手法、その他を示した資料。	契約後2週間以内

No.	成果物名	内容	納品期日(予定)
2	設計・開発実施要領	設計・開発、クラウド基盤構築、ネットワーク構築を適正に管理し、その状況を可視化し共有することを目的として、コミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を示した資料。	契約後 2 週間以内
3	標準コーディング規約	プログラミング等のルールを定めた標準	開発工程開始 2 週間前まで
4	基本設計書	構築する情報システムの機能設計、データ設計、画面設計、画面遷移図、帳票設計、システム方式設計、外部インタフェース設計等を示した資料。	基本設計完了時
5	詳細設計書	構築する情報システムのプログラム設計、データ詳細設計、画面詳細設計、帳票詳細設計、システム方式詳細設計、外部インタフェース詳細設計、クラウド基盤構成等を示した資料。	詳細設計完了時
6	環境定義書(設定書)および設定ファイル	設置環境にあわせたハードウェアの設定、ソフトウェアのインストール及び設定、ネットワークの物理構成や設定条件等の各種環境の設定定義書。 また、ガバメントクラウドに関して、設定ファイル(テンプレートファイルを修正したもの等)を合わせて納品すること。	環境定義完了時
7	情報セキュリティ設計書	セキュリティ実装方針、セキュリティ運用方法の設計、セキュリティ対策の実施方法、コミュニケーション管理、体制管理、緊急時の対応方針等を示した資料。	セキュリティ設計完了時
8	クラウド基盤設定完了報告書	クラウド基盤設定の完了報告書。	クラウド基盤設定完了後
9	クラウド基盤構成等管理用文書	システムの運用監視および構成管理に必要となる、構築されたクラウド基盤管理情報および設定情報等の環境を記述した資料。後の構成変化に合わせて随時更新する基本となるものであることから、内容の更新しやすさを考慮した文書であること。	クラウド基盤設定完了時
10	テスト計画書	実施する単体・結合・総合テスト及び設置したハードウェア・ソフトウェア・ネットワークの動作確認テストについて、テスト方針、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を示した資料。	各テスト開始前まで
11	テスト実施要領(テスト仕様書)	テスト計画書に定めるテストについて、テストの確認項目、確認方法、テストデータ、予想される確認結果を記述したもの。	各テスト開始前まで
12	テストデータ	実施する単体・結合・総合テストにおいて使用したテストデータ。	各テスト完了時
13	テスト結果報告書	テスト結果と分析結果、品質評価等を取りまとめた報告書。各テストに対して作成する。	各テスト完了後
14	脆弱性検査実施計画書	検査対象、検査範囲、検査目的、評価内容、検査実施体制、重点検査事項、実施時期等を示した計画書。	脆弱性検査実施前
15	脆弱性検査手順書	検査項目についての評価を行うための手続(入手する検査証拠及びその入手方法等)を記載した資料。	脆弱性検査実施前

No.	成果物名	内容	納品期日(予定)
16	脆弱性検査調書	検査実施者が検査の実施において作成し、又は入手した全ての資料。	脆弱性検査実施後
17	脆弱性検査実施報告書	検査の実施概要、検査結果の概要(総論)、指摘事項、対応方針等を記載した検査実施結果の報告書(検査手続書、検査調書含む)。	脆弱性検査実施後
18	移行設計書(移行計画書)	現行ポータルサイトからのデータ移行作業の計画書(移行スケジュール、移行の方法、環境、ツール、移行時連絡方法、移行判定基準、原子力規制庁と受注者の役割分担等を記載した計画書)。	移行開始前
19	移行手順書	本番移行における作業内容、確認方法、判定基準、問題発生時の対応内容(コンティンジェンシープラン)、タイムスケジュール等を記載した資料。	本番移行開始前
20	移行リハーサル結果報告書	移行リハーサルの結果と分析結果、品質評価、使用データ、移行作業手順の改善案等についての報告書。	移行リハーサル後
21	移行データ検証結果報告書	移行されたデータの完全性についてのデータ検証を実施した結果の報告書。	本番移行完了後
22	移行プログラム一式	データ移行を実施するために作成したプログラム一式。	本番移行完了後
23	移行結果報告書	移行の実施結果と分析結果等を取りまとめた報告書。	本番移行完了後
24	受入テスト手順書案	原子力規制庁が行う受入テストの具体的な手順及び結果を記入するための様式案等。	受入テスト実施2週間前
25	受入テスト実施報告書	受入テストの実施結果および受入テストで確認された障害について解析を行い、対応結果等を記載した報告書。	受入テスト終了後5日以内
26	操作マニュアル(テキスト)	一般職員及びシステム担当者等がシステムを利用する上で、その操作及び手順を参照するための資料。導入する機器やソフトウェアの操作方法等について記述する。	教育・訓練実施2週間前
27	教育・訓練実施計画書	一般職員及びシステム担当者等に対して実施するシステムの操作方法等についての教育・訓練の実施内容、実施体制、スケジュール等を記載した資料。	教育・訓練実施1か月前
28	教育・訓練実施結果報告書	教育・訓練の実施結果及び課題とその対応策等を取りまとめた報告書。	教育・訓練実施終了後5日以内
29	アプリケーション設定情報	業務アプリケーションの設定情報が記載された資料。	令和6年3月31日
30	監視環境設定完了報告書	システム運用監視を行う際の監視環境の構築、設定作業の完了報告書。	令和6年3月31日
31	進捗管理資料	WBS、ガントチャート等による開発スケジュールと実際の進捗状況、進捗状況の分析結果、対策等を整理した資料。	随時
32	課題管理表	設計・開発において解決すべき課題の管理表。課題の概要、登録日、対応策、対応状況、対応責任者、完了日等を記載した資料。	随時
33	リスク管理表	設計・開発時及び稼働後の運用・保守時に想定されるリスクの対応状況等を記載した資料。	随時

No.	成果物名	内容	納品期日(予定)
34	議事録	設計・開発会議の議題、確認事項、決定事項等を記録した資料。	会議終了後3日以内
35	クラウド環境一式	クラウド環境一式(稼働開始時のアカウント情報等)。	令和6年3月31日
36	プログラム一式	稼働開始時のプログラムのソースコード及び実行プログラム。	令和6年3月31日
37	作業完了報告書	導入・移行作業全体の結果報告の報告書。	令和6年3月31日
38	情報資産管理標準シート	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に定める情報資産管理標準シート。(「表5 情報資産管理標準シート一覧」参照)	契約後2週間以内
39	調達仕様書及び要件定義書の改定案	設計・開発業務の実施を通じて明らかとなった変更点を反映した調達仕様書及び要件定義書。	令和6年3月31日
40	標準ガイドラインへの準拠状況の報告書	標準ガイドラインに記載された各要求事項に対し準拠していることを設計開発での実装内容と対応させて一覧化した文書	令和6年3月31日
41	その他、納入物として指定された文書一式	その他、原子力規制庁が納入するよう指示した文書	随時

表5 情報資産管理標準シート一覧

ガイドライン上の通番	名称	ガイドライン別紙3との対応関係
01	契約額内訳	1.契約金額内訳
02	開発規模	2.1)開発規模の管理
03	個別開発規模	2.1)開発規模の管理
11	システム方式	2.設計・開発
12	取扱情報	2.8)取扱情報の管理
13	セキュリティ	2.9)情報セキュリティ要件の管理
21	ハードウェア	2.2)ハードウェアの管理
22	ソフトウェア	2.3)ソフトウェアの管理
23	回線	2.4)回線の管理
24	外部サービス	2.5)外部サービスの管理
25	施設・区域	2.6)施設の管理
26	使用ドメイン	2.7)公開ドメインの管理
31	評価指標(目標)	2.10)指標の管理
32	評価指標(実績)	3.1)各データの変更管理
33	リスク管理表	3.2)作業実績等の管理
34	課題管理表	3.2)作業実績等の管理
35	障害報告	3.2)作業実績等の管理

(イ) 運用・保守関連

表 6 成果物一覧（運用・保守関連）

No.	成果物名	内容	納品期日(予定)
1	運用計画書	条件、範囲、スケジュール、監視設計、バックアップ設計、ジョブ管理設計等を記載したもの、並びに計画書、工程表、体制表(役割分担)、通常・障害時連絡体制表、拠点などを記載した文書。	令和6年3月31日
2	保守計画書	条件、範囲、スケジュール、障害発生時の復旧作業方針等を記載したもの、並びに計画書、工程表、体制表(役割分担)、通常・障害時連絡体制表、拠点などを記載した文書。	令和6年3月31日
3	運用実施要領	運用業務の管理方法や手順、遵守事項等について定めた資料。コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策、品質管理等を記載する。	令和6年3月31日
4	保守実施要領	保守業務の管理方法や手順、遵守事項等について定めた資料。コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策、品質管理等を記載する。	令和6年3月31日
5	クラウド基盤運用マニュアル	導入したクラウド基盤を運用する際の手順や、導入したクラウド基盤に障害が発生した際の原因切り分けの手順や連絡体制を記載した資料。バックアップ取得手順などの記述も含む。	令和6年3月31日
6	データ更新手順書および変換等ツール	運用・保守時のデータ更新に係る手順書、ならびにデータ更新等に用いるツールやプログラム。	令和6年3月31日
7	運用手順書	運用計画書に基づく各運用項目の具体的な実施手順を記載した資料。	令和6年3月31日
8	保守手順書	保守計画書に基づく各保守項目の具体的な実施手順を記載した資料。	令和6年3月31日
9	保守作業実施計画書【本調達の範囲外】	保守作業の予定日時や作業内容、影響、原子力規制庁が行うべき作業などについて記述した資料。保守作業の実施ごとに提出することを原則とするが、複数の作業について一括して提出することも許容する。	原則として作業予定日の1ヶ月前まで
10	保守作業実施記録【本調達の範囲外】	保守作業の実施日時や作業内容、作業結果について記述した資料。保守作業の実施ごとに提出することを原則とするが、複数の作業について一括して提出することも許容する。	作業完了後5日以内

No.	成果物名	内容	納品期日(予定)
11	運用・保守作業報告書 (月報) 【本調達の範囲外】	運用・保守計画及び運用・保守実施要領に基づき、業務の内容や工数などの作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況(情報セキュリティ監視状況を含む。)、情報システムの定期点検・保守状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況等について、月次で報告すべき内容を取りまとめた報告書。	毎月10日を基本に前月分を提出
12	運用・保守作業報告書 (年次) 【本調達の範囲外】	運用・保守計画及び運用・保守実施要領に基づき、業務の内容や工数などの作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況(情報セキュリティ監視状況を含む。)、情報システムの定期点検・保守状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況等について、年次で報告すべき内容を取りまとめた報告書。	毎年4月10日を基本に前年度分を提出
13	運用・保守作業報告書 (スポット) 【本調達の範囲外】	運用・保守計画及び運用・保守実施要領に基づき、緊急で報告すべき作業実施内容を取りまとめた報告書。	作業実施後5日以内
14	障害発生(対応)報告書 【本調達の範囲外】	発生日時、障害の内容、発生原因、対応状況(経緯)、対応方針、対応結果、今後の方針等を取りまとめた報告書。	随時
15	サービスレベル合意書 (SLA)	運用におけるサービスレベル(評価項目、要求水準、評価方法)及び保守作業に関するサービスレベル(定義、範囲、内容、達成目標等)を規定し、合意した資料。	令和6年3月31日
16	サービスレベル管理計画書	サービスレベル指標及び目標値の設定、達成状況の報告、改善等の管理を行うための計画書。	令和6年3月31日
17	サービスレベル報告書 (月報) 【本調達の範囲外】	サービスレベル合意書に基づき、サービスレベルの達成状況を整理した資料。 サービスレベルが未達成の場合には、要因分析結果、改善策等もあわせて報告する。	毎月10日を基本に前月分を提出
18	サービスレベル報告書 (年次) 【本調達の範囲外】	サービスレベル合意書に基づき、サービスレベルの達成状況を整理した報告書。サービスレベルが未達成の場合には、要因分析結果、改善策等もあわせて報告する。	毎年4月10日を基本に前年度分を提出
19	セキュリティ検査実施計画書	検査対象、検査範囲、検査目的、評価内容、検査実施体制、重点検査事項、実施時期等を示した計画書。	セキュリティ検査実施日の1ヶ月前まで
20	セキュリティ検査手続書	検査項目についての評価を行うための手続(入手する検査証拠及びその入手方法等)を記載した資料。	セキュリティ検査実施日の1ヶ月前まで
21	セキュリティ検査調書	検査実施者が検査の実施において作成し、又は入手した全ての資料。	セキュリティ検査実施後
22	セキュリティ検査実施報告書	検査の実施概要、検査結果の概要(総論)、指摘事項、対応方針等を記載した検査実施結果の報告書(検査手続書、検査調書含む)。	セキュリティ検査実施後

No.	成果物名	内容	納品期日(予定)
23	運用・保守会議議事録 【本調達の範囲外】	運用・保守会議の議題、確認事項、決定事項等を記録した資料。	実施後 5 日以内
24	情報資産管理標準シート 【本調達の範囲外】	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に定める情報資産管理標準シート。(「表 5 情報資産管理標準シート一覧」参照) 設計・開発時からの毎年の更新状況を記載する。	毎年度末
25	その他、納入物として指定された文書一式	その他、原子力規制庁が納入するよう指示した文書。	随時

※No 9 から 1 4、1 7、1 8、2 3、2 4 は本調達の範囲外

4-5-b 成果物の納品方法

納入成果物の形式については、原則として以下に従うこととするが、具体的には原子力規制庁と十分協議を行い作成し、納入すること。

- ✓ 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- ✓ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知）」を参考にする。
- ✓ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にする。
- ✓ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、原子力規制庁から特別に示す場合を除き、原則紙媒体及び電磁的記録媒体とも正 1 部・副 1 部を納品すること。
- ✓ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。
- ✓ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ✓ 納品後、原子力規制庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ✓ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、原子力規制庁の承認を得ること。
- ✓ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ✓ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのな

いよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

- ✓ 納入後にドキュメント修正の必要が生じた場合は、原子力規制庁の承認を得た上で、原則として修正後の全編を、承認を得た日から 10 日以内に提出すること。
- ✓ 作業において使用する消耗品等は受注者が用意することとし、成果物等に使用する紙、消耗品等は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく調達の基本方針に対応した製品であること。

4-5-c 成果物の納入場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、原子力規制庁が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒106-8450

東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁監視情報課

第5 作業の実施体制・方法

5 - 1 作業実施体制

- 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制は次の図及び表のとおりである。
- 受注者は、本調達に係る最適な実現方式を提案できる体制を確保し原子力規制庁の承認を得ること。また、統括責任者をはじめとする本業務に従事する者の氏名を明記すると共に、各従事者の作業範囲と責任範囲を明記すること。なお、従事者に変更がある場合には、事前に変更後の体制図及び変更のある従事者に関する情報を提供し、原子力規制庁の承認を得ること。

5-1-a 設計・開発体制

- 本書に示す要件を満たし、一貫性を持って本調達の実施が可能な体制の構築に努めること。
- プロジェクト管理者及びチームリーダーについては、プロジェクト期間中（開発から稼働まで）は、病気等により業務を遂行することが困難である等のやむを得ない場合を除いて、同一人物が継続した対応を行うこと。また、業務要件整理が出来る人材や品質管理体制等にも配慮した体制で臨むこと。
- やむを得ない事由によりプロジェクト管理者またはチームリーダーを変更する場合は、同等の能力及び資格がある者を任命し原子力規制庁の承認を得ること。
- 受注者内のチーム編成については想定であり、受注者決定後に協議のうえ、見直しを行う。

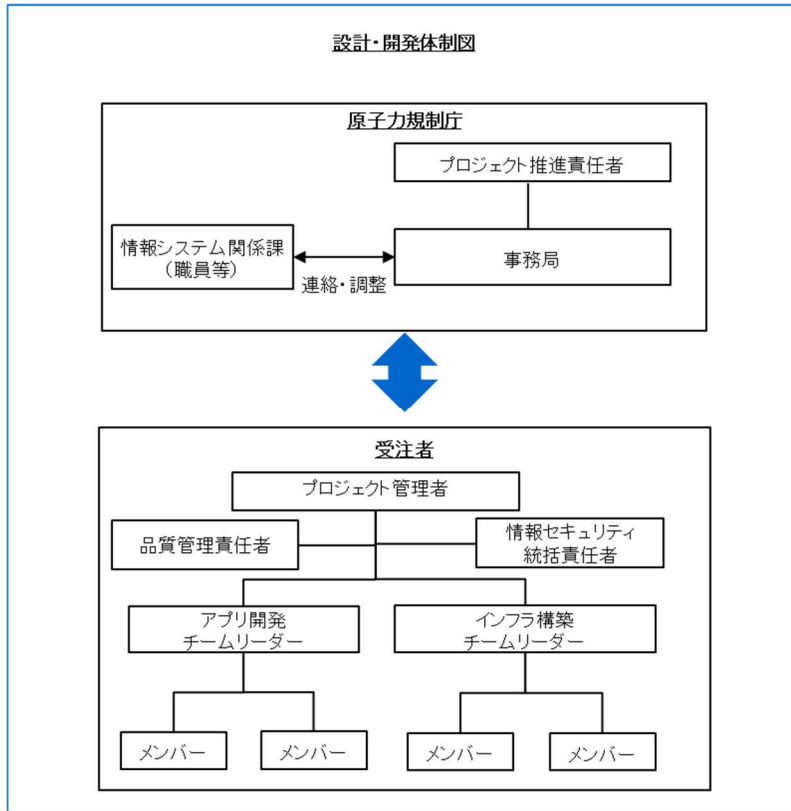


図 2 設計・開発体制のイメージ

表 7 設計・開発の役割分担

名称		役割、条件	
本システム設計・開発体制	原子力規制庁担当部署	プロジェクト推進責任者	● 統括責任
		事務局	● プロジェクト全体管理 ● 全般的な事項に係る庁内との調整の指示、進捗の把握 ● プロジェクト推進責任者の支援 ● 受入テスト実施の管理
		情報システム関係課 (主に監視情報課)	● システム利用者としての意見提起等、受入テスト実施
	受注者	プロジェクト管理者	● 本システム設計・開発作業に関するプロジェクト管理 > システム設計・開発の各局面において、スケジュール管理、品質管理、原子力規制庁やその他関係者との各種調整等の円滑な業務連携に必要な調整作業を行うこととし、設計・開発に関連する会議には、原則として全て出席すること。
	品質管理責任者	● 本システム設計・開発における各種成果物品質を担保するための管理	
	情報セキュリティ統括責任者	● 本システム設計・開発作業に関する情報セキュリティの統括管理 ● プロジェクト管理者と兼務可	

名称		役割、条件
	アプリ開発チームリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ● アプリ開発チーム内における作業状況の管理監督、チーム間調整 ● アプリケーションの設計及び構築に係る原子力規制庁等との調整
	クラウド基盤構築チームリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ● クラウド基盤構築チーム内における作業状況の管理監督、チーム間調整 ● クラウドサービスによるインフラ基盤の設計及び構築に係る原子力規制庁等との調整
	チームメンバー	<ul style="list-style-type: none"> ● 各業務・システムに関する設計、開発及びテスト ● 受入テストの実施支援

5-1-b 運用・保守体制【本調達範囲外】

- 本書に示す要件を満たし、一貫性を持って本調達の実施が可能な体制の構築に努めること。
- 本システムの内容を十分に理解することが可能な技術者を参画させること。
- 運用・保守業務受注者内のチーム編成については想定であり、受注者決定後に協議のうえ、見直しを行う。

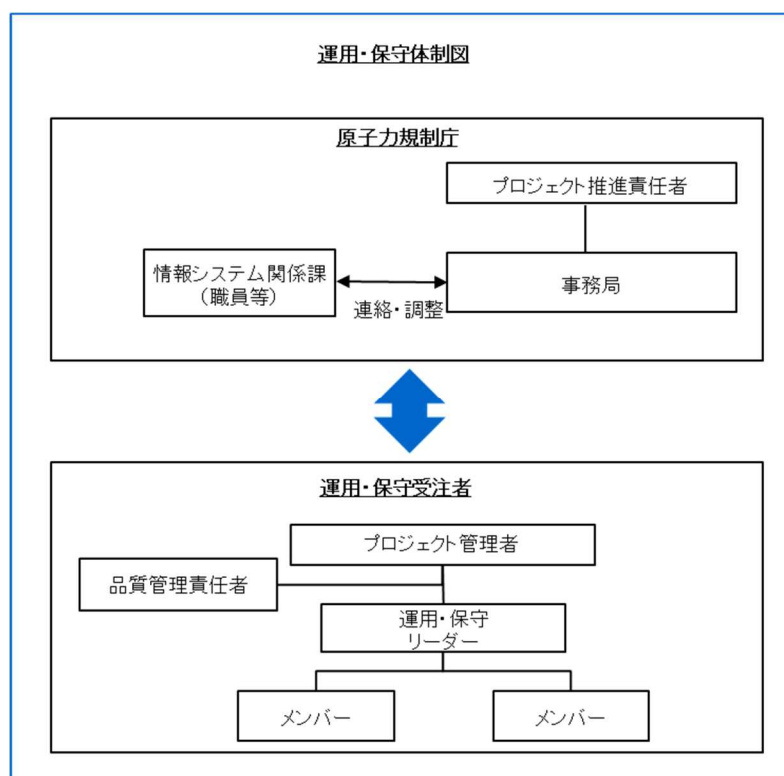


図 3 運用・保守体制のイメージ

表 8 運用・保守の役割分担

名称		役割	
本システム運用・保守体制	原子力規制庁担当部署	プロジェクト推進責任者	● 統括責任
		事務局	● プロジェクト全体管理 ● 全般的な事項に係る庁内との調整の指示、進捗の把握 ● プロジェクト推進責任者の支援
		情報システム関係課 (主に監視情報課)	● システム利用を通じた意見提起等 ● 障害、不具合等の申告・問い合わせ
	運用・保守業務受注者	プロジェクト管理者	● 本システム運用・保守作業に関するプロジェクト管理 ▶ システム運用・保守の各局面において、スケジュール管理、品質管理、原子力規制庁やその他関係者との各種調整等の円滑な業務連携に必要となる調整作業を行うこととし、運用・保守に関連する会議には、原則として全て出席すること。
		品質管理責任者	● 本システム運用・保守における各種成果物品質を担保するための管理
		運用・保守リーダー	● 運用・保守チーム内における作業状況の管理監督、チーム間調整、作業内容に係る原子力規制庁等との調整
		メンバー	● 運用・保守を行う実施者

5 - 2 作業要員に求める資格等の要件

5-2-a 設計・開発時の要員に求める資格

(ア) プロジェクト管理者の資格

プロジェクト管理者は以下の全ての要件を満たすものとする。なお、病気等により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する要員を配置すること。

- ✓ 官公庁等の情報処理業務（システム開発・導入）の経験年数を 10 年以上有すること。
- ✓ 本システムと同等以上の規模の機器で構成されるシステムの開発・導入をプロジェクトマネージャとして一貫して実施した経験があること。
- ✓ 「情報処理の促進に関する法律」に基づいて行われる情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験合格者またはプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）資格の保有者であること。

(イ) チームリーダーの資格

チームリーダーに求める要件を以下に示す。なお、病気等により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する要員を配置すること。

- ✓ チームリーダー全員が、情報処理業務（システム開発・導入）の経験年数

を5年以上有すること。または、官公庁の情報処理業務（システム開発・導入）の経験年数を3年以上有すること

- ✓ チームリーダー全員が、情報処理技術者試験のいずれかの高度試験の合格者または技術士（情報工学部門）の資格を有する者であること。またはこれと同等以上の能力または資格を有すること。
- ✓ チームリーダー全員が、本システムと同規模以上のシステム開発業務に関する見識、スキル及び経歴を有すること。
- ✓ チームリーダーのうち最低1名は、本システムと同規模以上のシステムにおいて、クラウドサービスへの移行または新規構築に関する業務経験があること。
- ✓ チームリーダーのうち最低1名は、データベースを利用したシステムの構築若しくはコンサルティング、設計等の業務経験があること。
- ✓ チームリーダーのうち最低1名は、ウェブアプリケーションを利用したシステムの構築若しくはコンサルティング、設計等の業務経験があること。

(ウ) チームメンバーの資格

チームメンバー（チームリーダーを含む）に求める要件を以下に示す。なお、病気等により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する要員を配置すること。

- ✓ チームメンバーのうち最低1名は、本システムにて利用するクラウドサービスに係る上級資格を有すること。またはこれと同等以上の能力または資格を有すること。

(エ) 情報セキュリティ統括責任者の資格

情報セキュリティ統括責任者は以下の全ての要件を満たすものとする。なお、病気等により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する要員を配置すること。

- ✓ 情報処理業務（システム開発・導入）の経験年数を5年以上有すること。
- ✓ (ISC)2(International Information Systems Security Certification Consortium)が認定する CISSP 認定資格者又は情報処理技術者試験の資格である情報処理安全確保支援士試験の資格を有すること。またはこれと同等以上の能力または資格を有すること。

5 - 3 作業の管理に関する要領

- 受注者は、原子力規制庁が承認した設計・開発実施計画書の作業体制、スケジュール、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等に従い、記載された成果物を作成すること。その際、設計・開発実施要領に従い、コミュニケ

ーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

第6 作業の実施に当たっての遵守事項

6 - 1 機密保持、資料の取扱い

- 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、原子力規制庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、原子力規制庁に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」を提出し、同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め原子力規制庁の同意を得ること。
(確保すべき履行体制)
- ✓ 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ✓ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ✓ 原子力規制庁が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- 受注者は、原子力規制庁が同意した場合を除き、本仕様書に基づく業務の実施時及び業務完了後も業務を履行する上で知り得た原子力規制庁に係る情報を第三者に開示または漏洩しないこととし、そのために必要な措置を講ずること。また、本業務に基づき配置する全ての者から個別に、本内容を含む誓約書を徴すること。
- 受注者は、本業務に関連して知り得た情報について、複写、貸与及び提供しないこと。また、当該情報は、本業務終了時に廃棄すること。廃棄に際し、紙資料については裁断または溶解、電磁的記録については復元ソフトウェアを用いても復元できないよう消去を行うこと。また、その実施状況について、原子力規制庁へ報告すること。
- 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに原子力規制庁へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、原子力規制庁が行う報告徴収や調査に応じること。
- 受注者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」（最新版）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」（最新版）、

「原子力規制庁情報セキュリティポリシー」（最新版）に基づき、情報管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 受注者は、本業務を実施する際に電磁的記録を扱う機器について、ウイルス対策ソフトの導入、ファイルの暗号化、ファイル共有ソフトウェアの導入禁止等の十分なセキュリティ対策を講じるとともに、その対策状況について随時チェックを行うこと。
- 受注者は、本業務に基づき配置する全ての者に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて周知徹底させること。
- 受注者は、本業務に基づき配置する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結すること。
- 受注者は、本業務に係る情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに原子力規制庁に報告すること。
- 受注者における本業務に係る情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を原子力規制庁が認める場合には、受注者は、監督職員の求めに応じ協議を行い、合意した対応をとること。

6 - 2 個人情報の取扱い

- 個人情報の取扱いに係る事項について原子力規制庁と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
 - ✓ 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
 - ✓ 個人情報の管理状況の検査に関する事項（実地調査等の検査への対応、業務の実施計画、個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応等）
- 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、原子力規制庁の了承を得たうえで実施すること。
- 個人情報を複製する際には、事前に原子力規制庁の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- 受注者は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合

には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、原子力規制庁に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

- 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

6 - 3 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、特に以下の法令等を遵守し履行すること。なお、改定時には最新版に準拠すること。

- 民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）
- 刑法（明治 40 年法律第 45 号）
- 著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律 128 号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）
- 商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）
- 会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法、平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）

6 - 4 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「解説書」という。）に従うこと。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新版に準拠すること。

6 - 5 その他文書、標準への準拠

- プロジェクト計画書等
本業務の遂行に当たっては、原子力規制庁が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。
- プロジェクト標準
開発に当たっては、プログラミング等のルールを定めた標準（「標準コーディング規約」）に準拠して作業を行うこと。
- アプリケーション・コンテンツの作成規程

- ✓ 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- ✓ 提供するアプリケーションに脆弱性を含めないこと。
- ✓ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- ✓ 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- ✓ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ✓ サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。
- ✓ 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。

6 - 6 規定等の説明等

「原子力規制庁情報セキュリティポリシー」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、「原子力規制庁情報セキュリティポリシー」は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行い、必要な対応を行うこと。

6 - 7 情報システム監査

本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、原子力規制庁が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、原子力規制庁が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（原子力規制庁が別途選定した事業者による監査を含む）。

情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を原子力規制庁と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

6 - 8 セキュリティ要件

- 受注者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、原子力規制庁に書面で提出すること。受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、以下の要件を満たすこと。
 - ✓ 情報システムの開発工程において、原子力規制庁の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
 - ✓ 情報システムに原子力規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見付かったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁と請負先が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
 - ✓ 受注者の資本関係、役員等の情報、作業要員の氏名、所属、実績、国籍等の情報が把握できること。
- 受注者の情報セキュリティ対策の実施について、以下の要件を満たすこと。
 - ✓ 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因分析及び対処方法を原子力規制庁に報告し、承認を得て、対策を実施すること。
 - ✓ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について原子力規制庁に定期的に報告を行うこと。
 - ✓ 情報セキュリティ対策の完了後1年以内に受注者側の責めによる情報セキュリティ対策の不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- 受注者は、原子力規制庁から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。原子力規制庁より提供された要機密情報は、請負業務以外の目的で利用しないこと。また、本業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- 受注者は、機密性2を含む要保護情報を取り扱う保守端末について、盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。
- 受注者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置（ストレージ等の周辺機器を含む）について、サーバ装置の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。要保護情報の定義については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範

(平成 24 年 4 月 26 日改定。情報セキュリティ政策会議決定) を参照のこと。なお、改定時には最新版に準拠すること。

- 受注者は、原子力規制庁情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- 受注者は、原子力規制庁から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- 受注者は、本業務における情報システムの構築・改修等が完了し運用を開始する前に、受注者の遂行責任者及び情報セキュリティ統括責任者による品質報告及びセキュリティ報告を実施すること。
- セキュリティ報告には、脆弱性診断等の安全点検の結果を添付するとともに、不備が指摘された場合は、運用開始までに適切な対処を実施すること。
- 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を書面で報告すること。
- 受注者は、原子力規制庁と協議の上、情報セキュリティに係るサービスレベルの保証について取り決めを行い、これを満たしていることを原子力規制庁に定期的に報告すること。
- 原子力規制庁が再委託を承認した場合には、受注者は、原子力規制庁との契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、書面により原子力規制庁に報告すること。
- 本業務において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受注者は情報を厳重に管理すること。止むを得ず、再委託先において本業務に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受注者は、事前に原子力規制庁と調整し、原子力規制庁の指示に従うこと。
- 設置する機器等については、その設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下で継続的になされていること。また、当該品質保証体制が書面等で確認できること。
- 機器等に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。

- 情報システムの運用・保守工程において、原子力規制庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を整備していること。また、当該管理手順や品質保証体制が書類等で確認できること。
- 情報システムに原子力規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

第7 成果物の取扱いに関する事項

7 - 1 知的財産権の帰属

- 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示され、原子力規制庁と同意したもの以外は、全て原子力規制庁に帰属するものとする。
- 原子力規制庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により原子力規制庁がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に原子力規制庁の承認を得ることとし、原子力規制庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。成果物の納品に際し、受注者は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。受注者は原子力規制庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- 業務により生成されたデータは業務上の資産であるとの認識に立って、データの著作権は原子力規制庁に帰属するものであること（ソフトウェア製品やクラウドコンピューティングサービスを活用する場合も同じ）。

7 - 2 契約不適合責任

- 受注者は、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が原子力規制庁の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこ

の限りでない。)、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に原子力規制庁の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても原子力規制庁の承認を受けること。

- 原子力規制庁は、前各項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

7 - 3 検収

- 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに原子力規制庁に内容の説明を実施して、検収を受けること。納入に当たっては、「4-1-d 受入テスト支援」に示した受入テストにおいて原子力規制庁が合格判定をしていることを前提とする。
- 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について原子力規制庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

第8 入札参加資格に関する事項

8 - 1 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 原子力規制庁から指名停止措置が講じられている期間中ではないこと。
- 公告日において令和4・5・6年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- 入札説明会に参加した者であること。

8 - 2 公的な資格や認証等の取得

- 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ✓ 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。
 - ✓ 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること。（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること）
- 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ✓ 情報セキュリティ管理基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
 - ✓ 上記と同等の情報セキュリティ管理手順及び体制が明確化された情報セキュリティマネジメントシステムを有している事業者であること。（管理体制、情報セキュリティマネジメントシステム運営規程、情報セキュリティ管理手順規定等を提示すること）

8 - 3 受注実績

- 応札者は、以下の実績の全てを満たすこと。
 - ✓ クラウド基盤を利用したシステムを設計・開発・運用した実績を過去5年以内に有すること。

- ✓ 本システムと同規模以上のデータを扱うデータベースを設計・開発・運用した実績を過去 5 年以内に有すること。
- ✓ 官公庁のシステムを設計・開発・運用した実績を過去 5 年以内に有すること。
- ✓ 一般国民等の不特定多数のユーザが利用する Web システムを設計・開発・運用した実績を過去 5 年以内に有すること。

8 - 4 複数事業者による共同入札

- 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の担保責任に関しても協定の内容に含めること。
- 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- 共同入札を構成する全ての事業者は「8 - 1 競争参加資格」を満たすこと。また、代表者は「8 - 2 公的な資格や認証等の取得」および「8 - 3 受注実績」の応札条件を満たすこと。

8 - 5 入札制限

「令和 5 年度放射性物質測定調査委託費（放射線モニタリング情報ホームページ更改プロジェクト管理支援及び調達支援）事業」の受注事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

8 - 6 提案の際に提出する資料

サプライチェーン・リスクに係る確認のため、本調達において導入する通信回線装置、サーバ装置、端末、プリンタ、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器、外部電磁的記録媒体及びクラウドサービスは、製造業者名、製造業者の法人番号、製品名及び型番等（以下「機器リスト」という。）について、提案書の提出期限までに提出すること。提出された機器リストについて、担当官がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、当該リスクに対応するため、代替品の提示

又はリスク低減対策の提出を求めることがあるので、速やかに対応すること。なお、機器リストの機器等を変更する場合には、事前に担当官の承認を得ること。

第9 再委託に関する事項

9 - 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

本調達における再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に係る要件は以下のとおりとする。

- 受注者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委託し、又は請負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等について記載した書面を原子力規制庁に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- 再委託を行う場合、その者に対して機密保持、情報セキュリティの確保を、上記「6 - 1 機密保持、資料の取扱い」における記載内容と同様に請負等契約において規定し、受注者の責任においてこれを再委託先に遵守させること。
- 再委託を行う場合、再委託先に対して、毎月、サーバ操作ログの内容の確認、体制内のセキュリティインシデントの有無の確認及びヒヤリハットの件数の測定等を行い、原子力規制庁に報告すること。

9 - 2 承認手続

- 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を原子力規制庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を原子力規制庁に提出し、承認を受けること。
- 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

9 - 3 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、原子力規制庁は、当該再

委託先への再委託の中止を請求することができる。再々委託先以下にて当該契約違反等が発生した場合も同様とする。

第10 その他特記事項

10 - 1 前提条件等

- 本契約に係る特許、実用新案、意匠登録の紛争等について一切の責任を負うこと。
- 本契約に関する仕様に競合が生じた場合、関連法規を優先とする。
- 仕様内容の変更がある場合には、別途原子力規制庁より指示する。現地の建物条件等により、やむを得ず仕様を変更する場合は、あらかじめ原子力規制庁に確認すること。
- 本業務受注後に調達仕様書（要件定義書を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって原子力規制庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。
- 本業務の実施に当たっては、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律）に適応する環境物品の使用等が見込まれる場合には、これを積極的に採用するものとする。
- 作業実施者は、原子力規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

以上

令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサ
イトの更改業務
要件定義書

令和5年6月

原子力規制委員会原子力規制庁

目次

第1	はじめに.....	1
第2	業務要件.....	1
2-1	業務実施手順.....	1
2-2	規模.....	5
2-3	時期・時間.....	5
2-4	場所等.....	6
2-5	管理すべき指標.....	6
2-6	情報システム化の範囲.....	7
2-7	業務の継続の方針等.....	7
2-8	情報セキュリティ.....	8
第3	機能要件.....	9
3-1	機能に関する事項.....	9
3-2	画面に関する事項.....	10
3-3	帳票に関する事項.....	14
3-4	データに関する事項.....	15
第4	非機能要件.....	17
4-1	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項.....	17
4-2	システム方式に関する事項.....	18
4-3	規模に関する事項.....	19
4-4	性能に関する事項.....	20
4-5	信頼性に関する事項.....	20
4-6	拡張性に関する事項.....	22
4-7	上位互換性に関する事項.....	23
4-8	中立性に関する事項.....	23
4-9	継続性に関する事項.....	24
4-10	情報セキュリティに関する事項.....	24
4-11	情報システム稼動環境に関する事項.....	28
4-12	テストに関する事項.....	32
4-13	移行に関する事項.....	35
4-14	引継ぎに関する事項.....	36
4-15	教育に関する要件.....	36
4-16	運用に関する事項.....	37
4-17	保守に関する事項.....	41

第1 はじめに

本ドキュメントは、放射線モニタリング情報ポータルサイト（以下「本システム」という。）で実現すべき要件について記載したものである。

第2 業務要件

2-1 業務実施手順

2-1-a 業務の範囲（業務機能とその階層）

本システムに関する業務を以下に示す。

表1 業務の階層

階層1		階層2		業務概要	実施主体
No.	業務	No.	業務		
1	モニタリングデータ検索・参照業務	1-1	モニタリング各種データの検索・参照	<ul style="list-style-type: none"> • トップページダッシュボードや横断検索機能により、各種モニタリングデータを検索・参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般利用者
		1-2	本システムで公開される各種ファイルの参照	<ul style="list-style-type: none"> • 本サイトに登録されているデータを参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般利用者
		1-3	データダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> • 横断検索機能で出力されたデータ（CSV、PDFデータ）や、本システムで公開される各種ファイルをダウンロードする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般利用者
2	データ登録・更新業務	2-1	データ整備・更新	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の事項を実施する。詳細は「2-1-b-(1)データ整備・更新業務」及び図1を参照すること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本システムにて表示する各種データに更新があった際、データベースに取り込み可能な形式に変換し、データ更新（登録・修正・削除等）を行う。 ➢ 本システムで取り扱う各種コンテンツ・ファイルに対し、コンテンツ・ファイルの更新（登録・修正・削除等）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制庁 • 運用保守事業者
3	システム運用・保守業務	3-1	問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制庁により一般利用者からの問い合わせを受け付け回答する。本システムに関する問い合わせについては原子力規制庁より運用保守事業者に対し回答案の作成を指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制庁 • 運用保守事業者
		3-2	運用・保守管理	<ul style="list-style-type: none"> • 監視・障害対応等、本システムの維持に必要な業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 運用保守事業者

2-1-b 業務フロー

2-1-b-(ア) モニタリングデータ検索・参照業務

モニタリングデータ検索・参照業務に関して、本システムにて提供するユースケースの想定は以下のとおり。これらの利用シーンに資するシステムを構築する。

表 2 モニタリングデータ検索・参照業務に係るユースケース

利用者		利用シーン	利用する機能
一般利用者	一般国民	<ul style="list-style-type: none"> 現在の各地域における放射線量率等について、概況を本システムにて確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地図表示機能(ダッシュボード)
	教育者	<ul style="list-style-type: none"> ALPS 処理水放出における福島第一原子力発電所周辺の海域や陸域の放射線量率への影響を確認する。 教育等の一環として福島県等の放射線量率のデータを教材に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 横断検索機能 グラフ化機能(グラフ表示、グラフ表示結果の PDF ダウンロード)
	研究者	<ul style="list-style-type: none"> 条件(地域、期間、核種など)を設定して福島県等のデータを収集する。 上記のデータを CSV 等のファイルで取得し、利用者自身で加工・分析する。 	<ul style="list-style-type: none"> 横断検索機能 グラフ化機能(CSV ダウンロード) ファイル一覧機能(ファイルダウンロード)
原子力規制庁		<ul style="list-style-type: none"> 総合モニタリング計画に則り、モニタリングしたデータや報告、計画に関する情報を公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ登録・更新機能(データベースへの登録、ストレージへの登録等)
運用保守事業者		<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁の指示を受け、コンテンツの登録・更新を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ登録・更新機能(データベースへの登録、ストレージへの登録等)

2-1-b-(イ) データ整備・更新業務

データ整備・更新業務に関して、関連するフローを以下に示す。当該業務に係る運用フローの詳細は、運用・保守設計において事業者にて検討すること。

- 運用保守事業者及び原子力規制庁の作業は業務時間（平日 9:00-17:00）を基本とする。
- グラフ化対象のデータ及び更新頻度については「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」のとおりとする。
- 新規登録に加えて、データの変更・削除のフローも設計すること。

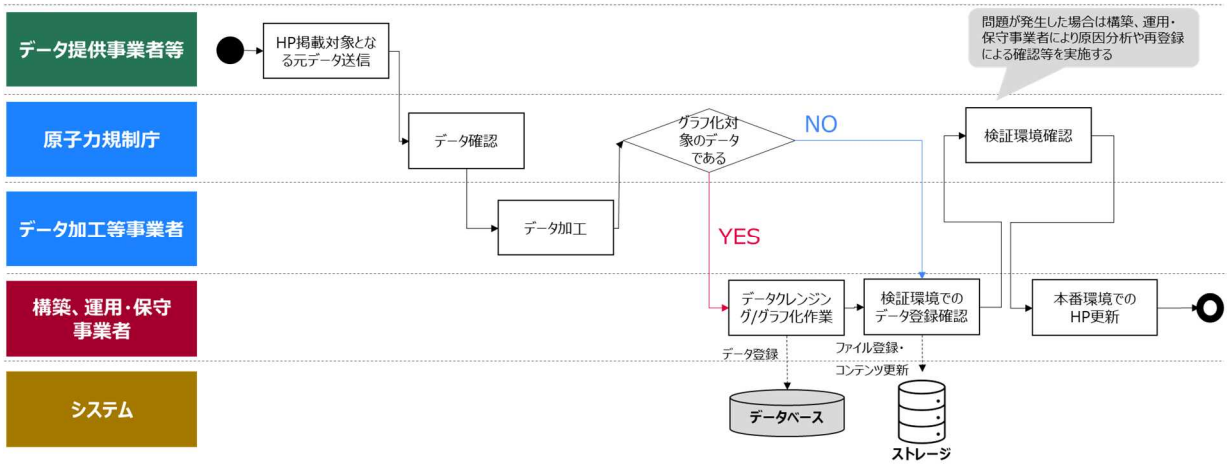


図 1 想定するデータ更新・登録のフロー

2-1-c 業務の実施に必要な体制

本システムに関する業務における主要な関係者と基本的な役割を以下に示す。

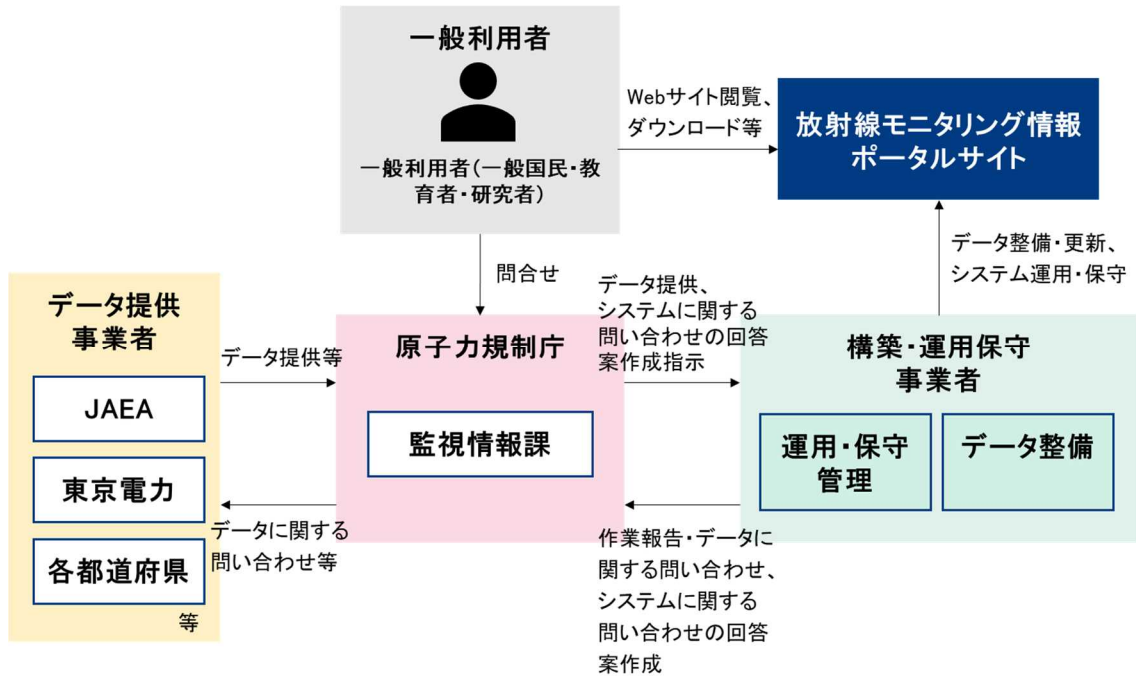


図2 本システムにおける業務体制図

表3 業務の実施に必要な体制

実施体制	組織等	役割等
一般利用者	一般利用者(一般国民・教育者・研究者)	<ul style="list-style-type: none"> 本システムの Web 閲覧(各種コンテンツの閲覧・ダウンロード等)を行う。 原子力規制庁に問い合わせを行う。
データ提供事業者(JAEA、東京電力、各都道府県等)		<ul style="list-style-type: none"> 各種測定データ等を原子力規制庁に提供する。
原子力規制庁	監視情報課	<ul style="list-style-type: none"> 測定データに不備等がある場合は関連事業者に修正依頼を行う。 運用保守事業者に各種測定データを提供する。 一般利用者からの問い合わせに回答する。システムに関する問い合わせは運用保守事業者に回答案の作成を指示する。
運用保守事業者		<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁からの請負により、本システムに係るデータ更新、運用・保守その他管理等を行う。 原子力規制庁からの指示に基づき、問い合わせ回答案の作成を行う。

2-1-d 入出力情報及び取扱量

本業務で取り扱う入力情報は、「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」に記載する「グラフ化対象データ」のデータベースへの取込、各ファイルの CMS への登録が該当す

る。なお出力情報は特に存在しないが、放射線モニタリング情報ポータルサイトにアクセスする一般利用者がファイルダウンロード機能を提供する。

2-2 規模

2-2-a サービスの利用者数及び情報システムの利用者数

本システムの想定利用者数を以下に示す。

表 4 想定利用者数

利用者	利用者の属性	主な利用拠点	サービス提供時間帯	利用者数	補足
一般利用者	一般国民(地域住民、教育者、研究者等)を想定。	全国	24時間	不特定多数	アクセス数については、「2-2-b 処理件数」を参照のこと。
原子力規制庁、運用保守事業者	原子力規制庁職員及び関連業務受託者	原子力規制庁施設内又は関連業務受託者拠点	24時間 (業務時間は平日 9:00-17:00)	約 5 人	

2-2-b 処理件数

本システムの処理件数は以下のとおり想定する。

表 5 処理件数

項目	処理件数 (アクセス)						補足
	年間総数	月平均	日平均	ピーク月	ピーク日	ピーク時	
Web ページへのアクセス	876,000	73,000	2,500	38,000	6,000	250	ピークは原子力災害発生時等を想定

2-3 時期・時間

2-3-a 業務の時期・時間

本システムにおける業務の実施時期・時間は以下のとおりとする。

表 6 業務の実施時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	下記以外	24時間	
繁忙期	原子力災害発災時	24時間	原子力災害発災時においては、原子力規制庁にて構築運用中である別の web サイト (https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/) を参照するように誘導することとなるが、連動して本システムのアクセスも増加することが想定される。

2-4 場所等

2-4-a 業務の実施場所

本システムにおける業務の実施場所は以下のとおりとする。

表 7 業務実施場所

場所名	実施体制	所在地
原子力規制庁	原子力規制庁 監視情報課	東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号
設計・開発事業者拠点	設計・開発事業者	原子力規制庁の承認を得た拠点
運用保守事業者拠点	運用保守事業者	原子力規制庁の承認を得た拠点
利用者拠点	一般利用者	各利用者の拠点(自宅等)

2-4-b 諸設備、物品等

本業務を実施するにあたり、必要な設備や物品等がある場合は、監督職員に報告し、承認を得ること。

2-5 管理すべき指標

2-5-a 管理すべき指標

本業務において、管理すべき指標は以下のとおりとする。

これらの指標に係る情報を効率的に取得及び監視する仕組みについて、システム実装や運用設計を行うこと。

表 8 管理すべき指標

指標の種類	指標名	計算式	管理スパン	単位	目標値	管理方法
アクセス集計	全体 Web アクセス数	本システム全体へのアクセス数	1 時間単位 日別 月別 年別	回	—	運用作業報告書
	アクセスユニークユーザ数	本システム全体へのユニークユーザのアクセス数			—	
	ページ別 Web アクセス数	ページ別のアクセス数			—	
	機能別 Web アクセス数	機能別のアクセス数			—	
	種類別ファイルダウンロード数	種類別のファイルダウンロード件数			—	
情報システム性能指標	稼働率	「年間実稼働時間」/「年間予定稼働時間」× 100	1 時間単位 日別 月別 年別	%	99.95%/年	
	リソース状況 (メモリ、CPU、ディスク利用状況)	「使用量」/「容量」× 100		—	—	

指標の種類	指標名	計算式	管理スパン	単位	目標値	管理方法
	回線利用状況	ネットワーク利用量		—	—	

2-6 情報システム化の範囲

2-6-a 情報システムの機能

本システムの情報システム化範囲を以下に示す。

各機能の詳細は第3 機能要件に記載する。

表 9 情報システム化の範囲

No.	機能	機能概要	対応する業務
1	横断検索機能	<ul style="list-style-type: none"> 蓄積しているモニタリングデータについて期間、測定対象などを横断的に検索し、ファイル一覧やグラフで結果を表示する。 検索結果に応じて表示された地図画面上に各データに対応する地点を表示する。(詳細は別紙 2 画面レイアウト一覧を参照) 	1-1 モニタリング各種データの検索・参照
2	ファイル一覧表示機能 (横断検索機能)	<ul style="list-style-type: none"> 横断検索の結果としてファイル一覧を表示する。 ファイルをダウンロードできる機能を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 モニタリング各種データの検索・参照 1-3 データダウンロード
3	グラフ表示機能(横断検索機能)	<ul style="list-style-type: none"> 横断検索の結果をグラフ化して表示する。 	1-1 モニタリング各種データの検索・参照
4	ダッシュボード表示機能	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率、海域モニタリングのデータを地図上にマッピングして表示する。 ダッシュボード上で過去から現在までの推移をバー操作にて動的に確認できる。 	1-2 本システムで公開される各種ファイルの参照
5	サイトコンテンツ表示機能	<ul style="list-style-type: none"> 新着情報、計画概要、コラムなど情報発信するコンテンツを表示する。 	1-2 本システムで公開される各種ファイルの参照
6	コンテンツ登録・更新機能	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なコンテンツ登録及び更新を行う。 	2-1 データ整備・更新
7	運用・保守機能	<ul style="list-style-type: none"> システム監視、セキュリティ管理、バックアップ、ログ管理等、システム運用・保守に必要な機能。 指標管理のために必要な機能。 	3-2 運用・保守管理

2-7 業務の継続の方針等

2-7-a 目標復旧時間

本システムで求める目標復旧時間は以下のとおり。

表 10 目標復旧時間

目標復旧時間		稼働率目標
平常時	大規模災害等の発災時	平常時
48 時間	7 日以内	99.95%

2-8 情報セキュリティ

2-8-a 情報セキュリティ対策の基本的な考え方

本システムにおける情報は全て公開情報であり要保護情報は含まれないため、全て機密性 1 情報と位置付ける。

第3 機能要件

3-1 機能に関する事項

3-1-a 全体方針

本システムにおける機能構築方針は、下表のとおりとする。また、各機能・画面において、以下の事項を満たすこと。

- 各コンテンツ・機能を英訳し、英語版のサイトを作ること。ただし現行サイトからの移行対象となるファイルの英訳作業は本業務に含まない。
- PCとスマートフォンを利用者端末と想定し、それぞれに最適な画面を設計すること。

表 11 機能構築方針

No.	項目	対応方針
1	一般利用者の欲しい情報をわかりやすく伝える	<ul style="list-style-type: none"> • データの検索しやすさやサイトの探索しやすさを向上させることにより、一般利用者が必要とするデータに辿り着けるようにする。 • 地図上のマッピングやグラフ化などのデータの可視化によって、一般利用者が容易にデータを把握できるようにする。
2	風評被害の抑制(客観性、透明性、信頼性)に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制庁にて入手しているデータについては、一般利用者が自由に加工可能な形式で提供（ダウンロードを含む）する。 • データ理解の補助として基準値や指標を表示する。 • データは適切な頻度で更新し蓄積する。 • 測定方法や測定者などのプロセス情報を明示する。

3-1-b 機能一覧

本システムにおける業務要件を実現するために必要となる機能は以下のとおり。詳細は、「別紙 1_機能一覧」を参照のこと。

表 12 主要機能の構成

No.	分類	機能	機能概要
1	画面	横断検索機能	<ul style="list-style-type: none"> • データベースに蓄積したデータについて期間、測定対象などを横断的に検索し、ファイル一覧やグラフで結果を表示する。 • 検索結果に応じて表示された地図画面上に各データに対応する地点を表示する。 (詳細は別紙 2_画面レイアウト一覧を参照)
2		ファイル一覧表示機能(横断検索機能)	<ul style="list-style-type: none"> • 横断検索の結果としてファイル一覧を表示する。 • 検索結果として、日本語版サイトでは日本語ファイルを優先的に表示し、英語版サイトでは英語ファイルを優先的に表示する。 • ファイルをダウンロードできる機能を提供する。
3		グラフ表示機能(横断検索機能)	<ul style="list-style-type: none"> • 横断検索の結果をグラフ化して表示する。

No.	分類	機能	機能概要
4		ダッシュボード表示機能	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率、海域モニタリングのデータを地図上にマッピングして表示する。 ダッシュボード上で過去から現在までの推移をバー操作にて動的に確認できる。
5		サイトコンテンツ表示機能	<ul style="list-style-type: none"> 新着情報、計画概要、コラムなど情報発信するコンテンツを表示する。
6	運用・保守	コンテンツ登録・更新機能	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なコンテンツ登録及び更新を行う。
7		運用・保守機能	<ul style="list-style-type: none"> システム監視、セキュリティ管理、バックアップ、ログ管理等、システム運用・保守に必要な機能。 稼働率、リソース状況、PV数計測やダウンロード数計測等、指標管理のために必要な機能。

機能構成イメージは下図のとおり。

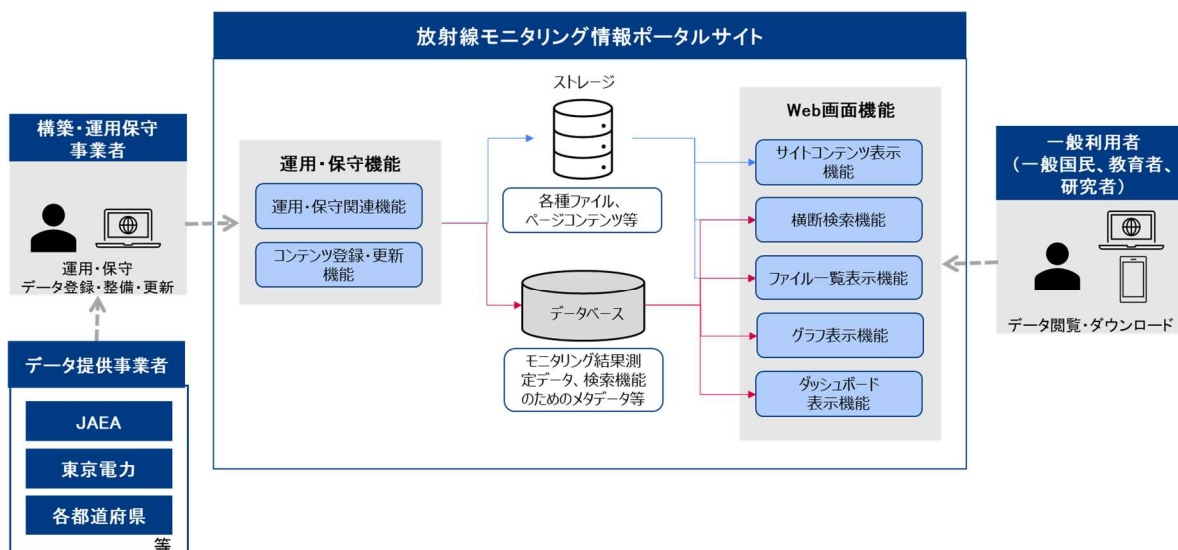


図3 主要機能構成イメージ

3-2 画面に関する事項

3-2-a 画面一覧

本システムで利用する画面一覧については、「表13 画面一覧」を参照のこと。

機能要件を満たす範囲でユーザビリティに配慮し、設計・開発の中で複数の画面を統合又は分割すること、機能を別画面に移動すること、表示形式を変更すること等も想定する。

各画面に記載する説明文や表示画像等は原子力規制庁と協議し、指示を受けること。

表 13 画面一覧

画面 ID	サービス分類	画面名	画面概要	画面レイアウトイメージ有無	
S1-01	共通	トップページ	サイトマップやダッシュボード等により、本サイトで閲覧できる情報の全体像およびページの階層がわかるようにする。	○	
S1-02		総合モニタリング計画の紹介	総合モニタリング計画について原子力規制庁にて記載した紹介文を記載し、適切な外部リンク集(S5)に誘導可能にする。	-	
S2-01		新着情報詳細	当サイトの更新情報等を一覧化する。更新情報を自動的に反映する。	現行サイトの構成を踏襲すること。(※1)	
S3-01		重要なお知らせ	総合モニタリング計画の改定に係る情報等、重要性が高い情報を一覧化する。	現行サイトの構成を踏襲すること。(※2)	
S4-01		総合モニタリング計画	S4-02~S4-06 の、総合モニタリング計画に係る各ページへのリンクを集約する。	-	
S4-02		計画概要	また、総合モニタリング計画に関する解説を掲載する。	-	
S4-03		コラム(情報発信)	原子力規制庁にて記載したコラムや情報発信を掲載する。	-	
S4-04		会議・計画	総合モニタリング計画に関する過去の打合せの結果等を集約する。	現行サイトの構成を踏襲すること。(※3)	
S4-05		調査・評価・報告書	過去の調査結果・評価結果・報告書に係る記載を集約する。	現行サイトの構成を踏襲すること。(※4)	
S4-06		関連資料	その他、関連する資料へのリンクページを集約する	現行サイトの構成を踏襲すること。(※5)	
S5-01		横断検索機能	横断検索機能	モニタリング結果に係るデータ・ファイルを検索可能とする。	○
S5-02			外部リンク集(空間線量率)	横断検索結果に関連する外部サイトへのリンクを示す。	-
S5-03			外部リンク集(大気浮遊じん)		-
S5-04			外部リンク集(土壌資料)		-
S5-05	外部リンク集(環境試料)		-		
S5-06	外部リンク集(定時降下物)		-		
S5-07	外部リンク集(詳細モニタリング)		-		
S5-08	外部リンク集(放射線量等マップ)		-		
S5-09	外部リンク集(航空機モニタリング結果)		-		
S5-10	外部リンク集(海域モニタリング結果)		-		
S5-11	外部リンク集(公共用水域)		-		

S5-12		外部リンク集(農地、 林野等)		-
S5-13		外部リンク集(水道・ 食品)		-
S6-01	共通	モニタリング結果アー カイブ	過去のモニタリング結果に係る 情報を集約する。	現行サイトの構成を 踏襲すること。(※6)
S7-01		各コンテンツ詳細ペ ージ	S2-01、S3-01、S4-02～S4-06、 S6-01に係る各コンテンツの詳細 (PDFファイル等)を格納する。	

※1 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja/new/list-1.html> 参照

※2 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja/list/577/list-1.html> 参照

※3 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja/list/511/list-1.html> 参照

※4 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja/list/519/list-1.html> 参照

※5 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja/list/521/list-1.html> 参照

※6 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja/list/512/list-1.html> 参照

3-2-b 画面遷移

3-2-b-(ア) 画面遷移イメージ

主要な画面に関して想定する画面遷移図は下図のとおり。PC画面とスマートフォン画面において、画面遷移は同様とすることを想定する。

この画面遷移図を基本として画面設計を行うが、利用者の利便性を踏まえて設計段階で画面遷移を変更・修正することも想定する。

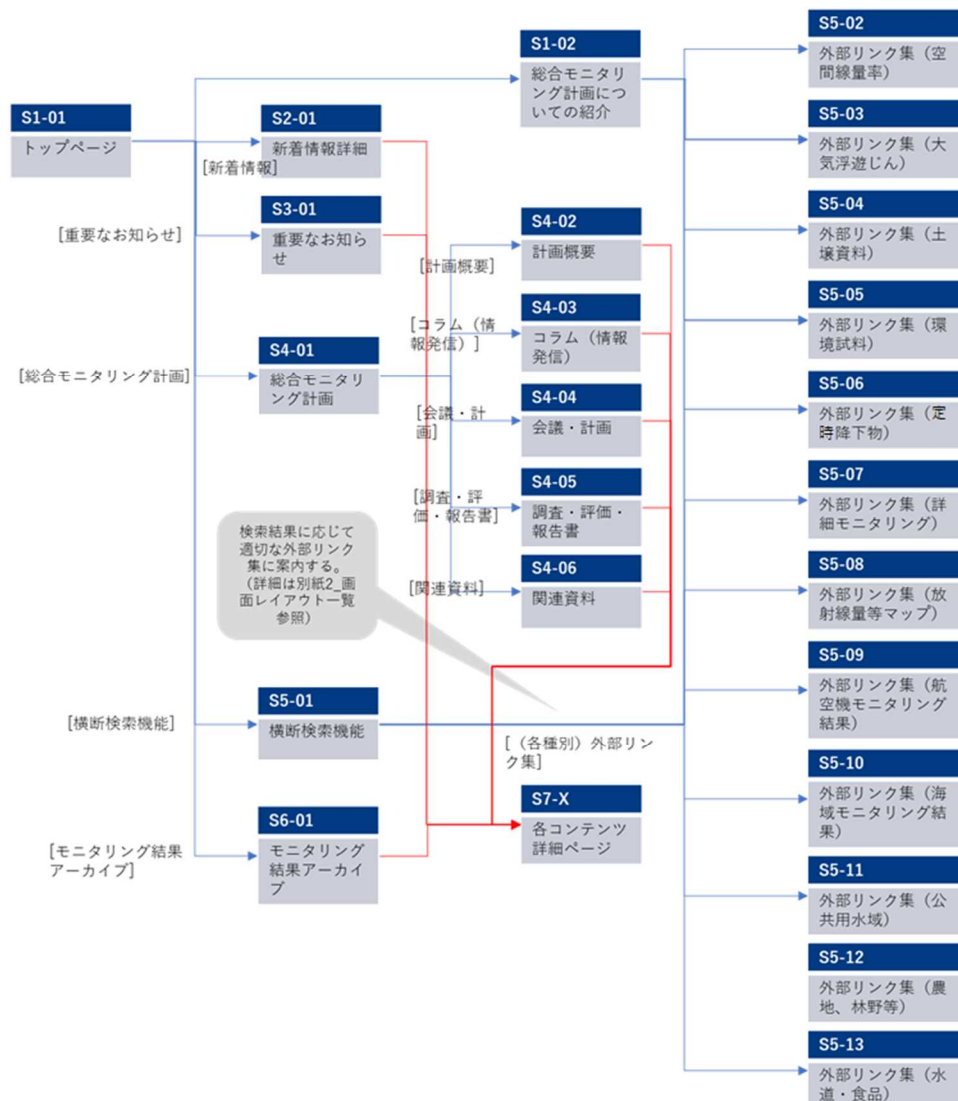


図 4 画面遷移イメージ

3-2-b-(イ) 画面遷移の基本的な考え方

本システムにおける画面遷移の基本的な考え方を以下に示す。

- 本システム全体の画面遷移、画面表示および画面構成に統一性を持たせること。
- 各画面に統一的操作メニューを表示し、他のメニュー画面への遷移を可能とすること。
- 現在の画面のメニュー体系における位置を階層的に表示し、遷移元画面を含む他の画面への遷移を可能とすること。
- 画面を一度閉じたり、メニュー画面に遡ったりすることなく、連続的な操作を可能とすること。
- 画面の複数起動を可能とすること。

3-2-c 画面レイアウト

本システムの主要画面について、「別紙 2_画面レイアウト一覧」にて画面レイアウトのイメージ及び各画面の要件を示す。なお、画面レイアウトのイメージを示す画面は、「表 13 画面一覧」の「画面レイアウトイメージ有無」列が「○」となっているものである。その他の画面も設計・開発のうえ実装が必要であることに留意すること。

- 画面レイアウトは現行の原子力規制庁モニタリングポータルサイト等を参考にしたイメージであるため、各画面要件を踏まえてユーザビリティ・アクセシビリティ等の観点でコンテンツ配置・表示方法・検索方法等の工夫を行うこと。
- PCおよびスマートフォンに対応し、ユーザ側の端末の画面サイズ等によって最適な画面構成となるように設計すること。また、画面によってはPC版とスマートフォン版をユーザの選択により切り替えられるようにすること。

3-2-d 画面設計ポリシー

本システムにおける画面設計ポリシーを以下に示す。なお、「4-1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項」も踏まえて画面設計を行うこと。

- ボタンは一貫したポリシーに従い利用者にとって認識しやすい位置や形で、統一性をもたせて、配置・デザインすること。
- リンク（画像リンク、テキストリンク等）は一貫したポリシーに従い、利用者にとって認識しやすい位置や形で、統一性のある配置・デザインすること。
- Webサイト全体で表示フォント・文言の統一を行うこと。
- 複数利用される画面上の項目名や説明は、設定ファイル、データベース等に登録し、容易に一括変更ができること。
- 画面入力について、商用サイトでの標準的な動作に準拠すること。
- 固有の Web ブラウザに依存する技術を用いず、一般的に普及しているモダンブラウザで動作するようにすること。
- 画面設計に関しては、モックアップ・プロトタイプ等を設計の早い段階で作成し、原子力規制庁と設計・開発事業者が画面デザインやレイアウトのイメージを確認しながら設計・開発を進められるようにすること。モックアップ・プロトタイプ等の確認は複数回実施することを想定すること。

3-3 帳票に関する事項

本システムにおいて出力される帳票はない。

3-4 データに関する事項

3-4-a データ一覧

本システムにて取り扱うファイルの一覧、および更新頻度等は「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」を参照すること。

3-4-b 背景地図に係る要件

本システムにおける地図表示機能で採用する背景地図については、以下の要件を満たすこと。なお、背景地図を用いるのは表 13 に示す、S1-01「トップページ」画面、S5-01「横断検索機能」の画面である。

表 14 背景地図情報の要件

No.	要件分類	要件
1	背景地図の表示方法	背景地図の表示については、PNG 等画像を埋め込む手法やインターネット等を経由した地図表示サービスの利用などの選択肢から、開発及び運用保守が効率的となる手法を採用すること。
2	提供範囲	「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」のグラフ化対象データにおいて、座標情報が存在するものについて、地図上での表示が可能であること。なお、座標が海洋にあるデータも存在するため、等深線が表記されている海図表示が可能であること。
3	地図縮尺	地図種別に対し、詳細(市街図、概ね 235m/500dot 程度)、丁目(市街図、概ね 715m/500dot 程度)、大字(1/2.5 万道路、概ね 2.5km/500dot 程度)、町(1/2.5 万道路、概ね 8.5km/500dot 程度)、市(1/20 万広域、概ね 25km/500dot 程度)、県(1/20 万広域、概ね 85km/500dot 程度)及び広域(1/80 万地方図、概ね 230km/500dot 程度)の 7 種類の地図倍率が選択可能なこと。
4	地図操作	地図の拡大、縮小、移動が可能であること。
5	地図更新	主要な地域の地図情報(道路、駅等)は 1 年に 1 回程度全面的に更新がなされること。 ※海図は 5 年に 1 回程度でよい
6	英字での情報	英語版のシステムにおいては、英語サイトにアクセスした際は英字で記載されたものであること。

3-4-c データ調達・更新に係る要件

モニタリングポータルサイトの各データ及びコンテンツに関して、定期的に更新等の作業を実施すること。設計開発時には初期データを登録するとともに、運用・保守時のデータ更新業務を効率的に実施するような手順やツールの整備を行うこと。

なお、「3-4-c-(7)共通事項」、「3-4-c-(i)グラフ化対象データの登録」、「3-4-c-(v)各種ファイルの登録」に記載する作業内容について、以下の事項を満たすこと。

- 設計・開発事業者により設計・開発するシステムの実装に合わせて、最適な方法・ツールについて提案を行う
- ツールやプログラムを用いる場合は、手順書と合わせて成果物として納入する。
- 手順書の中では当該ツール・プログラムの仕様について明らかにする。

3-4-c-(7) 共通事項

データ調達・更新にあたって、以下を考慮した手順とすること。

- データ加工・検証を自社に用意するテスト環境（設計・開発事業者環境）により実施した後、検証環境にデータ登録し正常に表示されることを検証すること。
- データ等にシステム上問題のあるデータが含まれている場合は速やかに報告し対応を検討すること。正常に処理できない場合は、不具合箇所を特定しデータ等の改修を行った上で正常に処理できることを確認すること。
- インデックス作成、データベースチューニング等を行い、性能に影響がある場合は適切な改善案を提案し、監督職員の上承を得た上で対応すること。
- 検証環境で正常なデータ表示を完了し、システム及びデータに不備がないことを確認した上で最新のデータを本番環境に登録し、指定日時に公開作業を実施すること。

3-4-c-(イ) グラフ化対象データの登録

「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」に記載したグラフ化対象のデータに対し、下記の登録に係る作業を実施すること。

- 横断検索実現のために各データに検索可能なインデックスを付与すること。検索項目については「別紙 4_横断検索機能の検索項目」を参照すること。
- 付与するインデックスの詳細及びグラフ化すべきデータ項目については原子力規制庁にて指定することを基本とするが、設計・開発事業者は原子力規制庁の検討を技術面において適宜支援すること。
- 横断検索機能における表示グラフ種別や各画面におけるレイアウト、色使い等については、運用中に簡便に修正可能であることが望ましい。

3-4-c-(ウ) 各種ファイルの登録

「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」に示す各種測定結果ファイルや報告書等を登録する。なお、ファイル形式は CSV、PDF、KMZ、XLSX、ZIP 形式である。

- 横断検索実現のために「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」に記載した検索対象の各データに検索可能なインデックスを付与すること。検索項目については「別紙 4_横断検索機能の検索項目」を参照すること。

第4 非機能要件

4-1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

4-1-a 情報システムの利用者の種類、特性

本システムの利用者の特性を、目的に応じて以下の表のとおり区分する。

表 15 利用者の特性

利用者区分		利用者の種類	利用者の特性
一般利用者	一般国民	<ul style="list-style-type: none"> トップページのダッシュボード等を閲覧し、各地域における放射線量率等の概況を確認すると想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般国民は PC 及びスマートフォンからのアクセスが主に想定される。 一般国民は IT リテラシーが必ずしも高くないことが想定される。
	教育者	<ul style="list-style-type: none"> ALPS 処理水放出における福島第一原子力発電所周辺の海域や陸域の放射線量率への影響を確認する 教育等の一環として横断検索機能を利用し、福島県等の放射線量率のデータを教材に利用すると想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育者は PC でのアクセスが主に想定される。 教育者は一定程度の IT リテラシーが見込まれる。
	研究者	<ul style="list-style-type: none"> 条件(地域、期間、核種など)を設定して福島県等のデータをダウンロードすると想定される。 ダウンロードした CSV 等のファイルで取得し、利用者自身で加工・分析すると想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者は PC でのアクセスが主に想定される。 研究者は一定程度の IT リテラシーが見込まれる。
原子力規制庁職員		<ul style="list-style-type: none"> 本システムの運用・管理に関する業務の担当者。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務担当者が主に利用するため、利用者は限定的である。
運用保守事業者		<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁の指示により本システムの運用・保守を実施する担当者。 	—

4-1-b ユーザビリティ要件

本システムのユーザビリティ要件を以下に示す。

表 16 ユーザビリティ要件

No.	分類	全体方針
1	画面構成	<ul style="list-style-type: none"> 提供可能なデータや表示形式等をわかりやすく示した上で、利用者が求めるデータや表示形式を選択肢等の形式で容易に選択のうえ表示される画面構成とすること。 レスポンス対応や専用の画面を用意する等、PCのみでなくスマートフォンでの閲覧も考慮したレイアウトとすること。 ヘルプ画面や凡例、関連データを表示するボタンについて、視認性を確保した表示とすること。 画面に表示される各コンテンツの視認性に配慮すること。 視認性のあるフォント及び文字サイズとすること。 画面遷移、ボタン機能の操作性は画面表示及び構成

No.	分類	全体方針
		に統一性を持たせた配置とすること。
2	操作のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が必要なデータの閲覧や入手ができるようにすること。
3	エラーの防止と処理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が操作や入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。

4-1-c アクセシビリティ要件

本システムのアクセシビリティ要件を以下に示す。

表 17 アクセシビリティ要件

No.	分類	全体方針
1	言語対応	<ul style="list-style-type: none"> 本システムでは、日本語サイト・英語サイトをそれぞれ構築すること。
2	基準等への準拠	<ul style="list-style-type: none"> 色の違いを識別しにくい利用者(視覚障害等)を考慮し、利用者への情報伝達や操作指示を促す手段はメッセージを表示する等とし、可能な限り色のみで判断するようなものは用いないこと。 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)を参考とすること。 web サイトの構築フェーズ完了時には、みんなのアクセシビリティ評価ツール:miCheckerにて機械的なチェックを実施すること。得られたチェック結果について対応の必要性を原子力規制庁と協議のうえ、必要な改修を実施すること。 JIS X 8341-3:2016 の適合レベル A に準拠していること。また、以下の項目は適合レベル AA に準拠すること。 <ul style="list-style-type: none"> 1.4.3 コントラスト(最低限レベル)の達成基準 1.4.5 文字画像の達成基準 2.4.6 見出し及びラベルの達成基準 2.4.7 フォーカスの可視化の達成基準 3.1.2 一部分の言語の達成基準 3.2.3 一貫したナビゲーションの達成基準 3.2.4 一貫した識別性の達成基準 3.3.3 エラー修正の提案の達成基準 3.3.4 エラー回避(法的、金融及びデータ)の達成基準

4-2 システム方式に関する事項

4-2-a 情報システムの構成に関する全体の方針

本システムの構成に関する全体の方針を以下に示す。なお、安全かつ安定的なサービスの提供を前提とし、実現性が十分であることを担保できる場合は、コスト効率を高めることを基本とする。

表 18 情報システムの構成に関する全体の方針

No.	分類	全体方針
1	システムアーキテクチャ	<ul style="list-style-type: none"> 本システムのシステムアーキテクチャは Web 型とする。

No.	分類	全体方針
2	アプリケーションプログラムの設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムを構成する各コンポーネント間の疎結合、再利用性の確保を基本とする。
3	ソフトウェア製品の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア製品を活用する場合は、広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用する。
4	システム基盤の方針	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスを利用することを基本とする。

4-2-b 開発方式及び開発手法

本システムの開発方式及び開発手法を以下に示す。

- 本システムの開発方式及び開発手法は、原子力規制庁の要求等を取り入れつつ、要求の変更による手戻りを防止できる手法とすること。
- 本調達の開発方式については、特定の方式に制限はしないが、スクラッチ開発／アプリケーションプログラムの移植／ソフトウェア製品のカスタマイズ等より提案すること。
- 本調達の開発手法（ウォーターフォール、アジャイル等）は、設計・開発事業者において、豊富な成功実績を有する確立されたフレームワーク（設計・開発プロセス）を採用すること。なお、原子力規制庁職員による仕様確認及び進捗確認作業実施が容易であること。
- 構築・運用保守事業者は開発標準を提案すること。また開発時には、当該開発標準を作業担当者に確実に周知すること。
- アプリケーションの開発及び運用にあたっては、クラウド上に実装されることを踏まえて以下の方針に沿い、インフラ構築管理コスト削減、インフラ構築管理工数削減、セキュリティ品質向上、開発スピード向上、継続的改善の実現を目指すこと。

4-3 規模に関する事項

4-3-a 機器数及び設置場所

本システムはクラウドサービスを利用して構築することから機器数及び設置場所について個別の指定はしないため、設計・開発事業者は各種要件を充足するよう最適な機器数及び設置場所を選定すること。

クラウドサービスは、日本国内のリージョンより提供すること。

4-3-b データ量

本システムで扱うデータ量について、「3-4 データに関する事項」に記載する登録データおよび「4-1 3-a 移行対象データ」を参照のこと。

4-3-c 処理件数

本システムで取り扱う処理件数は、「2-2-b 処理件数」の項を参照のこと。

4-3-d 利用者数

本システムで想定する利用者数は、「2-2-a サービスの利用者数及び情報システムの利用者数」の項を参照のこと。

4-4 性能に関する事項

4-4-a 応答時間

本システムの応答時間に関する目標値は以下のとおりとする。なお、本システムの利用者は不特定多数の一般利用者が含まれることから、利用者の環境に依存しないレスポンスタイム（サーバ側でリクエストを受け付けてからレスポンスを返し始めるまで）を指標とする。

表 19 目標応答時間

No.	設定対象	指標名	目標値	応答時間達成率
1	参照系処理	レスポンスタイム	定常時:3 秒以内 ピーク時:7 秒以内	90%以上
2	検索処理	レスポンスタイム	定常時:7 秒以内	90%以上
3	ダウンロード機能	レスポンスタイム	定常時:10 秒以内	90%以上

バッチ処理を行う場合は、ピーク時であってもオンラインレスポンスに著しい影響を与えないようにすること。

4-4-b スループット

本システムのスループット目標値を以下に示す。

表 20 スループット目標値

No.	設定対象	最大処理量
1	Web ページへのアクセス(PV 数)	1,000PV/時間
2	検索処理	100 回/時間
3	ダウンロード処理	100 回/時間

4-5 信頼性に関する事項

4-5-a 可用性要件

本システムにおける可用性に関する要件を以下に示す。

4-5-a-(ア) 可用性に係る目標値

4-5-a-7-① サービス提供時間

- 本システムのサービス提供時間（利用者が使用可能な時間）は、24 時間 365 日とする。
- 保守作業を実行する場合も、サービス提供を極力可能にすること。計画停止を行う場合は、停止時間を極力短縮すること。

4-5-a-7-② 稼働率

本システムの稼働率は、99.95%を満たすこと。

なお、稼働率は、稼働予定時間に対して実際に稼働した時間の割合であり、下記の算式により算出する。

$$\text{稼働率 (\%)} = (1 - 1 \text{ 年間の停止時間} \div 1 \text{ 年間の稼働予定時間}) \times 100$$

- 稼働予定時間とは、稼働すべき時間を指し、計画停電及び定期保守等の事前に計画した停止時間を除く。ここで、定期的なコンテンツ更新に関しては原則として「事前に計画した停止時間」には含めないものとする。コンテンツ更新はシステム停止なしで実施すること。
- 停止時間とは、計画外でシステムが停止していた時間、あるいは多数の利用者が使用できない状態にあった時間を指し、待機系システム等への切り替えのために発生した停止時間、障害発生から復旧のために必要となった停止時間及び人為的なミスにより発生した停止時間を含む。
- その他、採用するクラウドサービスにおいてアップデート対応のために計画停止等の時間が必要な場合には、当該期間がどの程度事前に把握できるのか、変更等の調整は可能なのか等についても提案書で明示すること。

4-5-a-(イ) 可用性に係る対策

本システムの可用性要件の実現方法に関する要件を以下に示す。

- 稼働率目標値及び「4-9-a 継続性に係る目標値」を満たすため、必要に応じ各種サーバ機器のクラスタ化や障害発生時の待機系への自動的に切替え等を実装すること。

- 稼働率目標値及び「4-9-a 継続性に係る目標値」について、採用するクラウドサービスの SLA 等により評価し、実現性を検証すること。なお、負荷分散、縮退運転、冗長化、障害時の原因切り分け等については、具体的な構成や実現方法をクラウドサービス提供事業者の公表資料に基づき検討すること。また、必要に応じてクラウドサービス提供事業者と連携を図ること。

4-5-b 完全性要件

本システムにおける完全性に関する要件を以下に示す。

- 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- データの複製や移動を行う際に、データが毀損しないよう、保護すること。
- データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。

4-6 拡張性に関する事項

4-6-a 性能の拡張性

本システムの性能に対する拡張性に関する要件を以下に示す。

- 今後、インターネット回線の増速や将来の利用者拡大、想定される処理の増加に対して、必要な性能を維持するための拡張性を有すること。
- 今後の利用者数増減に対応できるようにリソースの増減を柔軟に実施できるようにすること。
- 負荷が想定よりも増大した場合、スケールアウト又はスケールアップで対応可能な設計とすること。

4-6-b 機能の拡張性

本システムの機能に対する拡張性に関する要件を以下に示す。

- 利用者ニーズ及び業務環境の変化等に最小コストで対応可能とするため、本システムを構成する各機能の再利用性を確保すること。
- 将来的な機能追加を実施する際に、柔軟に対応できるような仕組みを提案・検討すること。

4-7 上位互換性に関する事項

4-7-a 上位互換性

本システムの上位互換性に関する要件を以下に示す。

- 業務及びサービスへの影響を最小限にソフトウェアのバージョンアップ等に対応可能であること。
- 利用者ニーズ及び業務環境の変化等に最小コストで対応可能とするため、本システムを構成する各機能の再利用性を確保すること。
- クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- Web ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能な情報システムとすること。

4-8 中立性に関する事項

4-8-a 中立性

本システムの中立性に関する要件を以下に示す。

- 特定の技術や製品に依存しない技術であり高品質・高信頼と経済性を兼ね備え、継続的に提供される技術を適用可能なクラウドサービス構成、ハードウェア及びソフトウェア構成とすること。
- 将来におけるアプリケーションやクラウド基盤の増設及び拡張のため、互換性・移植性・持続性を確保でき、柔軟に対応できるよう標準的な仕様とすること。
- 提供するハードウェア及びソフトウェア等は、すべてオープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- 導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IETF、ITU、JISC 等）が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。
- ノンプログラミングによる画面生成等プロトタイピング用のツール等を採用する場合には、当該ツールは中立性の観点から問題ないものを選定すること。
- 次期システムへの更改の際に、データ移行の妨げとなることや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータ形式は XML、CSV 等の標準的な形式で取り出すことができるものとする。

4-9 継続性に関する事項

4-9-a 継続性に係る目標値

本システムの継続性に関する目標値を以下に示す。

表 21 継続性に関する目標値

No.	指標名	目標値
1	目標復旧時点	24 時間前
2	目標復旧時間	通常時:48 時間以内 災害発生時:7 日以内

4-9-b 継続性に係る対策

本システムの継続性要件の実現方法に関する要件を以下に示す。

- 対象ごとにバックアップの取得手法や保存先、取得時期等を考慮し適切なバックアップ処理が可能なシステムとすること。
- 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。なお、バックアップ業務に係る要件は、「4-16-e データ管理（バックアップ）要件」を参照のこと。
- バックアップの取得は自動化し、成否について運用管理者へ通知する機能を具備すること。なお、自動化されたバックアップ処理についても運用管理者により手動でバックアップの取得が可能であること。
- 災害発生等によりシステムの設置場所が被災した場合に備え、「4-9-a 継続性に係る目標値」に示した目標復旧時間を達成するため、遠隔拠点でバックアップデータを保管し復元できること。また、機能復旧・機能提供再開を早めるため、クラウドサービスにおいて複数の AZ（アベイラビリティゾーン）での構成とすること。ただし、サービスによって AZ 構成が適切ではない場合は、AZ に限定せず高可用性を維持する構成とすること。
- 設計・開発事業者は、大規模災害発生時のデータリカバリ及びシステム復旧の考え方及び手順について、災害時システム復旧手順書として原子力規制庁職員に提案し、運用・保守計画に反映すること。

4-10 情報セキュリティに関する事項

4-10-a 情報セキュリティ対策要件

本システムに求める情報セキュリティに関する要件を以下に示す。

表 22 情報セキュリティに関する要件

No.	大項目	小項目	対策に係る要件
1	前提条件	基準・ポリシー等への準拠	<ul style="list-style-type: none"> • 情報セキュリティ対策実施に当たり、設計・開発事業者は下記基準・ガイドライン・ガイドブックに定められた情報セキュリティ手順等に準拠すること。 ✓ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群 ✓ クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン ✓ クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン及びクラウドセキュリティガイドライン活用ガイドブック ✓ 原子力規制庁情報セキュリティポリシー <ul style="list-style-type: none"> • 上記の規程等が変更になった場合には、原子力規制庁職員と協議の上、本システムにおいて必要となる対応を実施すること。 • 基準・ガイドライン・ガイドブック等への準拠性を確認するために、設計時、原子力規制庁職員へ情報セキュリティ対策の実施内容を報告すること。
2	侵害対策	通信回線対策	<ul style="list-style-type: none"> • なりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。 • アクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。 • 不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。 • 通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。 • 情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。 • サービスの継続性を確保するため、情報システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。
		不正プログラム対策	<ul style="list-style-type: none"> • 不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

No.	大項目	小項目	対策に係る要件
		脆弱性対策	<ul style="list-style-type: none"> システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。 本システム運用開始前に、脆弱性検査を実施すること。脆弱性検査は第三者機関に委託することとし、プラットフォーム診断(OS及びミドルウェアの脆弱性診断)及びWebアプリケーション診断の双方を実施すること。また、納品物として第三者機関が作成した報告書を提出すること。 <p>• Webアプリケーションに対する脆弱性を悪用した攻撃を防止する仕組みを備えること。</p>
3	不正監視・追跡	ログ管理	<ul style="list-style-type: none"> 不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、1年以上保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。 ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
		不正監視	<ul style="list-style-type: none"> 不正行為に迅速に対処するため、送受信される通信内容の監視及びサーバ装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。 サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知及び防御する機能を備えること。
4	アクセス・利用制限	主体認証	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムによるサービスを許可された者のみに提供する必要があるものについては、情報システムにアクセスする主体のうち、識別コード(ID)とパスワードに、及び他の要素を加えた二要素認証を行う機能を採用すること。
		アカウント管理	<ul style="list-style-type: none"> 主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント(識別コード、主体認証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

No.	大項目	小項目	対策に係る要件
5	データ保護	機密性・完全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信回線を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。 情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと。 情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。
6	物理対策	情報搾取・侵入対策	<ul style="list-style-type: none"> 機器を調達する場合は、物理的な手段による情報の漏えいを防止するため、施錠可能なサーバラックを採用する等によって、情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
7	障害対策（事業継続対応）	構成管理	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、開発時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。
		可用性確保	<ul style="list-style-type: none"> 「4-9 継続性に関する事項」に示す目標値及び要件を満たす運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
8	サプライチェーン・リスク対策	情報システムの開発等の外部委託における対策	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの開発において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、設計・開発事業者は情報セキュリティ監査を受け入れること。また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
		機器等の調達における対策	<ul style="list-style-type: none"> 機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

No.	大項目	小項目	対策に係る要件
9	利用者保護	情報セキュリティ水準低下の防止	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
		プライバシー保護	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。
10	その他	クラウドサービスに関する対応	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービス上で取り扱われる情報の種類を明示すること。 クラウドサービスの提供内容に変更が生じる場合又はサービスそのものが終了する場合、事前にその内容を告知し、設計・開発事業者の責において別のクラウドサービスへ移行する等必要な対策をとること。また、事前告知の方法や期限について原子力規制庁職員に明示すること。 クラウドサービスが終了する場合、システム及びデータを別の場所に移行し利用継続すること。 クラウドサービスのアクセスログ等、証跡の保存期間は4年間とし、また証跡の取得及び保存方法を原子力規制庁職員に示すこと。 クラウドサービスの脆弱性対策の実施内容、実施状況について原子力規制庁職員に明示すること。 情報開示請求に対する開示項目や開示範囲について原子力規制庁職員に明示すること。 本調達の契約期間においてクラウドサービスの継続提供が保証されていることが望ましい。
		セキュリティリスク分析	<ul style="list-style-type: none"> システム開発を実施する中で、取り扱う情報資産やデータに対する脅威を洗い出し、洗い出した脅威に対して対策を検討・提案し、原子力規制庁職員の承認を得たのち実施すること。
		自己点検	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ対策の自己点検実施手順を整備すること。 原子力規制庁の定める年次自己点検計画に基づき、自己点検実施手順書に沿って自己点検を実施すること。 新たに点検すべき事項が明らかになった場合は、自己点検実施手順書を見直すこと。

4-11 情報システム稼動環境に関する事項

4-11-a 提供するシステム環境

本システムにおいて、設計・開発事業者が提供するシステム環境を以下に示す。

表 23 システム環境一覧

No.	環境	利用用途	備考
1	本番環境	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施のための利用 システム開発時の総合テスト、受入テストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本番環境と開発／検証環境における各サーバは、それぞれ論理的に独立して構築すること。

No.	環境	利用用途	備考
2	開発/ 検証環境	<ul style="list-style-type: none"> 開発 単体テスト及び結合テストの実施 業務アプリケーション、バージョンアップ、設定変更の更新等によるシステム影響の確認 セキュリティパッチの適用に関するシステム影響の確認 運用ツール、自動化ツール等、調達対象システムに導入しているツール類のバージョンアップや設定変更によりシステム影響の確認 ミドルウェア等のバージョンアップによるシステム影響の確認 機能追加時のシステム利用者によるユーザ検証 運用・保守におけるデータ更新に伴うユーザ検証 	<ul style="list-style-type: none"> 開発/検証環境は合わせて1環境を想定しているが、分離してもよい。 開発/検証環境の利用に伴い、本番環境の性能、機能、データ管理に影響を与えないこと。 開発/検証環境について、利用用途を満たせば、可用性や性能等の要件を満たさなくともよい。

なお、開発/検証/本番環境を複数利用する場合は、1つのクラウド環境構成テンプレートから構築可能とすること。環境毎の差分がある場合はパラメータによって定義可能とすること。

4-1 1-b クラウドサービスの構成

システム方式は、クラウドサービス型（PaaS/IaaS）を基本とする。設計・開発事業者は、以下を踏まえ、全部又は一部におけるクラウドサービス型のシステム方式を検討し、最も合理的な構成案を規制庁に提示すること。

表 24 クラウドサービスの選定に係る要件

No.	要件	内容
1	稼働実績	<ul style="list-style-type: none"> 政府の省庁において稼働実績を有していること。
2	継続的な投資	<ul style="list-style-type: none"> 運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対して継続的な投資が行われており、今後の投資についても具体的な計画が存在すること。
3	統一基準への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成 30 年度版)」(平成 30 年 7 月 25 日 情報セキュリティ政策会議)に定める「クラウドサービスの利用に関する遵守事項」を満たすこと。

No.	要件	内容
4	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度	<ul style="list-style-type: none"> 原則として政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されていること。 未だ政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されていない場合は、登録の見込みがあることが提示できるとともに、少なくともサービスの中断や終了時に際し、円滑な業務の移行が確保されるよう、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ データ移植性又は相互運用性を確保する観点から、可能な限り、標準化されたデータ形式やインターフェースを使用すること。 ✓ 提案時に利用規約を提出すること。 ✓ サービス変更を行う場合は、事前に書面にて告知を行うこととし、データの移行が必要な場合はその実施方法について事前に提示すること。 クラウドサービス上の情報に係る復旧時点目標(RPO)等の指標については、原子力規制庁と協議し、決定すること。決定した対処又は代替措置を実施すること。
5	適用法	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと我が国に裁判管轄権があること。

4-1 1-c 機器構成

4-11-c-(ア) 機器構成図

本システムの全体構成図を以下に示す。ただし、以下図は参考情報として扱い、想定される構成図は提案書に明示すること。

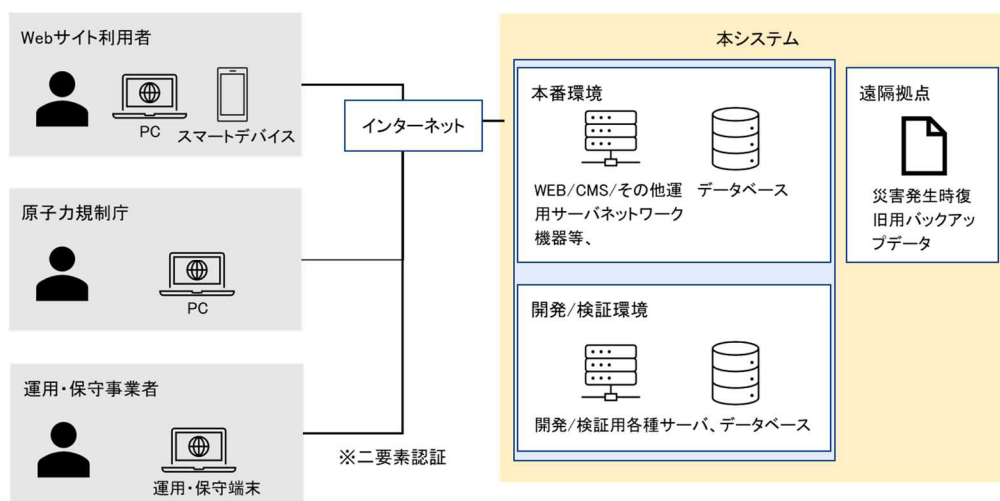


図5 機器構成図

4-11-c-(イ) 機器要件

本調達において調達する機器の要件を以下に示す。

- 提案する機器（クラウドサービス含む）は、本システムの供用開始時点で販売、サポートされていること。サポートとは、技術情報の提供に加えて、保

守実施における補修物品や代替品の確保が可能でなければならない。また、本システムは運用開始後 4 年間継続利用される想定であり、継続的に本システムを提供するために必要な情報収集（クラウドサービスや機器の提供事業者からサポート終了予定等の情報収集を行う等）及び対応検討を適宜行い、原子力規制庁と協議の上対応を行うこと。

- 利用するクラウドサービスで提供されるサーバ等の可用性に係る SLA に留意し、各構成要素について適切に冗長化を行うこと。
- 運用保守事業者がリモートにて業務実施できる環境を整備すること。

4-1 1-d ソフトウェア構成

本調達において調達するソフトウェアの要件を以下に示す。

- 提案するソフトウェア（クラウドサービス含む）は、本システム供用開始時点で販売、サポートされており、かつ、その後 4 年間は販売元によるサポートが得られるものであること。なお、サポートとは、技術情報の提供に加えて、脆弱性の修正やパッチ提供がされるものでなければならない。
- 汎用的な複数の製品（サーバ、OS 等）でソフトウェアが動作できること。
- ソフトウェアのバージョンは、基本的に提案時点で最新バージョンを選定するとともに、供用開始時点において最新バージョンへ更新すること。
- ソフトウェアライセンス違反を犯さないよう、設計・開発事業者の責任においてライセンスを購入すること。
- セキュリティホール等への対応として、ソフトウェアプログラムの修正モジュール及びパッチファイルが公開された場合は、原子力規制庁職員にその影響度合いを報告し、必要な対策を実施すること。
- アプリケーションの開発にあたり、フレームワークを使用する場合、ベンダーロックインを生じさせないことを考慮すること。また、脆弱性対応、保守コストの削減などの観点から、システム間でフレームワークを統一し、脆弱性に対応可能なフレームワークを採用すること。
- 本システムの構築及び運用・保守に最適なプログラミング言語を採用すること。

4-1 1-e ネットワーク構成

本システム（クラウド環境）とインターネットとの接続において、以下の要件を満たすこと。

- 通信プロトコルは、HTTPS を採用すること。
- IPv6 及び IPv4 に対応すること。

- 「4-4-b スループット」に示す性能要件を満たすことのできる回線帯域を用意すること。
- 各利用者への機能提供するための本システム（クラウド環境）とインターネットとの接続回線については、運用監視及びリモート保守用途を兼ねることを可とする。その際、「4-10 情報セキュリティに関する事項」の要求事項を満たすこと。

4-11-f 施設・設備要件

本システムが設置される施設・設備に求める要件を以下に示す。

- 情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- 原子力規制庁の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されないこと。
- クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。
- 従って、原子力規制庁が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- 情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。
- 自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。
- クラウドセキュリティに関する、ISO/IEC 27017:2015 認証及び CS ゴールドマークのいずれかを取得していること。

4-12 テストに関する事項

4-12-a テスト要件

テスト手法及び品質検証の手法として、過去の情報システム開発案件において、豊富な成功実績を有する手法を利用すること。なお、固有のテスト手法及び品質検証手法を利用する場合は、ISO/IEC12207、共通フレーム SLCP-JCF2013 等の標準的なテスト手法、ISO/IEC25040 等の標準的な品質評価規格との対応関係について原子力規制庁職員に説明すること。

設計・開発事業者は、各種テストのうち単体テスト、結合テスト、総合テストにおいては計画書を作成し、原子力規制庁職員の承認を得ること。各テスト実施に際して

は、テストに用いる環境（本番環境が必要な場合それも含む）の設計及び設定を行うこと。

単体・結合・総合テストにおける、それぞれの計画書の作成に際しては以下に示す事項を記載する。テスト内容やテストケース・シナリオについては、各テストの目的等を踏まえて検討し、その妥当性・網羅性を説明すること。

- テストの目的
- テスト実施体制と役割
- テストに係る作業及びスケジュール
- テスト環境（設定、場所など）
- テスト内容、テストケース、シナリオ及び試験項目表
- 評価指標

テスト実施後は、テスト結果と分析結果、品質評価等を取りまとめたテスト結果報告書を作成し、原子力規制庁職員の承認を得ること。

4-1 2-b テストに関する内容と役割

各テストの内容及び実施主体を以下に示す。

表 25 テストの内容及び役割分担

No.	テストの種類	テストの目的、内容	テスト環境	テストデータ	実施主体
1	単体テスト	プログラムを構成するユニットの機能を検証するホワイトボックステストを行う。	開発環境 又はローカル環境	疑似データ	設計・開発事業者
2	結合テスト	単体テストにより検証したソフトウェアモジュールを結合したものに対するブラックボックステストを行う。設計検証として、機能内結合テスト及び機能間結合テスト等を実施する。	開発環境 又はローカル環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者
3	システム基盤 単体テスト	インフラの稼働が正常であることを担保するために、ネットワークおよびハードウェアを構成した段階で機器又はサービス単位での動作確認テストを行う。	本番環境 検証環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者
4	総合テスト (アプリ機能 テスト)	システムに対して機能面のテストを行う。妥当性確認として、正常系／異常系シナリオの網羅、境界値テストを実施する。	本番環境 検証環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者
5	総合テスト (性能負荷 テスト)	応答時間の性能に関わる要件に適合しているかをツールで確認する。短時間にツールで重い負荷をかけて正常に機能するか確認する。	本番環境 検証環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者

No.	テストの種類	テストの目的、内容	テスト環境	テストデータ	実施主体
6	総合テスト (障害復旧テスト)	障害発生時及び災害発生時に要件どおりに復旧できるか、手順が適切かを確認する。バックアップ及びリカバリのテストを実施し、手順を確認すること。 対象は OS、アプリケーション、DB のそれぞれとする。	本番環境 検証環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者
7	総合テスト (セキュリティテスト)	セキュリティホールをもたらさないためのセキュリティ要件が確保されているか確認する。	本番環境 検証環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者
8	総合テスト (運用テスト)	運用・保守手順書の内容に従ってシステム利用者が操作を行うことができるか確認する。	本番環境 検証環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者
9	受入テスト	業務シナリオに基づいたテストを実施する。	本番環境	(原則として) 実データ	原子力規制庁職員
	受入テスト支援	原子力規制庁職員が行う受入テストの実施手順について提案、作成支援を行う。 受入テストデータの作成支援を行う。 受入テスト時の立ち合いなど要員の確保をすること。 検証結果に不備があった場合には原因調査や切り分けを行い、対応方針を提示し原子力規制庁職員の承認を得る。	本番環境	(原則として) 実データ	設計・開発事業者

4-1 2-c 検証対象端末及びブラウザ

テストにおいて動作確認する端末及び WEB ブラウザは以下とする。

表 26 検証対象端末及びブラウザ

No.	デバイス	OS	ブラウザ※	検証対象端末
1	スマートフォン(スマートフォンまたはタブレット端末)	Android	Chrome	1機種
2		iOS	Safari 及び Chrome	2機種 (iPhone 及び iPad)
3	PC	Windows	Edge 及び Chrome	1機種
4		Mac	Safari 及び Chrome	1機種

※動作検証対象とするバージョンは設計段階で原子力規制庁職員と協議の上決定すること。

4-1 2-d テストデータ

テストデータに求める要件を以下に示す。

- 各テストデータは、表 25 に基づき、設計・開発事業者が本番を模して作成した疑似データまたは実データ（移行データまたは新たに調達するデータ）を用いること。結合テスト以降のテストデータについては、実際に本番（運用開始後）で利用する最新の実データを基本とするが、データ提供または調達時期等によってそれが難しい場合は、疑似データまたは過去に現行システムに登録データにより代用するものとする。詳細はテスト計画書にて明らかにし、原子力規制庁との協議により決定すること。
- 各テストで使用したテストシナリオ、テストスクリプト、テストデータ等については、受入テスト、運用業務期間における動作確認等において、それらの一部改変して再利用できるようにしておくこと。
- テストは、可能な限りテストスクリプトを作成し自動化すること。作成したスクリプトは継続的デリバリーパイプラインに組み込み反復的に実行検証可能とすること。

4-13 移行に関する事項

4-13-a 移行対象データ

移行対象となるデータは現行サイトに掲載されているデータである。現行サイトにおいては、日本語サイトと英語サイトで格納・掲載しているデータ・ファイルが異なっているが、新たなサイト（本システム）の構築にあたっては同一のデータ・ファイルを格納・掲載することとする。

現行システムのデータの一覧を「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」に示す。

移行対象データは原子力規制庁にて提供する。設計・開発事業者はデータ提供のために必要な調整等を支援すること。

表 27 移行対象データ

No.	移行元		ファイル件数	サイズ等
1-1	現行ポータル サイト	日本語サイト(※)	58,224 ファイル	21,282MB
1-2		英語サイト(※)	65,771 ファイル	4,134MB

※日本語サイトに格納されているファイルの英語化作業及び英語サイトに格納されているファイルの和訳作業は本業務に含まない。

4-13-b 移行対象業務

現行サイトからの移行対象業務は、データ整備・更新業務、システム運用・保守業務である（「2-1-a 業務の範囲（業務機能とその階層）」を参照）。

4-13-c 移行対象システム

移行対象システムは現行サイトとし、データを移行する。

4-14 引継ぎに関する事項

4-14-a 引継ぎ事項

本システムの構築における引継ぎ事項について以下に示す。

- 設計・開発事業者は、調達対象システムの運用・保守業務において解決すべき残存課題等を文書化し、原子力規制庁の承認のうえで運用保守事業者に対して確実な引継ぎを行うこと。なお、原子力規制庁職員は必ずしも情報システムに関する専門的知見を有していない可能性があることに留意し、情報システムに関する専門的知見のない担当者でも円滑な業務継続が可能となるよう、引継資料には要点を簡潔かつ分かりやすく整理したものを付属させること。
- 引継ぎを行う際は、原子力規制庁へ引継計画書を提出し、事前に承認を得た上で運用保守事業者への引継ぎ打ち合わせを実施の上、質疑対応を行うものとする。
- 引継ぎ実施後には、引継実施報告書を作成し、原子力規制庁職員の承認を得ることとする。
- 設計・開発において調達した機器及びサービス等について、運用保守事業者にて円滑に運用・保守業務が実施できるよう、利用者名義の変更等の必要な手続きを実施すること。
- 受入テスト完了後、事前習熟を目的とした運用保守事業者による各種システム操作訓練を実施する場合がある。設計・開発事業者は、当該訓練に必要な運用保守事業者への権限付与等を原子力規制庁職員の指示に基づき実施すること。

表 28 引継ぎ事項

No.	引継ぎ時期	引継ぎ元	引継ぎ先	引継ぎ内容	引継ぎ手順
1	運用開始前	設計・開発事業者	運用保守事業者、 原子力規制庁職員	設計書、ソースコード、テストコード、各種手順書、残存課題、等	引継計画書を作成の上、引継ぎに必要なドキュメントを作成する。また、原子力規制庁職員または運用保守事業者からの求めに応じて引継ぎ会を開催する。

4-15 教育に関する要件

4-15-a 教育対象者の範囲及び教育の方法

調達対象システムの教育に係る要件を以下に示す。

表 29 教育対象者の範囲及び教育の方法

No.	教育対象者の範囲	教育の内容	教育の実施時期	教育の方法	教材	時間及び回数	教育対象者数	補足
1	原子力規制庁職員	業務アプリケーションの操作教育	受入テスト実施前	集合研修又はオンライン研修	職員向け操作マニュアル	2時間 × 2回	5名程度	職員向けマニュアル以外についても、システム管理及び運用において必要な事項について、原子力規制庁より問い合わせがあった場合に回答すること。

- 職員の人事異動やサービス利用意向等により新たな利用者が加わる場合は、追加で実施を求める場合がある。
- 研修実施後、実施結果及び課題とその対応策等を取りまとめた実施結果報告書を作成し、原子力規制庁職員の承認を得ること。

4-1 5-b 教材の作成

原子力規制庁職員への業務アプリケーションの操作教育においては、本システムの位置づけ、システム構成、利用するクラウドサービス及びソフトウェア、運用上の留意点等、本システムの管理及び運用に必要な事項を記載した職員向けマニュアルを作成すること。

4-1 6 運用に関する事項

以下の事項を踏まえて、設計・開発業務および運用・保守設計業務を実施し、運用計画書（案）、運用実施要領（案）、運用手順書（案）等の作成を行い、運用保守事業者に引継ぎを行うこと。

4-1 6-a 運用体制

- 運用保守事業者は、本システムの安定稼働等のために必要な運用体制を確立し、稼働直前ならびに稼働後において、適切な運用業務を実施すること。
- 原子力規制庁職員の負荷軽減に配慮すること。
- 運用体制について原子力規制庁職員の承認を得ること。また同体制に変更がある場合は、原子力規制庁職員へ新たな体制を事前に提示し、承認を得ること。【本調達の範囲外】
- 運用・保守の対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く平日の9:00～17:00までの範囲で行えるようにすること（以下「営業時間」という。）。なお、営業時間以外に実施する場合には運用保守事業者と原子力規制庁の間で協議の上で実施とすること。

- 運用業務の実施にあたって、組織間の関係、責任体制及び役割分担を明確にするとともに、進捗状況等に関する関係者相互間の情報共有方法について定めておくこと。
- 運用保守事業者が製造していない機器についても円滑に対応可能な体制であること。
- 運用業務を支援するクラウドサービス又は運用管理ソフトウェア等を利用してできる限り作業を自動化し、効率的に運用作業を実施すること。
- セキュリティインシデントが発生した場合、原子力規制庁職員への報告と対策を施すことが可能な仕組みとすること。

4-16-b 運転管理・監視等要件

4-16-b-(ア) 運転管理要件

- 収集・蓄積されたトラブル発生状況や性能情報の分析が可能であること。
- オンラインの起動及び停止、バッチジョブの実行情報を運用管理ツール等に登録すること。また、変更があった場合その変更を行うこと。
- 時刻同期を行う仕組みを導入すること。時刻同期設定の範囲は、サーバ、ネットワーク機器、監視機器を含めること。
- 各機器より出力されるログの蓄積や解析が実施できること。
- アプリケーションやデータ、ウイルスパターンファイル等の資源を運用系サーバ群内で集中管理し、オンラインで配布できること。なお、運用系サーバ群が、インターネットを利用しウイルスパターンファイル等の必要なデータを入手することは構わないが、その際に、その他サーバ（Webサーバ、DBサーバ等）がインターネットからの各種脅威の対象とならないよう対策を講ずること。ただし、クラウドサービスによって、サーバを立てての集中管理が不要な場合は、その限りではない。
- リソース利用状況を月次にて原子力規制庁職員に報告し、リソースの不足及びその兆候がある場合は、増強や設定変更などの対策を行うこと。
- システム運用期間中に発見された脆弱性について、追加費用なしで修補（パッチの開発・提供・適用等）を行うこと。
- オンライン開始処理が正常終了しサービスが提供可能な状態であることを確認し、処理異常時は検知すること。
- システムに何らかの変更を行う場合は、事前に十分な検証のうえ、実施内容を原子力規制庁職員に説明し、承認を得たうえで実施すること。

4-16-b-(イ) 監視等要件

本システムの監視対象、実施時間、実施内容は以下のとおりとする。
 不必要なアラートを発報しないように監視方法を検討すること。

表 30 監視対象・実施時間・実施内容

対象	実施時間	実施内容
サーバ	24 時間 365 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死活監視 ・ 資源状況(CPU・メモリ・ディスク使用率、ネットワーク消費帯域) ・ プロセス監視 ・ ウイルス検知 ・ 侵入検知 ・ サイト改ざん検知
ネットワーク機器	24 時間 365 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死活監視 ・ 資源状況(CPU 使用率、ネットワーク消費帯域)

監視間隔は分単位（例：5 分間隔など）とすること。

4-16-b(ウ) 障害検知時の一次対応

- 監視アラート及び問い合わせ窓口への申告等により障害を検知した場合は、速やかに切り分け及びサービス継続のための一次対応を行うこと。
- 一次対応で復旧作業（冗長構成の切り替え、プロセスや機器の再起動等）が行えること。なお、保守業務に依らず実施可能な復旧作業の内容について、提案書に明示すること。
- 障害検知時の一次対応時間は営業時間内において 1 時間以内とすること。なお、提案において時間帯を拡大することは問題ない。
- 障害検知した際は、原子力規制庁職員に電子メール及び電話にて検知後 30 分以内に一報を行うこと。
- 操作問い合わせや障害等の保守対応業務に係る発生からクローズまでの一連の対応状況を管理し、インシデント対応状況及び分析結果について、運用・保守定例会において月次で毎月第 10 営業日までに原子力規制庁職員に報告すること。ただし、重大なインシデントについては速やかに原子力規制庁職員に報告すること。インシデントの管理に係る様式については、運用・保守開始時に原子力規制庁職員に提示のうえ、承認を得ること。【本調達の範囲外】

4-16-c 問い合わせ対応

一般利用者からの、本システムの障害や利用方法等に関する問い合わせに対し原子力規制庁職員の指示を受け回答案を作成すること。

4-16-d データ整備・更新作業

- 本システムの各種コンテンツの拡充を定期的実施すること。想定する対象データおよび作業の詳細は「別紙 3_現行サイトのデータ一覧」及び「3-4 データに関する事項」に記載する。

- データ整備・更新作業の計画については、事前に原子力規制庁職員の下承を得ること。また、作業実施後に作業実施報告書を作成し、原子力規制庁職員の承認を得ること。
- データ更新作業の一環として、外部へのリンクが無効な URL となっていないかを年に 2 回確認すること。なお、当該確認作業は極力自動化することが望ましい。無効な URL を発見した場合は、速やかに原子力規制庁に相談すること。
- その他、各ページに掲載する解説文、コラム等について原子力規制庁にて提示する文案に基づき、最適な配置や表示方法を検討のうえ掲載または更新作業を実施すること。

4-16-e データ管理（バックアップ）要件

- 故障時のリカバリに備えるため、原則として全てのデータをバックアップすること。
- サーバ単位で自動的にバックアップが取得できること。
- システム領域のバックアップは、サービス稼働前、システム構成変更時及び定期保守時等、必要なタイミングにて取得すること。
- 日々更新される業務アプリケーション領域のデータについて、ディスクやファイルが破損した場合に復元可能であること。
- システム領域を除くデータバックアップにおけるバックアップ取得間隔は、日次以上（1 日より短い間隔）の頻度で取得すること。
- バックアップについては、2 週間以上前の状態まで 1 日おきに復元できるように世代管理を行うこと（=1 日前、2 日前、…、13 日前、14 日前の状態に復元できること）。
- バックアップはシステム停止を伴わずに可能であること。また、動作ログの確認等を実施すること。
- バックアップの取得を実施するクラウドサービスにおいては、適用するサービスの種類、自動化の程度等について、対象とするデータの性質等に応じて、業務に影響を与えず、かつコスト対効果が高いものを選定すること。
- 障害発生時及びメンテナンス等に不具合が生じた場合、原子力規制庁職員と協議のうえ、バックアップ作業により採取したデータに基づきリストア作業を実施すること。
- リカバリの要件については、「表 10 目標復旧時間」を参照すること。
- 運用保守事業者は、大規模災害発生時のデータリカバリ及びシステム復旧の考え方及び手順について、災害時システム復旧手順書として原子力規制庁職員に提案し、運用・保守計画に反映すること。

4-16-f 運用における情報セキュリティ対策要件

- 運用保守事業者は、「表 22 情報セキュリティに関する要件」に記載した各小項目の対策要件をシステム運用中に充足するための平常時対応及び問題発生時対応を実施すること。
- 運用保守事業者は、年 1 回の脆弱性検査を実施すること。脆弱性検査は第三者機関に委託することとし、プラットフォーム診断（OS 及びミドルウェアの脆弱性診断）及び web アプリケーション診断の双方を実施すること。また、納品物として第三者機関が作成した報告書を提出すること。なお、採用するクラウドサービスにおいて脆弱性診断のサービスがある場合は、そちらを活用することも可能とする。
- 下記の発見的統制による管理リソースのモニタリング及び不正の検出監視を行うこと。
 - ストレージ保護、セキュリティ監視、ログ管理、鍵保護、データ暗号化、攻撃対策等に関するクラウドサービスの有効化による管理リソースのモニタリング及び不正の検出

4-16-g 運用・保守業務の報告【本調達の範囲外】

- 運用保守事業者は、運用・保守定例会議を開催（月次を基本）するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。
- 毎月 10 営業日までに前月分の管理指標（「2-5 管理すべき指標」）の集計を行い、原子力規制庁職員に報告を行うこと。

4-17 保守に関する事項

以下の事項を踏まえて、設計・開発業務及び運用・保守設計業務を実施し、保守計画書（案）、保守実施要領（案）、保守手順書（案）等の成果物作成を行い、運用保守事業者に引継ぎを行うこと。

4-17-a 保守体制及び保守対応時間

- 本システムの一元的保守を行う体制を確立することにより、障害発生時の迅速かつ的確な対応を図り、本システムを活用した業務が滞りなく遂行される状態を維持すること。
- 原子力規制庁職員の負荷軽減に配慮すること。
- 提供するサービスに係る機器及びクラウドサービスに対する技術的対応を実施できるよう、メーカーやクラウドサービス事業者等と連携して保守体制を整備すること。
- 運用保守事業者が製造していない機器についても円滑に対応可能な体制であること。

- 保守拠点において個人情報を含む機密情報を適切に管理のうえ、保守拠点から外部に漏洩しないための対策を講ずること。
- 運用保守事業者は、本システムにおける障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに原子力規制庁職員に連絡するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、保守業務（障害発生箇所の切り分け、関連事業者への連絡、復旧作業、復旧確認、報告等）を行うこと。
- 保守業務実施時間帯は、「4-16-b 運転管理・監視等要件」に示した営業時間とすること。なお、当該範囲以外に実施する場合には運用保守事業者と原子力規制庁職員の間で協議の上で実施とすること。
- 障害発生の検知が営業時間以外となった場合は、翌営業時間より保守業務を開始できること。
- 運用保守事業者に変更が生じる場合は、十分な引継ぎを行い、変更後の業務の実施に支障を来さないようにすること。
- 各種保守業務・改修作業の実施にあたって、設計書等のドキュメントを更新し、適切に構成管理を行うこと。

4-17-b アプリケーションソフトウェアの保守要件

- アプリケーションソフトウェアの障害発生時においては、障害解決に資するシステム修正を実施すること。
- システム修正に当たっては、修正方針及び方法等に係る正確性及び完全性について、原子力規制庁職員へ説明を行い、承認を得ること。
- システム修正内容に対するテスト実施計画及びテストチェックリストを策定し、検証環境において動作確認を行うこと。
- システム修正作業の内容を確認すると共に、アプリケーションに係るライブラリ管理を行うこと。
- ソフトウェアのパッチは、パッチリリース後、緊急かつ重大なセキュリティホールの場合は、3日以内に適用・非適用の方針を決定し、その判断理由について報告すること。また、パッチ適用を決定した場合、パッチリリース後原則として1週間以内に適用作業を完遂すること。また、適用作業終了後は、パッチ適用状況（適用の成功・不成功、動作への影響有無等）を原子力規制庁職員へ報告すること。
- 月1回、システム稼働状況を監視し、予見されるシステム障害や機能退化を検査し、事前に早期の対処を行うこと。また、性能や保守性を向上させるための処置を必要に応じて講ずること。
- 機能向上や維持を目的とした環境の変化に合わせたアプリケーションやソフトウェアの改善提案を行うこと。

- 導入ソフトウェア及びバージョン情報等について一覧化し、変更が生じた際は速やかに最新版を原子力規制庁職員に提出すること。

4-17-c クラウドサービスの保守要件

- クラウドサービス事業者より提供されるサービス（SaaS/PaaS/IaaS）における障害発生時及び障害復旧時においては、クラウドサービス事業者にて定める障害時の対応規定及び情報開示内容等に基づき、原子力規制庁への報告を行うこと。
- クラウドサービス事業者にて定期点検、その他保守業務を実施する場合は、クラウドサービス事業者が開示する内容等に基づき、原子力規制庁への報告を行うこと。
- クラウドサービス事業者より提供されるサービスに対する原子力規制庁職員から技術的な質問等に対し、必要に応じてクラウドサービス事業者に問い合わせる等の対応を実施のうえ回答すること。

4-17-d データの保守要件

- 取り扱われるデータ（バックアップデータ、ログ等を含む）が、本システムのデータを扱うこととした拠点以外の場所に流出しない、および流出する可能性がないこと。
- データに異常が発生した場合は、バックアップデータを使って復元可能なこと。
- 取り扱われるデータ（バックアップデータ、ログ等を含む）はサービス提供期間中保持すること。

以上

機能ID	分類	機能分類①	機能分類②	機能名	機能概要			利用者区分	備考
					入力	処理	出力		
F01-01	画面	横断検索	検索	横断検索機能	検索条件	入力した情報で検索処理を行い、ファイル一覧およびグラフを表示する。検索条件は別紙4「横断検索機能の検索項目」を参照数すること。	ファイル一覧 グラフ	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。
F01-02			ファイル一覧	ファイル一覧表示機能	検索条件	検索条件に該当するファイルを一覧（表）として表示する。表示項目は以下を想定する。 ・ファイル名 ・ファイル内データの対象期間 ・ファイル内データの形式 ・ファイル内データの測定方法 なお、検索結果の一覧に求められる操作は以下の通り。 ・表示項目によるソート ・表示項目によるフィルタリング また、検索結果として、日本語版サイトでは日本語ファイルを優先的に表示し、英語版サイトでは英語ファイルを優先的に表示する。	ファイル一覧	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。
F01-03					ダウンロードボタン押下	選択したファイルをダウンロードする。	ファイル（ダウンロード）	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。
F01-04			グラフ表示	グラフ表示機能	検索条件	検索条件に該当するデータをグラフとして表示する。 グラフの各項目は以下の通り。 ・横軸：期間 ・縦軸：放射線量等測定値 ・グラフ化対象データ：表現方法は原子力規制庁と協議の上決定する。 ・基準値	グラフ	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。
F01-05					グラフ化データ	地点別でグラフに表示しているデータの、地点がどこにあるかを地図上にピン等で表示する。	地図	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。
F01-06					グラフ化データ	グラフ化したデータが含まれるファイルを一覧で表示する。 ファイル一覧表示機能と同様。	ファイル一覧	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。
F01-07					PDFダウンロードボタン押下	出力されたグラフをPDFファイルに変換しダウンロードする。	PDFファイル	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。
F01-08					CSVダウンロードボタン押下	出力されたグラフのデータをCSV形式で出力しダウンロードする。	CSVファイル	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。

機能ID	分類	機能分類①	機能分類②	機能名	機能概要			利用者区分	備考	
					入力	処理	出力			
F02-01		ダッシュボード (トップページ)	地図表示	地図表示機能	モニタリングデータ	各地点の情報がマッピングされた地図を表示する。 表示する図は以下。 ・空間線量率 ・海域モニタリング 図中に表示する内容は以下。 ・地図 ・表示データの対象日 ・各地点のデータ (ドットの色等で線量を表現) ・福島第一原子力発電所の位置 機能に求められる操作は以下。 ・地図の拡大、縮小、移動 ・表示日の変更 ・自動再生 (表示日を自動で変化させる)	地図	一般利用者	詳細は別紙2「画面レイアウト一覧」を参照すること。	
F02-02		サイトコンテンツ	コンテンツページ	その他サイトコンテンツ		サイトコンテンツとして下記のコンテンツを提供する。 ・新着情報 ・重要なお知らせ ・外部リンク ※1 ・計画概要 ・コラム (情報発信) ・会議・計画 ・調査・評価・報告書 ※2 ・関連資料 ※2 ※1 外部リンクは説明を記載し、外部リンクということがわかるように表示する。 ※2 ファイルはファイルの概要やデータ形式を合わせて表示する。		一般利用者		
F03-01	運用保守関連機能		運用保守機能	コンテンツ登録・更新機能	-	定期的なコンテンツの更新に必要なデータ登録・更新・削除を行えること。また、各コンテンツの更新履歴やサイト構造を判別可能にすること。	各コンテンツ	構築・運用保守事業者		
F03-02				その他運用保守機能	-	システム運用保守に必要な各種機能の実装を行うこと。 システム監視、セキュリティ管理、バックアップ、ログ管理等を想定する。	-			構築・運用保守事業者
F03-03				指標管理	指標集計機能	-	管理すべき指標に係る値を取得できるようにする。 ・アクセス集計 ・情報システム性能指標			管理指標

The image shows a screenshot of the Nuclear Regulation Authority's website layout, enclosed in a red dashed border. The layout is divided into five numbered sections:

- ①画面ヘッダー: The top header area containing the site title "放射線モニタリング情報" (Monitoring information of environmental radioactivity level), navigation links for mobile and English versions, the NRA logo, and a breadcrumb trail.
- ②タブ: A horizontal navigation bar with links for Home, New Information, Important Notices, Overall Monitoring Plan, Cross-search Function, and Monitoring Results Archive.
- ③パンくずリスト: A breadcrumb trail showing the current page: Home > Cross-search Function.
- ④メイン表示: The main content area, currently displaying the title "横断検索機能" (Cross-search Function) and a large placeholder box labeled "各ページのコンテンツ" (Content of each page).
- ⑤画面フッター: The footer area containing a list of links (Terms of Use, Privacy Policy, Contact Us) and a copyright notice for the Nuclear Regulation Authority.

No	項目	要件	備考
①	画面ヘッダー	画面ヘッダーとして各種要素を配置する。下記に例を示す。これらの内容は設計・開発時に調整して決定する。 1.サイトタイトル（放射線モニタリング情報）ロゴ 2.携帯版サイトへのリンク 3.英語版サイトへのリンク 4.サイト内検索ウィンドウ 5.原子力規制庁委員会のロゴ なお、サイト内検索画面はGoogleでの検索とし、検索条件に「site:radioactivity.nsr.go.jp」等、ドメイン指定を自動的に含むようにすること。	1.のロゴはトップページへのリンクを設定する。 5.のロゴは原子力規制委員会のトップページ（ https://www.nra.go.jp/ ）へのリンクを設定する。
②	タブ	記載の各階層のページに遷移できるようにすること。	-
③	パンくずリスト	パンくずリスト（Webページの階層順にリンクをリストアップしたもの）を表示する。※トップページには不要とする。	-
④	メイン画面	個別画面の要件を参照すること。 画面イメージの「横断検索機能」の記載の様に、現在の階層を示すタイトルを表示する； ※トップページには不要とする。	-
⑤	画面フッター	画面フッターとして各種要素を配置する。下記に例を示す。これらの内容は設計・開発時に調整して決定する。 1.利用規約へのリンク 2.プライバシーポリシーへのリンク 3.問い合わせ先（原子力規制庁監視情報化・住所・電話番号） 4.サイトポリシー（アクセシビリティ、プライバシー、権利関係等）	1.は「 https://www.nra.go.jp/nra/site/copyright.html 」へのリンク、2.は「 https://www.nra.go.jp/nra/site/privacypolicy.html 」へのリンクを設定する。



①サイトの目的

②重要なお知らせ・新着情報

③モニタリング結果
ダッシュボード

④外部へのリンク

⑤総合モニタリング計画

No	項目	要件	備考
①	サイトの目的	当サイトの目的・概要を記すこと。また、背景に画像・動画等のコンテンツを挿入すること。当サイトの目的・概要の具体的な説明文、画像・動画等の具体的なコンテンツは原子力規制庁と調整の上、決定すること。 また、要件定義書表13に示す「S1-02 総合モニタリング計画の紹介」への案内を記載すること。 案内の例：このサイトは、総合モニタリング計画に基づき実施されている放射線モニタリング結果について、主に原子力規制庁が実施しているものを掲載しています。環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、福島県等によるモニタリング結果はこちらを参照してください。	-
②	重要なお知らせ・新着情報	以下の事項を満たすこと。 ・重要なお知らせ、新着情報について、画面イメージのようにタブで切り替え可能にしたうえで、各々新着4件程度を表示する。 ・新着情報は、本システムのコンテンツ更新をトリガーに自動でリンク先を生成する。 ・詳細ページ（機能要件定義書図2 画面遷移イメージにおけるS2-01、S3-01）へのリンクを掲載する。（例：「詳細はこちら」にリンクを設定する。）	-
③	モニタリング結果ダッシュボード	以下の事項を満たすこと。 ・空間線量率および海域モニタリング（広域）のデータを地図上に表示し、時系列表示を可能にする。 ・また、「横断検索機能」および「モニタリング結果アーカイブ」へのリンクボタンを掲載する。	地図及びデータ描画に係る要件は下記の「地図表示要件」および「データ描画要件」を参照する
		【地図表示要件】 以下の事項を満たすこと。 ・47都道府県を表示可能とする。 ・「+」「-」ボタンで地図を拡大・縮小する。 ・カーソルドラッグにより描画地点を移動する。 ・福島第一原子力発電所をわかりやすく表示する（例：赤色のピンでの表示） ・デフォルト画面においては、「空間線量率」の地図においては福島第一原子力を中心とし、「海域モニタリング（広域）」においては福島第一原子力発電所、沿岸地点を含む。 ・主要な道路・地名等を表示する。	-
		【データ描画要件】 以下の事項を満たすこと。 ・描画対象となる各データを、緯度経度情報を用いて地図上にプロットする。 ・各データの「空間線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）」、「トリチウムの放射線濃度（ Bq/L ）」の数値に応じて、プロット時の色を変える。 ・プロット時のカラースケールを表示する。 ・時系列表示については、「再生ボタン」で動画としてデータ描画を再生できるようにするほか、再生バーをドラッグすることで任意の時点での描画を可能にする。 ・マウスカーソルを置くことで、データの内容（データの値等）を吹き出し形式にて自動表示できること。	画面イメージに示すカラースケールの閾値はサンプルである。設計・構築時には原子力規制庁と協議のうえで正式決定すること。
④	外部へのリンク	①放射線モニタリング情報共有・公表システム、②スマートフォン版放射線モニタリング情報共有・公表システム、③放射性物質モニタリングデータの情報公開サイトへのリンクおよびその説明文を掲載すること。説明文に関しては原子力規制庁と協議のうえ決定すること。 なお、各サイトへのリンクについては画面イメージの様に直感的な表示とすること。 その他の外部リンク掲載先有無について、原子力規制庁と協議のうえ決定すること。	① https://www.irms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/ ② https://www.irms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/ ③ https://emdb.jaea.go.jp/emdb/

⑤	総合モニタリング計画	総合モニタリング計画に関する各リンク（①計画概要、②コラム（情報発信）、③会議・計画、④調査・評価・報告書、⑤関連資料）およびその説明文を掲載すること。説明文に関しては原子力規制庁と協議のうえ決定すること。	-
---	------------	---	---

①検索の選択肢 ②検索結果（地図表示） ③検索結果（グラフ表示）

The screenshot displays a web application interface for searching monitoring data. It is divided into several sections:

- ① 検索の選択肢 (Search Selections):** Located on the left, it includes filters for 'Monitoring Period' (2023), 'Category' (with checkboxes for various environmental factors like air quality, water, and noise), 'Search Area' (with expandable options for city, prefecture, and other regions), and 'Search' buttons.
- ② 検索結果（地図表示） (Search Results - Map View):** A map showing monitoring points labeled '地点A' through '地点J' across a geographical area.
- ③ 検索結果（グラフ表示） (Search Results - Graph View):** A line graph titled '空気の量率' (Air Quality Index) for the period '2021-01-01 ~ 2022-09-30'. The graph shows multiple data series for different locations (A through J) and a '基準値' (Reference Value) line. The x-axis represents time from 2021/01 to 2022/09.
- 検索結果（グラフ化対象） (Search Results - Graphification Targets):** A table listing search results with columns for '形式' (Format), '概要' (Summary), 'データ期間From' (Data Period From), 'データ期間To' (Data Period To), '調査方法' (Survey Method), and '調査者' (Surveyor). Each row includes a '一括ダウンロード' (Batch Download) button.
- 検索結果 (Search Results):** A second table, similar to the one above, providing a list of search results with download options.

④グラフ化対象ファイルの検索結果

⑤その他ファイル等の検索結果

No	項目	要件	備考
①	検索の選択肢	以下の事項を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 「別紙4_横断検索機能の検索項目」に示す階層の通り選択肢を配置する。 各選択肢を選んだ際、排他的な関係にある選択肢は選択不可能にする。 「種別」に対して、グラフ化対象のデータが存在しないものはその旨がわかるように表現する（例：「土壌試料」等の文字を赤色にし、注釈でグラフ化対象のデータが存在しない旨を記載する） 	-
②	検索結果（地図表示）	以下の事項を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 検索結果に該当する地点を赤色のピン等で表示する。 地図はカーソルドラッグや拡大・縮小ボタンで動的に操作可能とする。 各検索ごとに、検索に該当したピン数全体を地図上で見られるよう、理想的な縮尺に自動で変更可能にすることが望ましい。 	-
③	検索結果（グラフ表示）	以下の事項を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 検索結果に応じてグラフを表示する。グラフの横軸は時系列とし、縦軸は検索対象種別により変更する。各検索対象種別によりグラフに「基準値」を設定する。グラフの横軸の期間は「検索の選択肢」で指定した範囲とする。このうえで、各グラフの詳細（デザイン、具体的な基準値等の設定）については原子力規制庁と協議のうえ決定すること。 「PDF保存」により描画されたグラフをPDF形式で保存できるようにする。 「CSV保存」により描画されたグラフの各要素（緯度経度、地点名、時系列、数値等）を保存できるようにする。 グラフの同時表示件数に制限を与える（例：30件まで等）。同時表示可能数の上限は応答時間等を考慮したうえで、原子力規制庁と協議のうえ決定すること。 地図上のピン等をクリックすることで、グラフ上で該当するデータのオンオフを切り替えられる。また、ピン等の数がグラフ上限以下の件数になったらグラフを表示する。 グラフの同時表示可能数の上限を超える場合、検索対象を絞り込むように誘導する。（例：「検索結果が多すぎるため、検索条件を変更するか地図上で赤色のピンを表示し該当データ数を少なくしてください」等と表示する。） マウスカーソルを置くことで、データの内容（データの値等）を吹き出し形式にて自動表示できること。 	-
④	グラフ化対象ファイルの検索結果	以下の事項を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 検索結果に該当するデータに対し、元データ（CSVファイル等）を一覧表示する。なお、元データはモニタリング結果アーカイブページ等で公開されているファイル（別紙3のグラフ化対象のもの）を想定し、当該ファイルには検索条件も含む各種データが格納されている。 ②「グラフ化」では選択した核種のグラフが出てくる ファイル形式、ファイルの概要、測定方法、測定者、データ期間を示すこと。 各ファイルをダウンロードできるようにすること。 検索結果として一度に表示可能な件数を画面レイアウト上最適な数に調整すること。検索件数が表示可能な件数を越えた場合、検索結果画面を切り替え表示できるようにすること。 画面上に表示されている検索結果の各ファイルを一括DLできるようにすること。 ファイル形式やデータ範囲、測定方法、測定者に対してソート機能を有する。 	-
⑤	その他ファイル等の検索結果	以下の事項を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 検索結果に該当するデータに関連するデータ（PDFファイル等）を一覧表示する。※なお、当該データはモニタリング結果アーカイブページ等で公開されているファイルと同一のもの（別紙3の検索対象のもの）を想定する。 ファイル種別、ファイルの概要、測定方法、測定者を示す。 各ファイルをダウンロードできるようにする。 検索結果として一度に表示可能な件数を画面レイアウト上最適な数に調整すること。検索件数が表示可能な件数を越えた場合、検索結果画面を切り替え表示できるようにする。 画面上に表示されている検索結果の各ファイルを一括DLできるようにする。 検索結果に対して、対応する外部リンク集へのリンクを掲載する。（例：一括DLの隣に「（検索結果）に関する外部リンク集はこちら」等と表示する） ファイル形式やデータ範囲、測定方法、測定者に対してソート機能を有する。 	-

第一階層	第二階層	ページ内目次	項目種別	備考	新規サイトでの階層	
重要なお知らせ	直近のお知らせを表示	-	-		S1-01S3-01	
新着情報	新着情報を掲載	-	-		S1-01,S2-01	
モニタリング結果		-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	環境モニタリング結果の評価・解析	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	空間線量率	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	放射線測定マップ (旧システム)	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	空間線量率 (環境放射能水準調査)	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	大気浮遊じん	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	土壌試料	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	環境試料	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	定時降下物	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	避難指示区域等における詳細モニタリング	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	放射線量等マップ	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	航空機モニタリング結果	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	海域モニタリング結果	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	公共用水域 (河川、湖沼・水源地等)、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	農地、林野等	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	水道、食品	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	会議・計画		-	内部別階層へのリンク		S1-01
		総合モニタリング計画	-	内部別階層へのリンク		S1-01
		最新の総合モニタリング計画	-	内部別階層へのリンク		S1-01
		モニタリング調整会議の開催実績	-	内部別階層へのリンク		S1-01
各モニタリング計画		-	内部別階層へのリンク		S1-01	
モニタリング強化計画等		-	内部別階層へのリンク		S1-01	
東電福島原発周辺を中心とした陸域モニタリング計画		-	内部別階層へのリンク		S1-01	

第一階層	第二階層	ページ内目次	項目種別	備考	新規サイトでの階層	
調査・評価・報告書	放射線物質の分布状況等に関する調査	-	内部別階層へのリンク	トップページの要件については「別紙2_画面レイアウト一覧」を参照すること。	S1-01	
	生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定事業	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	80km圏内外における航空機モニタリング事業	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査事業	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	東京湾環境放射能調査	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	Scientific Reports	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	北太平洋海域における環境放射能調査	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	海域における放射性物質の分布状況の把握等に関する調査研究事業	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	大気汚染監視用ろ紙を用いた大気中の放射性物質濃度に関する調査	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	久米島における環境調査	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	試験所間比較分析事業	-	内部別階層へのリンク		S1-01	
	関連資料一覧を見る	データベース・放射線測定マップ（外部リンク）	-		内部別階層へのリンク	S1-01
		放射能測定法シリーズ	-		内部別階層へのリンク	S1-01
		海洋モニタリングにおける国際原子力機関（IAEA）との協力	-		内部別階層へのリンク	S1-01
		韓国との海水の共同採取・分析活動の結果	-		内部別階層へのリンク	S1-01
		早見図（外部リンク）	-		内部別階層へのリンク	S1-01
海外主要都市の測定データ（外部リンク）		-	内部別階層へのリンク	S1-01		
原発周辺の分析（外部リンク）		-	内部別階層へのリンク	S1-01		
緊急作業時における被ばく線量限度について（放射線審議会）		-	内部別階層へのリンク	S1-01		
周辺より放射線量が高い箇所への対応		-	内部別階層へのリンク	S1-01		
各種シミュレーション結果		-	内部別階層へのリンク	S1-01		
放射線に関する基礎情報		-	内部別階層へのリンク	S1-01		
関連機関へのリンク		-	内部別階層へのリンク	S1-01		
リンク		放射線モニタリング情報共有・公表システム	-	内部別階層へのリンク	S1-01	
		スマートフォン版放射線モニタリング情報共有・公表システム	-	内部別階層へのリンク	S1-01	
		放射線物質モニタリングデータの情報公開サイト	-	内部別階層へのリンク	S1-01	
			-	内部別階層へのリンク	S1-01	

第一階層	第二階層	ページ内目次	項目種別	グラフ化	検索	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
総合モニタリング計画の改定について 2022年03月31日		-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画の改定について (PDF:76KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画 (令和4年3月30日改定) (PDF:3032KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(見え消し版) 総合モニタリング計画 (PDF:821KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(参考) 放射線モニタリングの実施状況 (PDF:212KB)	-	PDF	-	-			S3-01
総合モニタリング計画の改定について 2021年04月01日		-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画の改定について (PDF:46KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画 (令和3年4月1日改定) (PDF:1052KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(見え消し版) 総合モニタリング計画 (PDF:1053KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(参考) 放射線モニタリングの実施状況 (PDF:116KB)	-	PDF	-	-			S3-01
サーバのメンテナンス作業に伴う影響のお知らせ 2021年03月15日		-	子階層ページにテキスト情報のみ記述 (ファイルなし)	-	-			S3-01
総合モニタリング計画の改定について 2020年04月01日		-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画の改定について(令和2年4月1日) (PDF:45KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画(令和2年4月1日改定) (PDF:178KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(別紙)海城モニタリングの進め方(令和2年4月1日) (PDF:876KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(見え消し版)総合モニタリング計画 (PDF:310KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(参考)放射線モニタリングの実施状況(令和2年4月1日) (PDF:116KB)	-	PDF	-	-			S3-01
総合モニタリング計画の改定について 2019年02月01日		-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画の改定について (PDF:47KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画 (平成31年2月1日改定) (PDF:176KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(別紙) 平成30年度海城モニタリングの進め方 (PDF:875KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(見え消し版) 平成30年度総合モニタリング計画 (PDF:250KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(見え消し版) 平成30年度海城モニタリングの進め方 (PDF:431KB)	-	PDF	-	-			S3-01
	(参考) 放射線モニタリングの実施状況 (PDF:114KB)	-	PDF	-	-			S3-01

第一階層	第二階層	ページ内目次	項目種別	グラフ化	検索	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
総合モニタリング計画の改定について 2017年04月28日	総合モニタリング計画（平成29年4月28日改定） （PDF:253KB）	-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	（別紙）平成29年度海域モニタリングの進め方 （PDF:2731KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（参考）放射線モニタリングの実施状況（PDF:202KB）	-	PDF	-	-			S3-01
環境試料等の測定の変更内容 2016年04月01日 総合モニタリング計画の改定について 2016年04月01日		-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画の改定について（PDF:109KB） （PDF:259KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画（平成28年4月1日改定） （PDF:1408KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（別紙）平成28年度海域モニタリングの進め方 （PDF:1408KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（見直し版）28年度総合モニタリング計画（PDF:267KB） （見直し版）平成28年度海域モニタリングの進め方 （PDF:1661KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（参考）放射線モニタリングの実施状況（PDF:193KB）	-	PDF	-	-			S3-01
総合モニタリング計画の改定について 2015年04月01日		-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画の改定について（PDF:105KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画（平成27年4月1日改定） （PDF:259KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（別紙）海域モニタリングの進め方（PDF:1409KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（新旧対照表）総合モニタリング計画（PDF:399KB） （新旧対照表）海域モニタリングの進め方（PDF:1432KB）	-	PDF	-	-			S3-01
総合モニタリング計画の改定について 2014年04月01日		-	子階層へのリンク	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画の改定について（PDF:46KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	総合モニタリング計画（平成26年4月1日改定）（PDF:171KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（別紙）海域モニタリングの進め方（PDF:3623KB）	-	PDF	-	-			S3-01
	（新旧対照表）総合モニタリング計画（PDF:218KB） （新旧対照表）海域モニタリングの進め方（PDF:197KB）	-	PDF	-	-			S3-01

第一階層	第二階層	ページ内目次	項目種別	グラフ化	検索	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
空間線量率を測定する機器（リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト）の増設とその測定結果の公表について 2014年01月09日			PDF	-	-			S3-01
原子力規制委員会による福島第一原子力発電所周辺の海水モニタリングの強化について 2013年11月27日			外部リンク	-	-			S3-01
文部科学省が実施する放射線モニタリング業務の原子力規制委員会への移管について 2013年03月22日			PDF	-	-			S3-01
福島県及び福島県外の可搬型モニタリングポストの機器調整工事について 2012年11月07日			PDF	-	-			S3-01
都道府県別環境放射能水準調査において平成23年度に（財）日本分析センターが分析した全国環境試料のベータ線分析の結果について 2012年09月28日			PDF	-	-			S3-01
原子力規制委員会発足に伴う放射線モニタリングに係る役割分担の変更について 2012年09月18日			PDF	-	-			S3-01
全国及び福島県の空間線量測定結果（モニタリングポストやリアルタイム線量測定システムによる測定値のリアルタイム配信）のウェブサイトの更新について（平成24年5月14日文部科学省）2012年05月14日			PDF	-	-			S3-01
平成24年4月以降の積算線量の推計の取扱いについて 2012年03月30日			PDF	-	-			S3-01
平成24年3月以前の重要なお知らせ 2012年03月22日			子階層へのリンク	-	-			S3-01
	リアルタイム線量測定システムによる福島県内の空間線量率のリアルタイム測定結果の公開について（平成24年2月21日）	放射線モニタリング関係	PDF	-	-			S3-01
	「総合モニタリング計画」に基づく、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生を受けて文部科学省が継続的に実施している放射線モニタリングの見直しについて（平成23年12月22日）	放射線モニタリング関係	内部リンク	-	-			S3-01
	福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について（平成23年10月21日）	放射線モニタリング関係	子階層ページにテキスト情報のみ記載（ファイルなし）	-	-			S3-01
	「文部科学省放射線量等分布マップ拡大サイト」の一般公開について（平成23年10月18日）	放射線モニタリング関係	PDF	-	-			S3-01
	文部科学省による「チルドレン・ファースト」の推進～学校等除染チームの形成・派遣～（平成23年10月21日）	学校関係	外部リンク	-	-			S3-01
	福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）（平成23年8月26日）	学校関係	PDF	-	-			S3-01
	福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）（別添資料）	学校関係	PDF	-	-			S3-01

第一階層	第二階層	ページ内目次	項目種別	グラフ化	検索	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
	学校において受ける線量の計算方法について（参考）	学校関係	PDF	-	-			S3-01
	学校等における放射線測定の手引き（平成23年8月26日）	学校関係	PDF	-	-			S3-01
	学校等における放射線測定の手引き（参考資料）	学校関係	PDF	-	-			S3-01
	5月27日「当面の考え方」における「学校において『年間1ミリシーベルト以下』を目指す」ことについて（平成23年7月20日）	学校関係	子階層ページにテキスト情報のみ記載（ファイルなし）	-	-			S3-01
	「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」等に関するQ&A	学校関係	子階層ページにテキスト情報のみ記載（ファイルなし）	-	-			S3-01
	福島県内で一定の放射線量が計測された学校等に通う児童生徒等の日常生活等に関する専門家とリンク	学校関係	外部PDF	-	-			S3-01
	福島県内の学校の屋外グラウンドの利用について（平成23年6月16日）	学校関係	外部PDF	-	-			S3-01
	福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について（平成23年5月27日）	学校関係	外部リンク	-	-			S3-01
	実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について（平成23年5月11日）	学校関係	外部リンク	-	-			S3-01
	放射線等に関する副読本の作成について（平成23年10月14日）	放射線を正しく理解するために	外部リンク	-	-			S3-01
	放射線を正しく理解するために（平成23年8月19日）	放射線を正しく理解するために	PDF	-	-			S3-01
	保護者の皆様へ	放射線を正しく理解するために	子階層ページにテキスト情報のみ記載（ファイルなし）	-	-			S3-01
	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）	原子力損害賠償	PDF	-	-			S3-01
	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追加（平成23年6月20日）	原子力損害賠償	外部リンク	-	-			S3-01
	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針（平成23年5月31日）	原子力損害賠償	外部リンク	-	-			S3-01
	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針（平成23年4月28日）	原子力損害賠償	外部リンク	-	-			S3-01
	原子力損害賠償紛争審査会	原子力損害賠償	外部リンク	-	-			S3-01
	東日本大震災に関する地方公共団体等からの要望への対応状況について（平成23年7月25日）	その他	子階層ページにテキスト情報のみ記載（ファイルなし）	-	-			S3-01

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
環境モニタリング結果の評価・解析		環境モニタリング結果の評価・解析				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	放射線モニタリング情報共有・公表システム	放射線モニタリング情報共有・公表システム				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	空間線量率の測定結果	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以上の空間線量率の測定結果（市町村別）				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以上の空間線量率の測定結果				内部別階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	空間線量率推計方法（概要）				PDF	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	正確なリンク先に該当ページ無し				-	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	住所情報をクリック先に該当ページ無し				-	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	福島第一原子力発電所20km以上の空間放射線量率の測定結果（平成28年10月31日までの最新測定値、市町村別）について				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所20km以上の空間放射線量率の測定結果（平成xx年x月x日までの最新測定値、市町村別）について				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
空間線量率	空間線量率の測定結果	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏内の空間線量率の測定結果（電力会社による測定）				子階層へのリンクおよびCSV	○（※）	○	年一回	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照してください。	S6-01.S7-X -
-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏内の空間線量率の測定結果(20xx年xx月)	子階層にPDF（測定結果、日時を記録）			子階層に複数PDF	-	○	年一回		S6-01.S7-X -
空間線量率	空間線量率の測定結果	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以上の空間線量率の測定結果				子階層へのリンクおよびCSV	○（※）	○	年一回	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照してください。	S6-01.S7-X -
-	-	各市町村の測定結果、グラフ	PDF	-	○	年一回				S6-01.S7-X -	
-	-	過去の空間線量率の推移について	子階層へのリンク	-	-	更新予定なし				S6-01.S7-X -	
-	-		平成25年3月まで（PDF:5171KB）	-	○	更新予定なし				S6-01.S7-X -	
-	-		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（PDF:782KB）	-	○	更新予定なし				S6-01.S7-X -	
空間線量率	空間線量率の測定結果	緊急時環境放射線等モニタリング実施結果				子階層へのリンクおよびCSV	○（※）	○	更新予定なし	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照してください。	S6-01.S7-X -
-	-	福島県による緊急時環境放射線等モニタリング実施結果(20xx年xx月)	子階層にPDF（測定結果、日時を記録）			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
空間線量率	積算線量の測定結果	簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定結果				子階層へのリンクおよびCSV	-	○	年4回		S6-01.S7-X -
-	-	測定地点地図	PDF	-	-	○	更新予定なし			S6-01.S7-X -	
-	-	福島第一原子力発電所の20km以上の積算線量結果について（ガラスバッチによる測定）（測定期間：令和4年6月28日～令和4年9月28日）	PDF	-	-	○	更新予定なし			S6-01.S7-X -	
-	-	簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定結果（2022年07月）	子階層に複数PDF	-	-	○	年4回			S6-01.S7-X -	
空間線量率	積算線量の測定結果	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以上の積算線量の測定結果（電力会社による測定）				子階層へのリンクおよびCSV	-	○	年4回		S6-01.S7-X -
-	-	福島第一原子力発電所の20km以上の積算線量結果（データ取得日：令和4年9月27日） 2022年10月21日	PDF	-	-	○	更新予定なし			S6-01.S7-X -	
-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以上の積算線量の測定結果(20xx年xx月)	複数PDF	-	-	○	年4回			S6-01.S7-X -	

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	モニタリングカーを用いた走行サーベイによる空間線量率の測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	いわき市・川内村走行モニタリング結果 2011年06月24日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	伊達市走行モニタリング結果 2011年06月13日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	南相馬市走行モニタリング結果 2011年06月06日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	伊達市走行モニタリング結果 2011年06月05日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	川原町走行モニタリング結果 2011年04月18日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	福島第一原子力発電所の20km圏内走行モニタリング結果			複数PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	環境放射線モニタリング詳細調査結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査結果について（川内村）（平成24年11月1日調査） 2012年12月14日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査結果について（伊達市）（平成24年12月1日～9日、12日調査） 2012年12月14日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査結果について（伊達市）（平成24年1月12日、18～26日調査） 2012年11月20日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査結果について（南相馬市）（平成24年1月27日～2月3日調査） 2012年11月20日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	自動車走行サーベイ結果に伴う環境放射線モニタリング詳細調査（伊達市）結果について（平成24年2月15日調査） 2012年02月27日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査結果について（南相馬市）（平成23年9月4日～9日調査） 2011年11月29日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（福島市③）結果について（平成23年11月2日調査） 2011年11月11日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（郡山市）結果について（平成23年10月18日調査） 2011年10月28日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（福島市④）結果について（平成23年10月4日調査） 2011年10月13日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（本宮市）結果について（平成23年9月6日調査） 2011年09月23日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（二本松市）結果について（平成23年8月30日～31日調査） 2011年09月23日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（福島市③）結果について（平成23年8月24日、25日調査） 2011年09月16日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（伊達市）結果について（平成23年8月14日、15日、16日、23日調査） 2011年09月15日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（福島市②）結果について（平成23年8月18日～23日、25日、29日、30日調査） 2011年09月13日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（伊達市）結果について（平成23年7月27日～29日、8月14日調査） 2011年08月28日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（相馬市）結果について（平成23年8月9日～10日調査） 2011年08月18日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（福島市①）結果について（平成23年7月23日、26～28日調査） 2011年08月04日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（南相馬市）結果について（平成23年7月13日、18日、21日調査） 2011年07月29日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（いわき市・川内村）結果について（平成23年7月12日調査） 2011年07月15日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（南相馬市）結果について（平成23年6月27日調査） 2011年06月30日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	-	環境放射線モニタリング詳細調査（伊達市）結果について（平成23年6月11～12日調査） 2011年06月16日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	地方公共団体による環境放射線測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		地図+47都道府県への外部リンク			外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	福島県環境放射線再モニタリング調査結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県環境放射線再モニタリング調査結果 2011年06月06日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県環境放射線再モニタリング調査結果 2011年05月14日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県環境放射線再モニタリング調査結果 2011年05月01日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県環境放射線再モニタリング調査結果 2011年04月24日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	福島県による簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県による簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定結果(第51報)(平成24年4月6日(金曜日)18時00分版) 2012年04月06日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県内空間積算線量測定結果(PDF)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県内空間積算線量測定結果(子階層でデータ掲載)			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	積算線量推定マップ等				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		平成24年4月以降の積算線量の推計の取扱いについて 2012年03月30日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		継続して実測している地点における平成23年3月11日から平成24年3月11日までの積算線量の推計値の公表について 2012年03月21日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		継続して実測している地点における平成23年3月11日から平成24年2月11日までの積算線量の推計値の公表について 2012年02月29日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		東京電力株式会社福島第一及び第二原子力発電所周辺の放射線量等分布マップ			複数PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	福島市紅葉山周モニタリングポストにおける空間線量率の測定結果				CSV,PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	茨城県内の測定結果(CSV)				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		各測定局における空間線量率 (FILE:6624KB)			ZIP	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		つくばセンターの空間線量率 (FILE:435KB)			CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		北茨城市の空間線量率 (FILE:1159KB)			CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		大子市の空間線量率 (FILE:1191KB)			CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		高萩市の空間線量率 (FILE:1142KB)			CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		土浦市の空間線量率 (FILE:1013KB)			CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		茨城県内の空間線量率 (FILE:79KB)			CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		鹿ヶ崎市の大気中放射線量の推移(東京電力) (FILE:82KB)			CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	自転車走行サーベイによるモニタリング調査結果				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	各自自治体が計測したモニタリング結果				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	東電福島第一原発及び福島第二原発周辺の緊急時モニタリング調査結果について（平成23年3月11日～15日）				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	福島県による環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	(CSV) 福島県における都市公園、児童福祉施設等のモニタリング結果				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-03
空間線量率	平成25年までの空間線量率等の測定結果	(CSV) モニタリングポストのNaIスペクトルデータ（大船町大沢・双葉郡郡山・富岡町富岡・楢葉町楢葉）（平成24年3月14日）				外部PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-03
放射線測定マップ（旧システム）	-	モニタリングデータアーカイブ（令和3年6月までのデータ）					-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	-	各都道府県のモニタリングポストのZIPファイル			複数ZIP	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
空間線量率（環境放射線水準調査）	-	空間線量率（環境放射線水準調査）				子階層へのリンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	-	モニタリングポストの設置場所			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	-	設置率比			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
今の一覧	-	-	各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量			PDF	○	○	週一回	規制庁が所持する加工可能データ(xlsxファイル)を取り込む必要がある。	S6-01.S7-X -
過去の一覧	-	-	空間線量率（環境放射線水準調査）(20xx年xx月)	子階層にPDF（測定結果、日時を記録）		子階層に複数PDF	○	○	週一回	規制庁が所持する加工可能データ(xlsxファイル)を取り込む必要がある。	S6-01.S7-X -
大気浮遊じん	-	原子力規制庁及び福島県による大気浮遊じんの測定結果				子階層へのリンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	-	本ページに掲載された測定データを集約したCSVファイル。			CSV	○（※）	○	月一回	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X -
-	-	-	原子力規制庁及び福島県における試料採取場所			PDF	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	-	福島県にて実施中の大気浮遊じん測定結果			外部リンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-03
-	-	-	ダストサンプリングの測定結果（平成23年5月31日まで）中の平成23年3月の福島市方木田における測定結果の誤り			PDF	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	-	ダストサンプリングの測定結果（令和4年4月1日～令和4年8月31日）			複数PDF	-	○	月次		S6-01.S7-X -
大気浮遊じん	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所20km圏内の空気中放射線物質濃度の測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
今の一覧	-	-	福島第一原子力発電所20km圏内の大気浮遊じんの放射性物質濃度測定結果【採取日：令和4年4月1日～令和4年8月31日】 2022年10月18日			PDF	-	○	月次		S6-01.S7-X -
過去の一覧	-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所20km圏内の空気中放射線物質濃度の測定結果(20xx年xx月)			子階層に複数PDF	-	○	月次		S6-01.S7-X -
過去の一覧	-	-	過去の測定結果のCSV			CSV	○（※）	○	月一回	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X -

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
大気浮遊じん	-	平成25年4月までの大気浮遊じんの測定結果	-	-	-	子階層へのリンク	-	-	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以遠におけるダストサンプリング等の測定結果 2011年07月29日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以遠におけるダストサンプリング等の測定結果 2011年07月21日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以遠におけるダストサンプリング等の測定結果 2011年07月14日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以遠におけるダストサンプリング等の測定結果 2011年07月08日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以遠におけるダストサンプリング等の測定結果 2011年06月29日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km以遠におけるダストサンプリング等の測定結果 2011年06月28日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	2号機の原子炉建屋二重屋根開放時における周辺地域のダストサンプリングの測定結果 2011年06月20日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	福島県学校等環境放射線ダスト・土壌モニタリング実施結果 2011年04月06日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	ダストサンプリングの測定結果（平成23年3月18日、19日、25日採取） 2011年03月25日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
土壌試料	-	原子力規制庁及び福島県による土壌試料の測定結果	-	-	-	子階層へのリンク	-	-	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	土壌試料の採取場所	-	-	PDF	-	-	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	原子力規制庁及び福島県による土壌試料の測定結果	本ページに掲載された測定データを集約したCSVファイル	-	-	CSV	○(※)	○	年一回	※詳細なデータ項目やデータ数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照してください。	S6-01.S7-X
-	-	-	環境土壌モニタリングの結果	-	-	PDF	-	○	年一回	-	S6-01.S7-X
土壌試料	-	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏内の土壌中放射線物質濃度測定結果	-	-	-	子階層へのリンク	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	本ページに掲載された測定データを集約したCSVファイル。	-	-	CSV	○(※)	○	年一回	※詳細なデータ項目やデータ数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照してください。	S6-01.S7-X
-	-	-	福島第一原子力発電所20km圏内の土壌の放射線物質濃度測定結果	-	-	PDF	-	○	年一回	-	S6-01.S7-X
土壌試料	-	平成25年4月までの環境土壌の測定結果	-	-	-	子階層へのリンク	-	-	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	福島第一原子力発電所から20-30km圏内の土壌試料のPuの分析結果 2011年04月26日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	福島県学校等環境放射線ダスト・土壌モニタリング実施結果 2011年04月06日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	福島第一原子力発電所から20-30km圏内の土壌試料のPu、Uの分析結果 2011年04月01日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	土壌モニタリングの測定結果（平成23年3月22日採取） 2011年03月22日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	土壌モニタリングの測定結果 2011年03月22日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
-	-	-	福島第一原子力発電所の事故に係る陸上及び植物の放射性ストロンチウム分析結果 2011年03月19日	-	-	PDF	-	○	更新予定なし	-	S6-01.S7-X
土壌試料	-	福島県による土壌モニタリング結果情報	-	-	-	外部リンク	-	○	-	-	S6-01.S7-X S6-04

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
環境試料	-	原子力規制庁及び福島県による環境試料の測定結果	環境試料の採取場所			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		本ページに掲載された測定データを集約したCSVファイル。			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		指標植物（松葉）の測定結果			CSV	-	-	年一回		S6-01.S7-X
-	-					PDF	-	○	年一回		S6-01.S7-X
環境試料	-	平成25年4月までの環境試料の測定結果	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km 以遠のダストサンプリング、環境試料及び土壌モニタリングの測定結果について			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		2012年04月16日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島第一原子力発電所の事故に係る陸上及び植物の放射性ストロンチウム分析結果 2011年03月19日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		東京電力株式会社福島第一原子力発電所20km以遠における福島県による環境試料の測定結果 2011年03月17日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
環境試料	-	上水（蛇口水）のモニタリング	総合モニタリング計画の改定に			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		本ページに掲載された測定データを集約したCSVファイル。			内部別階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		環境放射能水準調査結果（上水（蛇口））（令和4年6月分）			CSV	○（※）	-	年一回	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照してください。	S6-01.S7-X
今月の一覧	-		環境放射能水準調査結果（上水（蛇口））（令和4年6月分）			PDF	-	○	年一回		S6-01.S7-X
過去の一覧	-		上水（蛇口水）のモニタリング(2022年02月)	子階層にPDF（測定結果、日時を記録）		子階層に複数PDF	-	○	年一回		S6-01.S7-X
定時降下物	-	定時降下物のモニタリング				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		本ページに掲載された測定データを集約したCSVファイル。			CSV	○（※）	○	月一回	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照してください。	S6-01.S7-X
-	-		試料採取場所			PDF	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		都道府県別環境放射能水準調査（月間降下物）(平成27年6月分)中の福島県双葉郡における測定結果に振り			PDF	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		観測地点変更後の公表場所			外部リンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-04
-	-		都道府県別環境放射能水準調査（月間降下物）			-	-	○	月一回		S6-01.S7-X
定時降下物	-	福島県による定時降下物環境放射能測定結果 (CSV)				CSV	-	-	月一回		S6-01.S7-X
定時降下物	-	福島県による定時降下物環境放射能測定結果				外部リンク	-	-	-		S6-01.S7-X S6-06
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等におけるモニタリング結果	帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリング結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリング結果			PDF	-	○	年一回		S6-01.S7-X
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等におけるモニタリング結果	警戒区域及び計画的避難区域における基礎データ収集モニタリングの結果 2011年07月01日				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-07
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等におけるモニタリング結果	避難指示区域等における詳細モニタリング結果（内閣府原子力被災者生活支援チーム）				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-07
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等におけるモニタリング結果	警戒区域及び計画的避難区域における詳細モニタリング結果の公表について 2011年11月16日				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-07
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等におけるモニタリング結果	警戒区域及び計画的避難区域における広域モニタリング結果の公表について 2011年09月01日				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-07
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等におけるモニタリング結果（報告書）	生活行動パターンを模倣した連続的な空間線量率の測定事業				内部別階層へのリンク	-	○	年一回		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング（各種アクションプランに基づく測定結果）（避難指示解除準備区域への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果）	飲用の井戸水等の測定結果（南相馬市） 2012年09月11日				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング（各種アクションプランに基づく測定結果）（避難指示解除準備区域への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果）	公共施設等の敷地内の主要ポイントのモニタリング（南相馬市） 2012年07月06日				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング（各種アクションプランに基づく測定結果）（避難指示解除準備区域への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果）	飲用の井戸水や汽水等の引き水の測定結果（田村市、川内村） 2012年06月15日				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング（各種アクションプランに基づく測定結果）（避難指示解除準備区域への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果）	無人ヘリコプターによる面的モニタリングの測定結果 2012年05月18日				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング（各種アクションプランに基づく測定結果）（避難指示解除準備区域への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果）	避難指示解除準備区域（南相馬市、田村市、川内村）への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランについて				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	避難指示解除準備区域(南相馬市、田村市、川内村)への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランについて (PDF:215KB)				PDF	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング（各種アクションプランに基づく測定結果）（旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果）	河川・水源地のモニタリング				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町)の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランの測定結果について (平成24年3月19日公表分) (PDF:453KB)				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	連絡先				ページにテキスト情報のみ記載（ファイルなし）	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング (各種アクションプランに基づく測定結果) (旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	飲用の井戸水等地下水のモニタリング、河川・水源地のモニタリング				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町)の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランの測定結果について (平成24年2月17日公表分) (PDF:512KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		家平成24年3月19日に一部訂正 (訂正箇所) (PDF:168KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		連絡先			ページにテキスト情報のみ記載 (ファイルなし)	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング (各種アクションプランに基づく測定結果) (旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	無人ヘリコプターによる圏的なモニタリング 2012年01月13日				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域 (南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町) の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプラン (無人ヘリコプターによる圏的なモニタリング) の測定結果について (平成24年1月13日公表分) (PDF:14KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域【南相馬市】における放射線分布マップ (空間解像率: 1m高さ、50cm高さ) (PDF:7060KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		連絡先			ページにテキスト情報のみ記載 (ファイルなし)	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング (各種アクションプランに基づく測定結果) (旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	放射線分布マップ				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域 (南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町) における放射線分布マップ (※訂版) の作成について (平成12月27日公表分) (PDF:709KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域【南相馬市】における放射線分布マップ (PDF:4238KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域【田村市】における放射線分布マップ (PDF:3865KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域【川内村】における放射線分布マップ (PDF:2572KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域【広野町】における放射線分布マップ (PDF:4173KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域【楢葉町】における放射線分布マップ (PDF:1834KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		連絡先			ページにテキスト情報のみ記載 (ファイルなし)	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング (各種アクションプランに基づく測定結果) (旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	放射線モニタリングアクションプランの測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町)の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランの測定結果について (平成12月26日公表分) (PDF:282KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		(参考) アクションプラン (抜粋) (PDF:106KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		連絡先			ページにテキスト情報のみ記載 (ファイルなし)	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング(各種アクションプランに基づく測定結果)(旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	放射線モニタリングアクションプランの測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楨葉町)の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランの測定結果について(平成23年11月15日公表分)(PDF:141KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		旧緊急時避難準備区域【田村市】における放射線分布マップ(PDF:2931KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		旧緊急時避難準備区域【広野町】における放射線分布マップ(PDF:8186KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		旧緊急時避難準備区域【楨葉町】における放射線分布マップ(PDF:3526KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		河川・水源地のモニタリング結果(PDF:693KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		(参考)アクションプラン(抜粋)(PDF:106KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		連絡先			ページにテキスト情報のみ記載(ファイルなし)	-	-	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-	河川・水源地のモニタリング 2012年10月11日				PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-	湖川のモニタリング 2012年07月31日				PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-	飲用の井戸水等地下水のモニタリング(田村市) 2012年07月12日				PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-	河川・水源地のモニタリング 2012年03月30日				PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング(各種アクションプランに基づく測定結果)(旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楨葉町)の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプラン 2011年10月03日				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楨葉町)の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプラン(平成23年10月3日公表分)(PDF:163KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		連絡先			ページにテキスト情報のみ記載(ファイルなし)	-	-	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング(各種アクションプランに基づく測定結果)(緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	公園における環境試料の分析結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果(公園における環境試料の分析結果)について(PDF:21KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		南相馬市の公園のモニタリング結果(PDF:42KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		田村市の公園のモニタリング結果(PDF:32KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		川内村の公園のモニタリング結果(PDF:31KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		広野町の公園のモニタリング結果(PDF:32KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング(各種アクションプランに基づく測定結果)(緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	放射線モニタリングアクションプランの測定結果(詳細版)				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果(詳細版)について(平成23年8月16日)(PDF:74KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		緊急時避難準備区域【南相馬市】の測定結果(詳細版)(PDF:3908KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		緊急時避難準備区域【田村市】の測定結果(詳細版)(PDF:2362KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		緊急時避難準備区域【川内村】の測定結果(詳細版)(PDF:2010KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -
-	-		緊急時避難準備区域【広野町】の測定結果(詳細版)(PDF:2134KB)			PDF	-	○	更新予定なし		\$6-01.S7-X -

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング(各種アクションプランに基づく測定結果)(緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	放射線モニタリングアクションプランの測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果概要(平成23年8月9日)(PDF:87KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		緊急時避難準備区域【高松市】の測定結果(PDF:2291KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		緊急時避難準備区域【田村市】の測定結果(PDF:1882KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		緊急時避難準備区域【川内村】の測定結果(PDF:2060KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		緊急時避難準備区域【広野町】の測定結果(PDF:1603KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		緊急時避難準備区域【楢葉町】の測定結果(PDF:430KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
避難指示区域等における詳細モニタリング	避難指示区域等における詳細モニタリング(各種アクションプランに基づく測定結果)(緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプランに基づく測定結果)	「ふるさとへの帰還」に向けた緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプラン				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
放射線等マップ	-	田村市部路地区放射線等マップ				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		表紙(PDF:397KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		目的・内容(PDF:4874KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		図解・マップの考え方(PDF:2379KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		小浜地区(PDF:2327KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		地蔵城・塩ヶ地区(PDF:2873KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		合子・森田地区(PDF:2880KB)			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
航空機モニタリング結果	-	航空機モニタリングによる空間線量率の測定結果(東京電力福島第一原子力発電所周辺の航空機モニタリング)				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		福島県及びその近隣県における航空機モニタリング(令和3年8月31日～10月25日測定) 令和4年03月04日(KMZ,CSV)			CSV,PDF,KMZ	-	○	年一回		S6-01.S7-X
-	-		The Situation in Japan(米国エネルギー省HP) 平成23年05月05日			外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X
航空機モニタリング結果	-	航空機モニタリングによる空間線量率の測定結果(避難指示区域等を対象にした航空機モニタリング)				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		避難指示区域における航空機モニタリング(平成25年3月4日～29日測定) 平成25年05月13日(KMZ,CSV)			CSV,PDF,KMZ	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリング(平成24年2月6日～10日測定) 平成24年02月24日(KMZ,CSV)			CSV,PDF,KMZ	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
航空機モニタリング結果	-	平成24年7月までの福島第一原子力発電所から80km圏外の航空機モニタリング				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		①北海道の航空機モニタリングの測定結果、及び空飛日本全体の航空機モニタリングの結果の天然核種の影響を詳細に考慮した改訂について 2012年07月27日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による中国地方の航空機モニタリングの測定結果について 2012年06月15日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による近畿地方の航空機モニタリングの測定結果について 2012年06月08日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による四国地方の航空機モニタリングの測定結果について 2012年05月18日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による九州地方、沖縄県の航空機モニタリングの測定結果について 2012年05月11日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による、愛知県、青森県、石川県、及び福井県の航空機モニタリングの測定結果について 2011年11月25日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による、岩手県、静岡県、長野県、山梨県、岐阜県、及び富山県の航空機モニタリングの測定結果、並びに天然核種の影響をより考慮した、これまでの航空機モニタリング結果の改訂について 2011年11月11日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による新潟県及び秋田県の航空機モニタリングの測定結果について 2011年10月12日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による東京都及び神奈川県航空機モニタリングの測定結果について 2011年10月06日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による埼玉県及び千葉県航空機モニタリングの測定結果について 2011年09月29日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省及び群馬県による航空機モニタリングの測定結果について 2011年09月27日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について 2011年09月12日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省及び山形県による航空機モニタリングの測定結果について 2011年09月08日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		文部科学省及び茨城県による航空機モニタリングの測定結果の修正について 2011年08月31日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
-	-		文部科学省による放射線量等分布マップ（放射性セシウムの土壤濃度マップ）の作成結果を踏まえた航空機モニタリング結果（土壤濃度マップ）の改訂について 2011年08月30日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		文部科学省及び茨城県による航空機モニタリングの測定結果について 2011年08月30日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		文部科学省及び栃木県による航空機モニタリングの測定結果 2011年07月27日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		文部科学省及び茨城県による航空機モニタリングの測定結果（追加資料） 2011年07月22日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		文部科学省及び茨城県による航空機モニタリングの測定結果 2011年07月20日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
航空機モニタリング結果	-	防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果 2011年04月05日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果 2011年04月01日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果 2011年03月31日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果 2011年03月30日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果 2011年03月29日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果 2011年03月26日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果 2011年03月25日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
航空機モニタリング結果	-	上空の航空機モニタリング結果（平成23年3月26日～平成23年4月23日公表）				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月23日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月17日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月15日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月13日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月08日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月06日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空の航空機による空間線量率の測定結果 2011年04月05日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月03日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空の航空機による空間線量率の測定結果 2011年04月02日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所30 k m以上上空のヘリコプターによる空間線量率の測定結果 2011年04月02日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島第一原子力発電所周辺上空の航空機モニタリング結果 2011年03月26日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
航空機モニタリング結果	-	航空機モニタリングの結果について（地表面から1m高さの空間線量率）2012年03月18日				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
航空機モニタリング結果	報告書	80km圏内外における航空機モニタリング事業				内部別階層へのリンク	-	○	年一回		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	1. ALPS処理水に係る海域環境モニタリング	福島第一原子力発電所 近傍（原子力規制委員会）					-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
今月の一覧	-					PDF	○	○	月一回	規制庁が所持する加工可能データ(xlsxファイル)を取り込む必要がある。	S6-01.S7-X
過去の一覧	-					子階層に複数PDF	○	○	月一回	規制庁が所持する加工可能データ(xlsxファイル)を取り込む必要がある。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	1. ALPS処理水に係る海域環境モニタリング	福島第一原子力発電所 沖合（原子力規制委員会）					-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
今月の一覧	-					PDF	○	○	年4回	規制庁が所持する加工可能データ(xlsxファイル)を取り込む必要がある。	S6-01.S7-X
過去の一覧	-					子階層に複数PDF	○	○	年4回	規制庁が所持する加工可能データ(xlsxファイル)を取り込む必要がある。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	1. ALPS処理水に係る海域環境モニタリング	ALPS処理水に係る海域環境モニタリング【環境省ホームページ】				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-10
海域モニタリング結果	1. ALPS処理水に係る海域環境モニタリング	水産物中のトリチウム分析結果の公表【水産庁ホームページ】				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-10
海域モニタリング結果	1. ALPS処理水に係る海域環境モニタリング	福島第一原子力発電所周辺海域における海水モニタリングの産化【福島県ホームページ】				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-10
海域モニタリング結果	1. ALPS処理水に係る海域環境モニタリング	海域モニタリング【東京電力ホームページ】				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-10
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（近傍・沿岸海域）	福島第一原子力発電所近傍の海水のモニタリング【東京電力】（Excel）				Excel	-	○	週一回		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（近傍・沿岸海域）	福島県・宮城県・茨城県・千葉県周辺の海水のモニタリング【東京電力】（採取位置）（CSV）				CSV,PDF	-	○	週一回		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（近傍・沿岸海域）	福島県周辺の海水のモニタリング【原子力規制庁】（CSV）				CSV,PDF	○（※）	○	年48回（4核種×12回/5年2月時点）	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（近傍・沿岸海域）	近傍・沿岸海域の海水の放射能濃度の推移				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（近傍・沿岸海域）	原子力規制委員会による福島第一原子力発電所周辺の海水モニタリングの強化について（平成25年11月19日）				外部リンク	-	-	-		S6-01.S7-X S6-10
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（沖合海域）	宮城県・福島県・茨城県・千葉県沖における海域モニタリング結果【原子力規制庁】（CSV）				CSV,PDF	○（※）	○	年16回（4核種×4回/年）	※詳細なデータ項目やデータ件数（令和5年2月時点）は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（沖合海域）	沖合海域の海水の放射能濃度の推移				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果（外洋海域）	日本から280km以上の外洋海域のモニタリング				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-					PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-					PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-					PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-					PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果 (外洋海域)	宮城県・福島県・茨城県・千葉県外洋における海域モニタリング結果【原子力規制庁】(CSV)				CSV	○(※)	○	年2回	※詳細なデータ項目やデータ件数(令和5年2月時点)は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果 (外洋海域)	外洋海域の海水の放射能濃度の推移				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果 (東京湾)	東京湾における海域モニタリング結果【原子力規制庁】(CSV)				CSV	○(※)	○	年6回	※詳細なデータ項目やデータ件数(令和5年2月時点)は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果 (報告書)	海洋環境における放射能調査及び総合評価				内部別階層へのリンク	-	○	年一回		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	2. 海域のモニタリング結果 (報告書)	東京湾環境放射能調査				内部別階層へのリンク	-	○	年一回		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	3. 海底土のモニタリング結果 (近傍・沿岸海域)	東京電力による海底土のモニタリング結果【東京電力】(CSV)				CSV	-	○	年11回		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	3. 海底土のモニタリング結果 (近傍・沿岸海域)	近傍・沿岸海域の海底土の放射能濃度の推移				PDF	-		更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	3. 海底土のモニタリング結果 (沖合海域)	宮城県・福島県・茨城県・千葉県沖における海域モニタリング結果(海底土)【原子力規制庁】(CSV)				CSV	○(※)	○	年7回	※詳細なデータ項目やデータ件数(令和5年2月時点)は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	3. 海底土のモニタリング結果 (沖合海域)	沖合海域の海底土の放射能濃度の推移				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	3. 海底土のモニタリング結果 (東京湾)	東京湾における海域モニタリング結果(海底土)【原子力規制庁】(CSV)				CSV,PDF	○(※)	○	年6回	※詳細なデータ項目やデータ件数(令和5年2月時点)は【グラフ化対象データのデータ項目等】シートを参照すること。	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	3. 海底土のモニタリング結果 (報告書)	福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査事業				内部別階層へのリンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	4. 海洋生物のモニタリング結果	魚介類の核種分析結果【東京電力】				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		東京電力へのリンク(H27年以降の測定結果)			外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X
過去の一覧	-		魚介類の核種分析結果(2014年12月)	子階層に複数PDF		子階層に複数PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	4. 海洋生物のモニタリング結果	水産物の放射性物質調査の結果について【水産庁】				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(福島県によるモニタリング)	福島県による海洋モニタリング結果(CSV)				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-					福島県の主要漁港における海水モニタリング(FILE:172KB)	CSV	-	○	更新予定なし	S6-01.S7-X
-	-					試験検査漁獲物の検査結果(FILE:180KB)	CSV	-	○	更新予定なし	S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(福島県によるモニタリング)	公共用水域、港湾・海園漁場モニタリング結果情報				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(福島県によるモニタリング)	福島第一原子力発電所周辺海域におけるモニタリングの強化				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(福島県によるモニタリング)	試験検査海域における環境放射能モニタリングの強化				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(環境省によるモニタリング)	東日本大震災の被災地における放射性物質関連の環境モニタリング調査				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(環境省によるモニタリング)	東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(海上保安庁によるモニタリング)	放射能調査結果と概要				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング(国土交通省によるモニタリング)	港湾における大気中の放射線量及び海水中の放射能濃度モニタリング				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング	平成25年4月までの文部科学省等によるモニタリング結果	文部科学省による海域モニタリングの結果			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海域モニタリング結果に関するお知らせ		子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海域モニタリング結果に関するお知らせ		子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
過去の一覧	-			海域モニタリング結果に関するお知らせ		子階層に複数PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
過去の一覧	-			海域モニタリング結果に関するお知らせ		子階層に複数PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海水及び海上のモニタリング結果		子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
過去の一覧	-			海水及び海上のモニタリング結果(20xx年xx月)		子階層に複数PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海底土のモニタリング結果		子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
過去の一覧	-			海底土のモニタリング結果(2013年03月)		子階層に複数PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-					外部リンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-	平成25年4月までの文部科学省等によるモニタリング結果	海上保安庁によるモニタリングの結果			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海上保安庁による東京湾、福島県沖及び茨城県沖における放射能調査結果について 2013年04月01日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海上保安庁による外洋海域における放射能調査結果について (試料採取日:平成24年1月12日、13日、14日、15日) 2012年04月25日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海上保安庁による福島県沖及び茨城県沖における放射能調査結果について (試料採取日:平成23年8月27日) 2011年10月28日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		水産庁の協力によるモニタリングの結果			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県・福島県・茨城県沖及び遼洋における水産庁の協力による海域モニタリング結果 (試料採取日:平成23年5月25日~6月18日) 2011年07月25日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県・福島県・茨城県沖における水産庁の協力による海域モニタリングの結果 (試料採取日:平成23年5月16日~26日) 2011年06月26日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		茨城県沖における海域モニタリングの結果			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング (海水)の結果について (試料採取日:平成24年12月10日、11日、12日) 2013年04月01日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング (海水)の結果について (試料採取日:平成24年11月13日、14日、15日) 2013年04月01日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング (海水)の結果について (試料採取日:平成24年10月9日、10日、12日、13日) 2013年04月01日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海水の放射能濃度分布 (ストロンチウム) (試料採取日:平成24年9月12日) 2013年04月01日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング (海水)の結果について (ストロンチウム) (試料採取日:平成24年7月11日) 2013年04月01日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング (海水)の結果について (試料採取日:平成24年9月11日、12日) 2013年04月01日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング (海水)の結果について (試料採取日:平成25年1月18日) 2013年01月30日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング (海水)の結果について (ストロンチウム) (試料採取日:平成24年5月17日) 2012年08月30日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング（海水）の結果について（試料採取日：平成24年8月6日、7日、8日、9日） 2012年08月15日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング（海水）の結果について（試料採取日：平成24年7月10,11日） 2012年07月18日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			宮城県・福島県・茨城県沖における海域モニタリングの結果について（海産土）（試料採取日：平成24年5月15日～29日） 2012年07月10日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング（海水）の結果について（試料採取日：平成24年6月12,14,15日） 2012年06月21日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			宮城県・福島県・茨城県沖における海域モニタリング結果（海底土のSo）（試料採取日：平成24年2月6日～21日） 2012年06月06日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海域モニタリング（海水）の結果について（試料採取日：平成24年5月15,16,17日） 2012年05月23日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海水の放射能濃度分布（試料採取日：平成24年4月25,26日） 2012年05月09日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			平成23年3月24日から7月22日までに公表した東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺を含む福島県・宮城県・茨城県沖における海水及び海上のモニタリング結果の追加について 2012年04月27日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海水の放射能濃度分布（試料採取日：平成24年4月16日、17日、18日） 2012年04月25日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海水の放射能濃度分布（試料採取日：平成24年4月9日、10日） 2012年04月18日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海水の放射能濃度分布（試料採取日：平成24年4月2日、3日、5日） 2012年04月12日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			茨城県沿岸の海水中の放射能濃度分布（試料採取日：3月26日、3月27日、3月28日） 2012年04月04日		PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-		海洋環境放射能調査検討会			外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-10
-	-		文部科学省・気象庁による過去の海域モニタリングの結果 (CSV)			子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海上の空間線量率（文部科学省） (FILE:13KB)		CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海上の塵（文部科学省） (FILE:30KB)		CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海洋放射能（気象庁） (FILE:88KB)		CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	5. その他モニタリング	東京電力福島第一原発事故以前の福島県沖の海水のモニタリング結果				PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X
海域モニタリング結果	6. 総合モニタリング計画に基づく海域モニタリングの実施地点(令和4年度時点)	海域モニタリング座標一覧				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X
-	-			海域モニタリング座標一覧(R4) (PDF:276KB)		PDF	-	-	年一回		S6-01.S7-X

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質（外部リンク：環境省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	港湾・漁場（外部リンク：福島県）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	学校等（外部リンク：文科省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	空港・港湾（外部リンク：国土省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	自然公園（外部リンク：環境省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	学校・公共施設等（外部リンク：福島県）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	下水道（外部リンク：国土省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	下水道（外部リンク：福島県）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	焼却施設・仮置き場における測定結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		産業廃棄物焼却施設から発生する主灰及び飛灰中の放射性核種濃度調査結果 2011年09月15日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		一般廃棄物焼却施設における環境放射線モニタリング調査結果 2011年08月26日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度の測定結果 2011年05月27日			外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
-	-		福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度調査結果 2011年05月17日			外部リンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-11
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	港湾、公園、空港、離島・水運（CSV） 2014年05月27日	子階層に複数CSV			子階層に複数CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
公共用水域（河川・湖沼・水源地等）、地下水質、学校、港湾、空港、公園、下水道等	-	学校等（CSV） 2014年04月01日	子階層に複数CSV			子階層に複数CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
農地、林野等	-	野生動物（外部リンク：環境省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-12
農地、林野等	-	福島県の森林等における調査結果				子階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-	福島県の森林等における調査結果	福島県の森林における土壌等に含まれる放射性セシウムの濃度の測定結果 2012年03月01日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島県の森林における空間線量率の測定結果 2011年12月27日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島県環境放射線モニタリング調査（民有林）の結果 2011年12月22日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島県環境放射線モニタリング再調査（民有林）の結果 2011年07月26日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島県環境放射線モニタリング調査（民有林）の結果 2011年07月14日			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		福島県の国有林野内における環境放射線モニタリング調査結果 2011年07月14日			外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-12
農地、林野等	-	農地土壌の放射性物質濃度分布マップ関連調査研究報告書（第3編）				内部別階層へのリンク	-	-	更新予定なし		S6-01.S7-X -
-	-		農地土壌の放射性物質濃度分布マップ関連調査研究報告書（第3編）（PDF:5448KB）			PDF	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
農地、林野等	-	農地土壌（外部リンク：農水省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-12
-	-	旧避難指示区域等内国森林における環境放射線モニタリング（外部リンク：林野庁）				外部リンク	-	○	-		S6-01.S7-X S6-12
農地、林野等	-	福島森まっぶ（外部リンク：福島県）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-12
農地、林野等	-	森林資源活用施設等（外部リンク：福島県）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-12
農地、林野等	-	農地土壌、林野、牧草等（CSV） 2014年04月01日	子階層に複数CSV			子階層に複数CSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -
水道、食品	-	水道水中の放射性物質の検査（外部リンク：厚労省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-13
水道、食品	-	食品中の放射性物質の対応（外部リンク：厚労省）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-13
水道、食品	-	水産物（外部リンク：水産庁）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-13
水道、食品	-	湯類等（外部リンク：国土院）				外部リンク	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X S6-13
水道、食品	-	食品、水道（CSV） 2014年07月15日	子階層に複数ZIPCSV			子階層に複数ZIPCSV	-	○	更新予定なし		S6-01.S7-X -

ページ内目次1	ページ内目次2	第一階層	第二階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
総合モニタリング計画	最新の総合モニタリング計画	総合モニタリング計画（平成29年4月28日 モニタリング調整会議）		PDF	-	-	年1回	新規ファイルへのリンクを第一階層に追加することを想定。	S4-04
総合モニタリング計画	最新の総合モニタリング計画	(別紙) 放射線モニタリングの実施状況		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第14回モニタリング調整会議（令和4年3月30日） ・開催案内 ・会議資料 ・議事録 ・会議映像youtube		外部リンク	-	-		新規ファイルへのリンクを第一階層に追加することを想定。	S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第13回モニタリング調整会議（令和3年4月27日） ・開催案内 ・会議資料 ・議事録 ・会議映像youtube		外部リンク	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第12回モニタリング調整会議（令和3年4月1日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第11回モニタリング調整会議（令和2年4月1日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第11回モニタリング調整会議（令和2年4月1日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第9回モニタリング調整会議（平成29年4月28日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-	年1回		S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第8回モニタリング調整会議（平成28年4月1日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第7回モニタリング調整会議（平成27年4月1日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第6回モニタリング調整会議（平成26年4月1日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第5回モニタリング調整会議（平成25年4月1日）（書面開催） 総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第4回モニタリング調整会議（平成24年3月15日） 外部HP（文科省） ※平成24年3月15日、平成24年4月1日総合モニタリング計画改定含む		外部リンク	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	平成24年4月1日総合モニタリング計画改定		PDF	-	-			S4-04
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	平成24年3月25日総合モニタリング計画改定		PDF	-	-		S4-04	
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第3回モニタリング調整会議（平成24年1月24日）		外部リンク	-	-		S4-04	
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第2回モニタリング調整会議（平成23年8月2日）		外部リンク	-	-		S4-04	
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第2回モニタリング調整会議（平成23年8月2日） 総合モニタリング計画改定策定		PDF	-	-		S4-04	
総合モニタリング計画	モニタリング調整会議の開催実績	第1回モニタリング調整会議（平成23年7月4日）		外部リンク	-	-		S4-04	

ページ内目次1	ページ内目次2	第一階層	第二階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
総合モニタリング計画	平成24年度以前の海域モニタリングの進め方	平成24年度海域モニタリングの進め方（平成24年3月30日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
総合モニタリング計画	平成24年度以前の海域モニタリングの進め方	今後の海域モニタリングの進め方（平成23年10月20日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
総合モニタリング計画	平成24年度以前の海域モニタリングの進め方	海域モニタリングの広域化（平成23年5月6日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
総合モニタリング計画	平成24年度以前の海域モニタリングの進め方	「環境モニタリング強化計画」を受けた海域モニタリングの強化について（平成23年4月25日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
総合モニタリング計画	平成24年度以前の海域モニタリングの進め方	海域におけるモニタリングの強化（平成23年4月5日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
総合モニタリング計画	平成24年度以前の海域モニタリングの進め方	海域モニタリング行動計画（平成23年3月22日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	環境試料等の測定の変更内容（平成28年4月1日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	「総合モニタリング計画」に基づく、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生を受けて文部科学省が継続的に実施している放射線モニタリングの見直しについて（平成23年12月22日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
「総合モニタリング計画」に基づく、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生を受けて文部科学省が継続的に実施している放射線モニタリングの見直しについて				PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
「総合モニタリング計画」に基づく、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生を受けて文部科学省が継続的に実施している放射線モニタリングの見直しについて				PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	総合モニタリング計画（平成24年4月1日）に盛り込まれた各種モニタリング		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	総合モニタリング計画（平成23年8月2日）に盛り込まれた各種モニタリング		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	都道府県別環境放射能水準調査の強化（平成23年6月8日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	「環境モニタリング強化計画」を受けたモニタリングの強化（平成23年5月11日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	「環境モニタリング強化計画」について（平成23年4月22日 原子力災害対策本部）		外部PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	モニタリング強化計画等	福島第一、第二原子力発電所の緊急時における全国的モニタリングの強化（平成23年3月18日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	東電福島原発周辺を中心とした陸域モニタリング計画	旧緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町）の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプラン（平成23年10月3日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	東電福島原発周辺を中心とした陸域モニタリング計画	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年7月25日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年9月22日）			PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年9月22日）			PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年9月22日）			PDF	-	-	更新予定なし		S4-04

ページ内目次1	ページ内目次2	第一階層	第二階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年9月22日）		川内村の公園のモニタリング結果（PDF:31KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年9月22日）		広野町の公園のモニタリング結果（PDF:32KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月16日）		緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（詳細版）について（平成23年8月16日）（PDF:74KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月16日）		緊急時避難準備区域【南相馬市】の測定結果（詳細版）（PDF:3908KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月16日）		緊急時避難準備区域【田村市】の測定結果（詳細版）（PDF:2362KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月16日）		緊急時避難準備区域【川内村】の測定結果（詳細版）（PDF:2010KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月16日）		緊急時避難準備区域【広野町】の測定結果（詳細版）（PDF:2134KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月9日）		緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果概要（平成23年8月9日）（PDF:87KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月9日）		緊急時避難準備区域【南相馬市】の測定結果（PDF:2291KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月9日）		緊急時避難準備区域【田村市】の測定結果（PDF:1882KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月9日）		緊急時避難準備区域【川内村】の測定結果（PDF:2060KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月9日）		緊急時避難準備区域【広野町】の測定結果（PDF:1603KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（平成23年8月9日）		緊急時避難準備区域【楢葉町】の測定結果（PDF:430KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
-	参考		「ふるさとへの帰還」に向けた緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプラン（平成23年7月25日）（PDF:157KB）	PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	東電福島原発周辺を中心とした陸域モニタリング計画	警戒区域及び計画的避難区域における詳細モニタリング実施計画について（平成23年6月13日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	東電福島原発周辺を中心とした陸域モニタリング計画	防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度の測定について（平成23年3月25日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04
各モニタリング計画	東電福島原発周辺を中心とした陸域モニタリング計画	福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング計画の充実について（平成23年3月21日）		PDF	-	-	更新予定なし		S4-04

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
放射性物質の分布状況等に関する調査		成果報告書		子階層へのリンク	-	-	年一回		S4-05
成果報告書	成果報告書		令和2年度東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	成果報告書		平成31年度東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	成果報告書		平成30年度東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	成果報告書		平成29年度東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	成果報告書		平成28年度東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	成果報告書		平成27年度東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	成果報告書		平成26年度東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約及び移行モデルの開発事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	成果報告書		平成25年度東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の長期的影響把握手法の確立事業 成果報告書	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	平成24年度放射能測定調査委託事業「福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の長期的影響把握手法の確立」(第三次調査)		研究成果報告書	外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	平成24年度放射能測定調査委託事業「福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の長期的影響把握手法の確立」(第三次調査)		福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の長期的影響把握手法の確立に向けた検討会	外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	平成23年度放射能測定調査委託事業「福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の第二次分布状況等に関する調査研究」		研究成果報告書	外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果(第一次調査)		研究成果報告書概略版	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果(第一次調査)		研究成果報告書(第1編)	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果(第一次調査)		研究成果報告書(第2編)	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果(第一次調査)		研究成果報告書(第3編)	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果」に関するシンポジウム		要項集	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果」に関するシンポジウム		発表資料	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果」に関するシンポジウム		速記録	子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		①ガンマ線放出核種の分析結果及び②ストロンチウム89、90 の分析結果（第2次調査）について 2012年09月12日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		ガンマ線放出核種(セシウム134、137、銩110m)の核種分析結果(第2次調査) 2012年09月12日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		走行サーベイによる連続的な空間線量率の測定結果（平成24年3月時点）について 2012年09月12日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		プルトニウム238、239+240、241の核種分析の結果（第2次調査）について 2012年08月21日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		走行サーベイによる連続的な空間線量率の測定結果（平成23年12月時点）について 2012年03月21日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		テルル129m、銩110mの土壌濃度マップの作成について 2011年10月31日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		河川水・井戸水における放射性物質の移行調査の結果について 2011年10月20日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について 2011年09月30日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		ヨウ素131の土壌濃度マップの作成について 2011年09月21日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		森林内における放射性物質の移行調査の結果について 2011年09月14日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		放射性セシウムの土壌濃度マップの作成について 2011年08月30日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		8月2日公表の「文部科学省による放射線量等分布マップ（線量測定マップ）の作成について」の修正について 2011年08月12日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	文部科学省による関連報道資料		放射線量等分布マップ（線量測定マップ）の作成について 2011年08月02日	子階層に複数PDF、動画	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	放射線量等分布マップの作成等に係る検討会		検討会資料等	外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	参考		横浜市が採取した堆積物及び堆積物の採取箇所の周辺土壌の放射性核種分析の実施について	PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
成果報告書	参考		横浜市が採取した堆積物及び堆積物の採取箇所の周辺土壌の核種分析の結果について	PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びKMZファイル	空間線量率や放射性物質の分布マップ		平成28年度調査の測定結果	子階層に複数CSV,KMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びKMZファイル	空間線量率や放射性物質の分布マップ		平成27年度調査の測定結果	子階層に複数CSV,KMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びKMZファイル	空間線量率や放射性物質の分布マップ		平成26年度調査の測定結果	子階層に複数CSV,KMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びKMZファイル	空間線量率や放射性物質の分布マップ		平成25年度調査の測定結果	子階層に複数CSV,KMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びKMZファイル	空間線量率や放射性物質の分布マップ		第三次調査の測定結果	子階層に複数CSV,KMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びKMZファイル	空間線量率や放射性物質の分布マップ		第二次調査の測定結果	子階層に複数CSV,KMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びKMZファイル	空間線量率や放射性物質の分布マップ		第一次調査の測定結果	子階層に複数CSV,KMZ	-	-	更新予定なし		S4-05

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第13次走行サーベイ（平成28年10月31日～12月16日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第12次走行サーベイ（平成28年10月27日～8月5日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第11次走行サーベイ（平成27年11月2日～12月18日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第10次走行サーベイ（平成27年6月29日～8月4日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第9次走行サーベイ（平成26年11月4日～12月5日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第8次走行サーベイ（平成26年6月23日～8月8日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第7次走行サーベイ（平成25年11月5日～12月12日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第6次走行サーベイ（平成25年6月12日～8月8日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第5次走行サーベイ（平成24年11月5日～12月10日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第4次走行サーベイ（平成24年8月20日～10月12日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第3次走行サーベイ（平成24年3月13日～30日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第2次走行サーベイ（平成23年12月5日～28日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	走行サーベイによる空間線量率の測定結果		第1次走行サーベイ（平成23年6月4日～13日）（KMZ）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第8次無人ヘリ（平成28年9月1日～10月31日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第7次無人ヘリ（平成27年9月2日～10月22日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第6次無人ヘリ（平成26年11月14日～1月15日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第5次無人ヘリ（平成26年6月23日～7月22日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第4次無人ヘリ（平成25年11月19日～1月7日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第3次無人ヘリ（平成25年6月6日～7月31日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第2次無人ヘリ（平成25年1月27日～3月20日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	無人ヘリによる原子力発電所近傍の空間線量率の測定結果		第1次無人ヘリ（平成24年8月30日～10月20日）（CSV）	CSV, ZIP	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	放射性セシウムの深度分布調査		平成28年度調査の深度分布測定結果（CSV及びfKMZ）	子階層にCSVおよびfKMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	放射性セシウムの深度分布調査		平成27年度調査の深度分布測定結果（CSV及びfKMZ）	子階層にCSVおよびfKMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	放射性セシウムの深度分布調査		平成26年度調査の深度分布測定結果（CSV及びfKMZ）	子階層にCSVおよびfKMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	放射性セシウムの深度分布調査		平成25年度調査の深度分布測定結果（CSV及びfKMZ）	子階層にCSVおよびfKMZ	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	放射性セシウムの深度分布調査		福島県及び近隣県の深度分布	CSV	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	放射性セシウムの深度分布調査		福島県南西部の2kmメッシュの深度分布	CSV	-	-	更新予定なし		S4-05
測定結果のCSV及びfKMZファイル	放射性セシウムの深度分布調査		浪江町等で採取された土壌の深度分布	CSV	-	-	更新予定なし		S4-05
生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定事業		令和2年度原子力施設等防災対策等委託費(生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定及び詳細モニタリング結果のマップ化)事業 2021年12月13日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05
生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定事業		平成31年度原子力施設等防災対策等委託費(生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定及び詳細モニタリング結果のマップ化)事業 2020年07月27日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定事業		平成30年度原子力施設等防災対策等委託費（生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定及び詳細モニタリング結果のマップ化） 2019年12月13日		子階層に複数PDF	-	-	年一回	新規ファイルへのリンクを第一階層に追加することを想定。	S4-05
生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定事業		平成29年度原子力施設等防災対策等委託費（生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定及び詳細モニタリング結果のマップ化） 2018年11月30日		子階層に複数PDF	-	-	S4-05		
生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定事業		平成28年度原子力施設等防災対策等委託費（生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定）事業 2017年08月28日		子階層に複数PDF	-	-	S4-05		
生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定事業		平成27年度原子力施設等防災対策等委託費（生活行動パターンを模擬した連続的な空間線量率の測定）事業 2016年06月06日		子階層に複数PDF	-	-	S4-05		
80km圏内外における航空機モニタリング事業		令和2年度80km圏内外における航空機のモニタリング事業 2022年01月12日		子階層に複数PDF	-	-	S4-05		
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成31年度80km圏内外における航空機のモニタリング事業 2020年07月20日		子階層に複数PDF	-	-	年一回 新規ファイルへのリンクを第一階層に追加することを想定。	S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成30年度80km圏内外における航空機のモニタリング事業 2019年12月13日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成29年度80km圏内外における航空機モニタリング事業 2018年11月30日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成28年度80km圏内外における航空機モニタリング事業 2018年03月30日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成27年度80km圏内外における航空機モニタリング事業 2018年03月30日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成26年度80km圏内外における航空機モニタリング事業 2018年03月30日		PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成25年度80km圏内外における航空機モニタリング事業 2018年03月30日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成25年度80km圏内外における航空機モニタリング事業 2018年03月30日		PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成24年度広域における航空機モニタリングを活用した放射性物質の分布状況調査に係る解析業務 2018年03月30日		PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成24年度広域における航空機モニタリングを活用した放射性物質の分布状況調査に係る航空機による測定調査及び地上測定調査 2018年03月30日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成24年度環境放射能水準調査(放射能分析) 2018年03月30日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	
80km圏内外における航空機モニタリング事業		平成23年度広域環境モニタリングのための航空機を用いた放射性物質拡散状況調査 2018年03月30日		子階層に複数PDF	-	-		S4-05	

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査事業	-	令和2年度放射性物質測定調査委託費(福島県沿岸海域等における放射性物質等の状況調査)事業 2021年12月14日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査事業	-	平成31年度放射性物質測定調査委託費(福島県沿岸海域等における放射性物質等の状況調査)事業 2020年07月20日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査事業	-	平成30年度放射性物質測定調査委託費(福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査)事業 2019年12月06日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査事業	-	平成29年度放射性物質測定調査委託費(福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査)事業 2019年08月28日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査事業	-	平成28年度放射性物質測定調査委託費(福島県沿岸海域における放射性核種の蓄積状況等に関する調査)事業 2017年09月26日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
東京湾環境放射能調査	-	令和3年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2022年06月03日		PDF	-	-	年一回	新規ファイルへのリンクを第一階層に追加することを想定。	S4-05
東京湾環境放射能調査	-	令和2年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2021年06月04日		PDF	-	-			S4-05
東京湾環境放射能調査	-	平成31年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2020年04月14日		PDF	-	-			S4-05
東京湾環境放射能調査	-	平成30年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2019年12月23日		PDF	-	-			S4-05
東京湾環境放射能調査	-	平成29年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2019年12月23日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05
東京湾環境放射能調査	-	平成28年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2018年02月23日		PDF	-	-			S4-05
東京湾環境放射能調査	-	平成27年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2018年02月23日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05
東京湾環境放射能調査	-	平成26年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2018年02月23日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05
東京湾環境放射能調査	-	平成25年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査)事業 2018年02月23日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	令和3年原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2022年06月03日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	令和2年原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2021年09月28日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2021年09月28日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	平成30年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2021年09月28日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	平成29年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2021年09月28日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	平成28年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2018年02月23日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	平成27年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2016年05月31日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	平成26年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業 2016年05月31日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海洋環境における放射能調査及び総合評価	-	平成25年度海洋環境放射能総合評価事業の結果 2016年05月31日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
Scientific Reports	-	空間線量率の分布状況及びその推移について—サーベイメータによる地上での空間線量率の測定— 2014年06月11日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
Scientific Reports	-	東京電力福島第一原子力発電所事故から30か月後の航空機モニタリングによる空間線量率について 2013年12月25日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
Scientific Reports	-	東京電力福島第一原子力発電所事故以降の走行サーベイの線量の推移について 2013年07月24日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
Scientific Reports	-	東京電力福島第一原子力発電所事故から2年間の航空機モニタリングの線量の推移について 2013年06月05日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
北太平洋海域における環境放射能調査	-	北太平洋海域における環境放射能調査 2014年05月15日			-	-	更新予定なし		S4-05

ページ内目次1	ページ内目次2	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
海域における放射性物質の分布状況の把握等に関する調査研究事業	-	平成27年度 海域における放射性物質の分布状況の把握等に関する調査研究事業 2016年06月29日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海域における放射性物質の分布状況の把握等に関する調査研究事業	-	平成26年度 海域における放射性物質の分布状況の把握等に関する調査研究事業 2015年07月24日		子階層に複数PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
海域における放射性物質の分布状況の把握等に関する調査研究事業	-	平成25年度 海域における放射性物質の分布状況の把握等に関する調査研究事業 2014年06月13日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
大気汚染監視用紙を用いた大気中の放射性物質濃度に関する調査	-	平成25年度放射性物質測定調査委託費(浮遊粒子物質測定用テーパー紙の放射性物質による大気中放射性物質濃度把握)事業 成果報告書 2014年09月05日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
大気汚染監視用紙を用いた大気中の放射性物質濃度に関する調査	-	参考 平成25年度放射性物質測定調査委託費(浮遊粒子物質測定用テーパー紙の放射性物質による大気中放射性物質濃度把握)事業の概要 2014年09月05日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
大気汚染監視用紙を用いた大気中の放射性物質濃度に関する調査	-	平成25年度放射性物質測定調査委託費(大気中拡散モデルを用いたシミュレーションによる放射性物質の挙動解明事業) 成果報告書 2014年09月05日		PDF	-	-	更新予定なし		S4-05
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(令和3年度) 2022年07月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(令和2年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(令和元年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(平成30年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(平成29年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(平成28年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(平成27年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(平成26年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
久米島における環境調査	-	久米島における環境調査(平成25年度) 2021年05月21日		PDF	-	-	新規サイトから削除予定		-
試験所間比較分析事業	-	令和2年度試験所間比較分析事業(報告書、正誤表) 2021年08月02日		子階層に複数PDF	-	-	不定期	新規ファイルへのリンクを第一階層に追加することを想定。	S4-05
試験所間比較分析事業	-	平成31年度試験所間比較分析事業(報告書、正誤表) 2021年08月02日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05
試験所間比較分析事業	-	平成30年度試験所間比較分析事業(報告書、正誤表) 2021年08月02日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05
試験所間比較分析事業	-	平成29年度試験所間比較分析事業(報告書、正誤表) 2021年08月02日		子階層に複数PDF	-	-			S4-05
試験所間比較分析事業	-	平成28年度試験所間比較分析事業(報告書) 2021年08月02日		PDF	-	-			S4-05
試験所間比較分析事業	-	平成27年度試験所間比較分析事業(報告書) 2021年08月02日		PDF	-	-			S4-05
試験所間比較分析事業	-	平成27年度試験所間比較分析事業(報告書) 2021年08月02日		PDF	-	-			S4-05

ページ内目次	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
データベース・放射線測定マップ (外部リンク)	原子力施設周辺の道府県における関係資料		子階層へのリンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		各都道府県の地域設計案へのリンク	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		各都道府県の環境放射線モニタリングデータへのリンク	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		北陸電力志賀原子力発電所	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		島根原子力発電所	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		西尾院事業所 (日本原燃)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		原発発電所 (日本原子力発電株式会社)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		東海研究開発センター (日本原子力研究開発機構)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		大洗研究開発センター (日本原子力研究開発機構)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		教育事業本部 (日本原子力研究開発機構)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力施設等		人材財源開発センター (日本原子力研究開発機構)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		福島県内環境放射線モニタリング結果報告書	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		青森県原子力施設環境放射線調査報告書	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		女川原子力発電所周辺の環境放射線監視及び濃縮水影響調査結果	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		福島県原子力発電所環境放射線測定結果	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		環境放射線監視手帳 (茨城県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		神奈川県における放射線調査・報告	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		柏崎刈羽原子力発電所周辺環境放射線監視調査結果報告書	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		浜岡原子力発電所周辺の環境放射線調査結果	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		環境放射線監視結果報告書 (大阪府)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		玉海原子力発電所の運転状況及び周辺環境調査結果	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種調査報告書		川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		はっかいどう原子力環境だより (北海道)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		モニタリングつづしんあおもり (青森県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		原子力だより (中野)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		原子力だより (新潟県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		あともす (石川県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		原子力だより (静岡県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		アトムの広場 (島根県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		それいゆ (愛媛県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
各種広報誌		原子力だより (鹿児島県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力センター等		青森県原子力センター (青森県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力センター等		茨城県原子力センター	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力センター等		能登原子力センター (石川県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力センター等		原子力の科学あっとはなむ (福井県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力センター等		環境放射線監視センター (静岡県)	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
緊急時の医療体制		放射線医学研究所	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力防災研修		日本分析センターによる研修	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力防災研修		原子力緊急時支援・研修センターによる研修	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-
原子力防災研修		防災技術センター	外部リンク	-	-	新規サイトから削除予定		-

ページ内目次	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
データベース・放射線測定マップ(外部リンク)	放射線物質モニタリングデータの情報公開サイト		外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-06
データベース・放射線測定マップ(外部リンク)	福島県放射線測定マップ		外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-06
データベース・放射線測定マップ(外部リンク)	日本の環境放射能と放射線		外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-06
放射線測定法シリーズ	放射線測定法シリーズ		外部リンク	-	-	更新予定なし		S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)との共同事業の一環として実施する海洋試料採取について 2022年10月31日		PDF	-	-	年一回	新規ファイルへのリンクを第一階層に追加することを想定。	S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)と共同で実施した分析機関間比較(ILC)の報告書の公表 2022年06月27日		PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)との共同事業の一環として実施した海洋試料採取等の概要 2021年12月02日		PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)との共同事業の一環として実施する海洋試料採取について 2021年11月05日		PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)と共同で実施した分析機関間比較(ILC)の報告書の公表 2021年08月02日		PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)との共同事業の一環として実施した海洋試料採取等の概要 2020年12月25日		PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)との共同事業の一環として実施する海洋試料採取について 2020年10月30日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)の海洋モニタリング専門家の来日について(試料採取等の概要(写真を含む)) 2019年08月02日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)の海洋モニタリング専門家の来日について 2019年05月31日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)の海洋モニタリング専門家の来日について(試料採取の概要(写真を含む)) 2018年12月06日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)の海洋モニタリング専門家の来日について 2018年10月05日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)の海洋モニタリング専門家の来日について(試料採取の様子) 2017年11月16日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)の海洋モニタリング専門家の来日について 2017年10月13日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	IAEAとの海洋モニタリングに関する協力プロジェクトの報告書の公表等について 2017年07月31日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	国際原子力機関(IAEA)の海洋モニタリングの専門家来日について(海水採取の様子) 2016年11月25日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関(IAEA)との協力	IAEAの海洋モニタリングの専門家来日の報告について(ILC2016 May) 2016年06月03日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06

ページ内目次	第1階層	第2階層	項目種別	グラフ化対象の元データ	ファイル検索対象	更新頻度	備考	新規サイトでの階層
海洋モニタリングにおける国際原子力機関（IAEA）との協力	IAEAとの海洋モニタリングに関する協力プロジェクトの報告書の公表等について 2016年05月13日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関（IAEA）との協力	IAEAの海洋モニタリングの専門家によるレポート（平成28年3月） 2016年03月04日		外部リンク	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関（IAEA）との協力	国際原子力機関（IAEA）の海洋モニタリングの専門家来日について（海水採取の様子） 2015年12月11日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
海洋モニタリングにおける国際原子力機関（IAEA）との協力	IAEA等の海洋モニタリングの専門家来日について（試料採取等の様子） 2015年06月05日		子階層に複数PDF	-	-			S4-06
韓国との海水の共同採取・分析活動の結果	韓国との海水の共同採取・分析活動の結果		PDF	-	-			S4-06
早見図（外部リンク）	早見図（外部リンク）		外部リンク	-	-		新規サイトから削除予定	-
海外主要都市の測定データ（外部リンク）	海外主要都市の測定データ（外部リンク）		外部リンク	-	-		新規サイトから削除予定	-
緊急時における放射線モニタリングの分析（外部リンク）	緊急時における放射線モニタリングの分析（外部リンク）		外部リンク	-	-		新規サイトから削除予定	-
緊急作業時における放射線モニタリングの分析（外部リンク）	緊急作業時における放射線モニタリングの分析（外部リンク）		外部リンク	-	-		新規サイトから削除予定	-
周辺より放射線量が高い場所への対応	放射線量が高い場所への対応ガイドライン 2012年03月31日		外部PDF	-	-		更新予定なし	S4-06
周辺より放射線量が高い場所への対応	都市内の周辺より空間線量率が高い箇所における調査の最終報告書 2011年12月28日		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
周辺より放射線量が高い場所への対応	東京都世田谷区における現地調査について 2011年10月29日		PDF	-	-		更新予定なし	S4-06
周辺より放射線量が高い場所への対応	千葉県柏市内で高い空間線量率が確認された件に関する現地調査の結果について 2011年10月23日		PDF	-	-		更新予定なし	S4-06
周辺より放射線量が高い場所への対応	福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い場所への対応について 2011年10月21日		子階層テキスト	-	-		更新予定なし	S4-06
各種シミュレーション結果			平階層へのリンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	福島第一原子力発電所事故に伴うCs137の大気降下状況の試算（平成23年9月6日）（内閣府原子力委員会）		外部PDF	-	-		更新予定なし	S4-06
	食品中の放射性物質のモニタリング計画策定のための環境モニタリングデータ等の提供（平成23年8月31日）（厚生労働省）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	太平洋における放射線濃度分布のシミュレーション（平成23年6月24日）（日本原子力研究開発機構）		外部PDF	-	-		更新予定なし	S4-06
	東電福島第一原発事故発生後2ヶ月間の日本全国の被ばく線量を暫定的に試算（日本原子力研究開発機構）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	東電福島第一原発事故によるプラント北西地域の線量上昇プロセスを解析（平成23年6月13日）（日本原子力研究開発機構）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	日本近海の海洋流動予測システム（JCOPE）による東電福島第一原発からの放射性物質の海洋拡散シミュレーション（海洋研究開発機構）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	IAEAの要請により作成した放射性物質拡散のシミュレーション資料（気象庁）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の移流拡散（気象庁）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	福島第一原子力発電所から測定した137Csの海洋拡散シミュレーション（電力中央研究所）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	海域における放射線濃度のシミュレーション（文部科学省）		子階層に複数PDF	-	-		更新予定なし	S4-06
放射線に関する基礎情報			子階層へのリンク	-	-		新規サイトから削除予定	-
	放射線防護に関する訳書（文部科学省）		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
	放射線防護の対策を正しく理解するために（平成23年6月17日）日本学術会議会長談話		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
	暮らしの中の放射線（高エネルギー加速器研究機構放射線科学センター）		外部リンク	-	-		新規サイトから削除予定	-
	放射線汚染によって起きる放射線被曝の基礎知識（財）放射線影響研究所		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
	放射線における原簿被曝者の調査で明らかになったこと（財）放射線影響研究所		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
	福島第一原子力発電所事故Q&A（財）放射線影響研究所		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
	食品と放射線Q&A（消費者庁）		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
	食品中の放射性物質に関する情報（内閣府食品安全委員会）		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
	放射性物質と食品に関するQ&A（内閣府食品安全委員会）		外部PDF	-	-		新規サイトから削除予定	-
関連機関へのリンク			子階層へのリンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	東電福島第一原発事故関連情報（首相官邸）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	原子力被災者支援（経済産業省）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	原子力事故による放射性物質対策（環境省）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	東電福島第一原発事故対策関連情報（厚生労働省）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	東日本大震災に関する情報（農水産物等への影響等）（林野庁）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	東日本大震災関連情報（文部科学省）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	放射線計測機など（経済産業省）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06
	放射線被ばくに関する相談窓口（量子科学技術研究開発機構）		外部リンク	-	-		更新予定なし	S4-06

分類	第一階層	第二階層	第三階層	ページ内目次	項目種別	グラフ化	検索	新規サイトでの編纂	更新頻度
Monitoring Plans	Latest Monitoring Plans	Comprehensive Radiation Monitoring Plan April 14,2022			PDF	-	-	S4-04 (英語)	
Monitoring Plans	Monitoring Plans				子階層に複数PDF	-	-	S4-04 (英語)	
Monitoring results	Readings at Reading Points out of 20km zone of TEPCO Fukushima Dai-ichi NPP			Air dose rate	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Results of Measurement of Air Dose Rates at Fixed Observation Points using a Monitoring Car (by Village, Town, and City)			Air dose rate	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Readings of air dose in the 20km zone of Fukushima Dai-ichi NPP			Air dose rate	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Readings of Environmental Radiation Level by emergency monitoring			Air dose rate	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Readings of integrated dose out of 20km zone of Fukushima Dai-ichi NPP			Integreted dose	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Readings of integrated dose out of 20km zone of Fukushima Dai-ichi NPP			Integreted dose	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Radioactive Material Monitoring Surveys of the Water Environment (Ministry of the Environment)			Water Environment	外部リンク	-	-	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Readings of dust, soil and environmental sampling			Readings of dust, soil and environmental sampling	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Readings of dust and soil samplings in 20km zone of TEPCO FukushimaDai-ichi NPP			Readings of dust, soil and environmental sampling	子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Airborne monitoring			Airborne monitoring	子階層へのリンク	-	-	S5-01 (英語)	
Monitoring results		Airborne Monitoring Survey Results			子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results		Airborne Monitoring Results in each prefecture			子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results		Monitoring by aircraft of Ministry of Defence			子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results	Monitoring by prefecture			Monitoring by prefecture	子階層へのリンク	-	-	S5-01 (英語)	
Monitoring results		Reading of environmental radioactivity level by prefecture			子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results		Reading of radioactivity level in drinking water by prefecture			子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Monitoring results		Reading of radioactivity level in fallout by prefecture			子階層に複数PDF	-	○	S5-01 (英語)	
Report	Sea Area Monitoring				子階層に複数PDF	-	○	S4-05 (英語)	
Report	Scientific report				子階層に複数PDF	-	○	S4-05 (英語)	
Database/Distribution	Extension Site of Distribution Map of Radiation Dose, etc.				外部リンク	-	-	S4-06 (英語)	
Database/Distribution	Database for Radioactive Substance Monitoring Data				外部リンク	-	-	S4-06 (英語)	
Database/Distribution	Distribution map				子階層へのリンク	-	-	S4-06 (英語)	
Database/Distribution map		Distribution map of radiation dose around Fukushima Dai-ichi&Dai-Ni NPP			子階層へのリンク	-	-	S4-06 (英語)	
Database/Distribution map		Distribution map of radiation dose around Fukushima Dai-ichi&Dai-Ni NPP			子階層に複数PDF	-	○	S4-06 (英語)	
Database/Distribution map		Related Information			子階層に複数PDF	-	○	S4-06 (英語)	
Database/Distribution map		Simulation of Radioactivity Concentrations in the Sea Area			子階層に複数PDF	-	○	S4-06 (英語)	
Database/Distribution map		Results of the Research on Distribution of Radioactive Substances Discharged by the Accident at TEPCO's Fukushima Dai-ichi NPP			子階層に複数PDF	-	○	S4-06 (英語)	
Others	Related Information				子階層へのリンク	-	-	S4-06 (英語)	
Others		Dose Scale			外部PDF	-	-	S4-06 (英語)	
Others		Dose of Radiation in the World			外部リンク	-	-	S4-06 (英語)	
Others		Absorbed dose rates in air (UNSCEAR Report)			PDF	-	○	S4-06 (英語)	
Others	The series of environmental radioactivity measuring methods				子階層にテキスト情報	-	-	S4-06 (英語)	
Others	Cooperative project with the International Atomic Energy Agency (IAEA) on marine radiation monitoring				子階層に複数PDF	-	○	S4-06 (英語)	
Others	Links				子階層へのリンク	-	-	S4-06 (英語)	
Others		Prime Minister of Japan and His Cabinet			外部リンク	-	-	S4-06 (英語)	
Others		Assistance of Residents Affected by the Nuclear Incidents (METI)			外部リンク	-	-	S4-06 (英語)	
Others		Off-site Decontamination Measures (MOE)			外部リンク	-	-	S4-06 (英語)	
Others		Information on the Great East Earthquake from Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW)			外部リンク	-	-	S4-06 (英語)	

日本語版と同様

項目	主なデータ項目	データ件数 (令和5年2月時点)
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏内の空間線量率の測定結果 (電力会社による測定)	測定日、測定時刻	12,993件
	市町村、市町村 (英名)	
	測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示)	
	福島第一原発からの距離	
	積雪有無	
	地上1m高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)	
	測定機器種類	
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏外の空間線量率の測定結果	測定日、測定時刻	23,383件
	測定終了日、測定終了時刻	
	地点番号	
	市町村、市町村 (英名)	
	測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示)	
	福島第一原発からの距離	
	天候	
	積雪有無	
	備考	
	地上1m高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)	
	測定機器種類	
	緊急時環境放射線等モニタリング実施結果 (福島県による測定)	
市町村、市町村 (英名)		
測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示)		
測定地点		
測定地点番号		
福島第一原発からの距離		
測定方法		
測定機器種類		
天候		
積雪量		
地上1cm高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)		
地上1m高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)		
備考		
ダストサンプリング		試料採取開始日、試料採取開始時刻
	試料採取完了日、試料採取完了時刻	
	試料測定日、試料測定時刻	
	市町村、市町村 (英名)	
	測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示)	
	試料採取地点番号	
	福島第一原発からの距離	
	空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)	
	各核種放射性物質濃度、不確かさ、検出限界値	
東京電力株式会社福島第一原子力発電所20km圏内の空気中放射性物質濃度の測定結果	試料採取開始日、試料採取開始時刻	1,068件
	試料採取終了日、試料採取終了時刻	
	測定日	
	測定時刻	
	補正基準日	
	市町村、市町村 (英名)	
	測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示)	
	試料採取地点	
	福島第一原発からの距離	
	試料採取方法	
	地上1m高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)	
	各核種放射性物質濃度、統計誤差、検出下限値	

項目	主なデータ項目	データ件数 (令和5年2月時点)
原子力規制庁及び福島県による土壌試料の測定結果	試料採取開始日、試料採取開始時刻 試料測定日、試料測定時刻 試料採取地番号 市町村、市町村 (英名) 測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示) 福島第一原発からの距離 空間線量率($\mu\text{Sv/h}$) 各核種放射性物質濃度、不確かさ、検出限界値	1,882件
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏内の土壌中放射性物質濃度測定結果	試料採取開始日、試料採取開始時刻 試料測定日、試料測定時刻 試料採取地番号 市町村、市町村 (英名) 試料採取座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示) 福島第一原発からの距離 空間線量率($\mu\text{Sv/h}$) 各核種放射性物質濃度、不確かさ、検出限界値	110件
上水 (蛇口水) のモニタリング	試料採取開始日、試料採取開始時刻 試料採取終了日 都道府県、市町村 (英名) 測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示) 福島第一原発からの距離 測定時間 各核種放射能濃度、統計誤差、検出限界値	13,852件
定時降下物のモニタリング	試料採取開始日、試料採取開始時刻 試料採取完了日、試料採取完了時刻 測定日 都道府県 (英名)、市町村 (英名) 測定座標 (緯度・経度の度数表示+10進数表示) 福島第一原発からの距離 測定時間 天候 各核種放射能濃度、統計誤差、検出限界値	19,401件
東京湾における海域モニタリング結果 (海底土)	試料採取日 水深 各核種放射能濃度、検出限界値	726件
福島県周辺の海水のモニタリング [原子力規制庁] (CSV)	試料採取開始日 測定日 試料採取地番号 水深 各核種放射能濃度、統計誤差、検出限界値	2,157件
宮城県・福島県・茨城県・千葉県沖における海域モニタリング結果 [原子力規制庁] (CSV)	試料採取日 測定日 試料採取地番号 海水の採取層 水深 各核種放射能濃度、統計誤差、検出限界値	4,103件
宮城県・福島県・茨城県・千葉県外洋における海域モニタリング結果 [原子力規制庁] (CSV)	試料採取日 測定日 試料採取地番号 海水の採取層 水深 各核種放射能濃度、統計誤差、検出限界値	950件
東京湾における海域モニタリング結果 [原子力規制庁] (CSV)	試料採取日 測定日 試料採取地番号 各核種放射能濃度、統計誤差、検出限界値	183件
宮城県・福島県・茨城県・千葉県沖における海域モニタリング結果 (海底土) [原子力規制庁] (CSV)	試料採取日 測定日 試料採取地番号 水深 試料の状態 各核種放射能濃度、統計誤差、検出限界値	1,871件

選択種別	選択タイミング及び複数選択可	選択項目																																																																
測定期間	選択必須 ※選択タイミングは任意	●年●月 ~ ●年●月																																																																
陸域・海域	1. _____	陸域 海域																																																																
種別	2.単独選択	空間線量 空間線量(航空機モニタリング) 積算流量 大気浮遊じん 降下物																																																																
		食品、水道水 学校、公園、観光地、港湾、空港 河川、湖沼、水源地、地下水																																																																
		農地土壌、環境土壌 森林、林野牧草地 指標植物(松葉) 野生生物																																																																
地域	3.複数選択可	<table border="1"> <tr> <td>福島県(福島市)</td> <td>その他→</td> <td>北海道(札幌市)</td> <td>群馬県(前橋市)</td> <td>福井県(福井市)</td> <td>京都府(京都市)</td> <td>広島県(広島市)</td> <td>長崎県(大村市)</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>青森県(青森市)</td> <td>埼玉県(さいたま市)</td> <td>山梨県(甲府市)</td> <td>大阪府(大阪市)</td> <td>山口県(山口市)</td> <td>熊本県(宇土市)</td> </tr> <tr> <td>双葉町 葛尾村 楡葉町 小野町</td> <td></td> <td>岩手県(盛岡市)</td> <td>千葉県(市原市)</td> <td>長野県(長野市)</td> <td>兵庫県(神戸市)</td> <td>徳島県(徳島市)</td> <td>大分県(大分市)</td> </tr> <tr> <td>川内村 田村市 本宮市 南相馬市</td> <td></td> <td>宮城県(仙台市)</td> <td>東京都(新宿区)</td> <td>岐阜県(各務原市)</td> <td>奈良県(奈良市)</td> <td>香川県(高松市)</td> <td>宮崎県(宮崎市)</td> </tr> <tr> <td>相馬市 二本松市 川俣町 郡山市</td> <td></td> <td>秋田県(秋田市)</td> <td>神奈川県(茅ヶ崎市)</td> <td>静岡県(静岡市)</td> <td>和歌山県(和歌山市)</td> <td>愛媛県(松山市)</td> <td>鹿児島県(鹿児島市)</td> </tr> <tr> <td>飯館村 富岡町 伊達市 浜江町</td> <td></td> <td>山形県(山形市)</td> <td>新潟県(新潟市)</td> <td>愛知県(名古屋)</td> <td>鳥取県(東伯郡)</td> <td>高知県(高知市)</td> <td>沖縄県(うるま市)</td> </tr> <tr> <td>大熊町 福島市 広野町 いわき市</td> <td></td> <td>茨城県(水戸市)</td> <td>富山県(射水市)</td> <td>三重県(四日市市)</td> <td>島根県(仁多郡)</td> <td>福岡県(太宰府市)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>栃木県(宇都宮市)</td> <td>石川県(金沢市)</td> <td>滋賀県(大津市)</td> <td>岡山県(岡山市)</td> <td>佐賀県(佐賀市)</td> <td></td> </tr> </table>	福島県(福島市)	その他→	北海道(札幌市)	群馬県(前橋市)	福井県(福井市)	京都府(京都市)	広島県(広島市)	長崎県(大村市)	↓		青森県(青森市)	埼玉県(さいたま市)	山梨県(甲府市)	大阪府(大阪市)	山口県(山口市)	熊本県(宇土市)	双葉町 葛尾村 楡葉町 小野町		岩手県(盛岡市)	千葉県(市原市)	長野県(長野市)	兵庫県(神戸市)	徳島県(徳島市)	大分県(大分市)	川内村 田村市 本宮市 南相馬市		宮城県(仙台市)	東京都(新宿区)	岐阜県(各務原市)	奈良県(奈良市)	香川県(高松市)	宮崎県(宮崎市)	相馬市 二本松市 川俣町 郡山市		秋田県(秋田市)	神奈川県(茅ヶ崎市)	静岡県(静岡市)	和歌山県(和歌山市)	愛媛県(松山市)	鹿児島県(鹿児島市)	飯館村 富岡町 伊達市 浜江町		山形県(山形市)	新潟県(新潟市)	愛知県(名古屋)	鳥取県(東伯郡)	高知県(高知市)	沖縄県(うるま市)	大熊町 福島市 広野町 いわき市		茨城県(水戸市)	富山県(射水市)	三重県(四日市市)	島根県(仁多郡)	福岡県(太宰府市)				栃木県(宇都宮市)	石川県(金沢市)	滋賀県(大津市)	岡山県(岡山市)	佐賀県(佐賀市)	
		福島県(福島市)	その他→	北海道(札幌市)	群馬県(前橋市)	福井県(福井市)	京都府(京都市)	広島県(広島市)	長崎県(大村市)																																																									
↓		青森県(青森市)	埼玉県(さいたま市)	山梨県(甲府市)	大阪府(大阪市)	山口県(山口市)	熊本県(宇土市)																																																											
双葉町 葛尾村 楡葉町 小野町		岩手県(盛岡市)	千葉県(市原市)	長野県(長野市)	兵庫県(神戸市)	徳島県(徳島市)	大分県(大分市)																																																											
川内村 田村市 本宮市 南相馬市		宮城県(仙台市)	東京都(新宿区)	岐阜県(各務原市)	奈良県(奈良市)	香川県(高松市)	宮崎県(宮崎市)																																																											
相馬市 二本松市 川俣町 郡山市		秋田県(秋田市)	神奈川県(茅ヶ崎市)	静岡県(静岡市)	和歌山県(和歌山市)	愛媛県(松山市)	鹿児島県(鹿児島市)																																																											
飯館村 富岡町 伊達市 浜江町		山形県(山形市)	新潟県(新潟市)	愛知県(名古屋)	鳥取県(東伯郡)	高知県(高知市)	沖縄県(うるま市)																																																											
大熊町 福島市 広野町 いわき市		茨城県(水戸市)	富山県(射水市)	三重県(四日市市)	島根県(仁多郡)	福岡県(太宰府市)																																																												
		栃木県(宇都宮市)	石川県(金沢市)	滋賀県(大津市)	岡山県(岡山市)	佐賀県(佐賀市)																																																												
測定核種	3.複数選択可	Cs-134 Cs-137 I-131 Am-241 Eu-154 Co-60																																																																

※【種別】を選択したのち、【地域】【測定核種】は順不同での選択を可能とする。
 ※各項目選択時の制御として、入力した測定期間で測定結果のある項目のみ選択可能とできることが望ましい。
 ※【種別】【地域】【測定核種】の各項目の排他関係については「陸域選択時の各項目の排他関係」に示す。

※各選択肢の排他関係を以下に記す。なお、二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）、横方向に記載する各種罫線の意味合いは以下の通り。

- ①二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）であることを示す
- ②罫線がない範囲内での項目は自由に複数選択可能
- ③破線はその上下の項目を跨いで複数選択可能だが、項目を跨いでの複数選択をした場合、他列の選択項目はAND条件で選択可能なものを抽出する。

種別	地域		測定核種
空間線量	福島県（福島市）	双葉町 大熊町 富岡町 川俣町 南相馬市 川内村 葛尾村 福島市 伊達市 郡山市 相馬市 田村市 檜葉町 広野町 浪江町 飯館村 二本松市 本宮市 小野町 いわき市 （他46都道府県を表示）	【選択不可】
空間線量(航空機モニタリング)	【選択不可】	【選択不可】	【選択不可】
積算線量	【選択不可】	双葉町 大熊町 富岡町 川俣町 南相馬市 川内村 葛尾村 福島市 伊達市 郡山市 相馬市 田村市 檜葉町 広野町 浪江町 飯館村 二本松市 本宮市 小野町 いわき市	【選択不可】
大気浮遊じん	【選択不可】	双葉町 大熊町 富岡町 川俣町 南相馬市 川内村 葛尾村 福島市 伊達市 郡山市 相馬市 田村市 檜葉町 広野町 浪江町 飯館村 二本松市 本宮市 小野町 いわき市	Cs-134 Cs-137 I-131 Am-241 Eu-154 Co-60
降下物	福島県（福島市） その他	（他46都道府県を表示）	Cs-134 Cs-137 I-131

※各選択肢の排他関係を以下に記す。なお、二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）、横方向に記載する各種罫線の意味合いは以下の通り。

- ①二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）であることを示す
- ②罫線がない範囲内での項目は自由に複数選択可能
- ③破線はその上下の項目を跨いで複数選択可能だが、項目を跨いでの複数選択をした場合、他列の選択項目はAND条件で選択可能なものを抽出する。

種別	地域		測定核種
食品、水道水	福島県（福島市） その他	（他46都道府県を表示）	Cs-134 Cs-137 I-131
学校、公園、観光地、港湾、空港	【選択不可】	【選択不可】	【選択不可】
河川、湖沼、水源地、地下水	【選択不可】	【選択不可】	【選択不可】
農地土壌、環境土壌	【選択不可】	双葉町 大熊町 富岡町 川俣町 南相馬市 川内村 葛尾村 福島市 伊達市 郡山市 相馬市 田村市 檜葉町 広野町 浪江町 飯館村 二本松市 本宮市 小野町 いわき市	Cs-134 Cs-137 I-131 Am-241 Eu-154 Co-60
森林、林野牧草地	【選択不可】	【選択不可】	【選択不可】
指標生物（松葉）	【選択不可】	双葉町 大熊町 富岡町 川俣町 南相馬市 川内村 葛尾村 福島市 伊達市 郡山市 相馬市 田村市 檜葉町 広野町 浪江町 飯館村 二本松市 本宮市 小野町 いわき市	Cs-134 Cs-137 I-131 Am-241 Eu-154 Co-60
野生生物	【選択不可】	【選択不可】	【選択不可】

選択種別	選択タイミング及び複数選択可	選択項目					
測定期間	選択必須 ※選択タイミングは任意	●年●月	～	●年●月			
陸域・海域	1.	陸域	海域				
種別	2.単独選択	海水	海底土	海洋生物			
広がり	3.選択必須かつ複数選択可	近傍	沿岸	沖合	外洋	東京湾	
深さ	4.選択必須かつ複数選択可	表層	中層	底層			
県名	4.選択必須かつ複数選択可	福島県	宮城県	茨城県	千葉県		
測定核種	4.選択必須かつ複数選択可	Cs-134	Cs-137	H-3	Sr-90	Pu-238	Pu-239+240
		Am-241	Cm-242	Cm-243+244			

※【種別】⇒【広がり】を選択したのち、【深さ】【県名】【測定核種】は順不同での選択を可能とする。

※各項目選択時の制御として、入力した測定期間で測定結果のある項目のみ選択可能とできることが望ましい。

※【種別】【広がり】【深さ】【県名】【測定核種】の各項目の排他関係については「海域選択時の各項目の排他関係」に示す。

※各選択肢の排他関係を以下に記す。なお、二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）、横方向に記載する各種罫線の意味合いは以下の通り。

- ①二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）であることを示す
- ②罫線がない範囲内での項目は自由に複数選択可能
- ③破線はその上下の項目を跨いで複数選択可能だが、項目を跨いでの複数選択をした場合、他列の選択項目はAND条件で選択可能なものを抽出する。

種別	広がり	深さ	県名	測定核種
海水	近傍	表層	福島県	Cs-134
		中層		Cs-137
		底層		H-3
				Sr-90
	沿岸	表層	福島県 宮城県 茨城県 千葉県	Pu-238
				Pu-239+240
				Cs-134
				Cs-137
		中層	福島県	H-3
				Sr-90
				Pu-238
				Pu-239+240
		底層	福島県	Cs-134
				Cs-137
				H-3
				Sr-90
沖合	表層	福島県 宮城県 茨城県 千葉県	Pu-238	
			Pu-239+240	
			Cs-134	
			Cs-137	
外洋	表層	【選択不可】	H-3	
			Sr-90	
			Cs-134	
			Cs-137	
	中層	【選択不可】	Cs-134	
			Cs-137	
			H-3	
			Sr-90	
東京湾	表層	【選択不可】	Pu-238	
			Pu-239+240	
			Cs-134	
			Cs-137	

※各選択肢の排他関係を以下に記す。なお、二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）、横方向に記載する各種罫線の意味合いは以下の通り。

①二重罫線はその線を跨いでの複数選択不可（排他関係）であることを示す

②罫線がない範囲内での項目は自由に複数選択可能

③破線はその上下の項目を跨いで複数選択可能だが、項目を跨いでの複数選択をした場合、他列の選択項目はAND条件で選択可能なものを抽出する。

種別	広がり	深さ	県名	測定核種
海底土	近傍	【選択不可】	福島県	Cs-134 Cs-137 H-3 Sr-90 Pu-238 Pu-239+240
	沿岸	【選択不可】	福島県	Cs-134 Cs-137 H-3 Sr-90 Pu-238 Pu-239+240
			宮城県	Cs-134
			茨城県 千葉県	Cs-137
	沖合	【選択不可】	宮城県 福島県 茨城県 千葉県	Cs-134 Cs-137 H-3 Sr-90 Pu-238 Pu-239+240 Am-241 Cm-242 Cm-243+244
東京湾	【選択不可】	【選択不可】	Cs-134 Cs-137	
海洋生物	【選択不可】	【選択不可】	【選択不可】	【選択不可】

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない

い。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可

- した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後も役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する

場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応について

は、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - （1）甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - （2）甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者

は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付

令和5年度放射線モニタリング 情報ポータルサイトの更改業務

応札資料作成要領

令和5年7月12日
原子力規制庁

目 次

第 1 章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2.1 評価項目一覧の構成
- 2.2 遵守確認事項
- 2.3 提案要求事項
- 2.4 添付資料

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3.4 留意事項

第 4 章 提案書雛形

- 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項
- 4.2 提案書雛形
- 4.3 工数

第 5 章 補足情報

- 5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第 6 章 見積書

- 6.1 見積書の作成方法

第 7 章 別紙

- 7.1 (別紙 1) 提案書雛形
- 7.2 (別紙 2) 質問状
- 7.3 (別紙 3) 見積書様式
- 7.4 (別紙 4 - 1) 従業員への賃金引き上げ計画の表明書（大企業用）
- 7.5 (別紙 4 - 2) 従業員への賃金引き上げ計画の表明書（中書企業等用）

本書は、令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務の調達に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領等を取りまとめたものである。

第1章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

原子力規制庁は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、原子力規制庁へ提示する。

開札後、落札者は表3に示す資料を、ただちに原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課へ提出する。

[表1 原子力規制庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
①入札仕様書	本調達の対象である令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務の仕様を記述（事業の目的・内容等）。
②応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④評価手順書	原子力規制庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 応札者が原子力規制庁に提示する資料]

資料名称	資料内容
①評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に「○」「×」を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 詳細説明は第2章を参照。
②提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ・ 応札者が提案する、事業の内容、体制、波及効果等 ・ 実施計画 ・ 業務実施者の資格、確保 ・ 補足資料(応札者の実績の詳細)等 詳細説明は第3章を参照。

[表 3 落札者が原子力規制庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
①見積書及び単価設定の根拠資料	入札金額の内訳を記入したもの。 単価設定の根拠資料も併せて提出すること。 詳細説明は第 6 章を参照。

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表 4 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	令和 5 年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～5	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応募者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例：事業の内容、実施計画、資格・能力、実績等。
6	添付資料	応募者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：実施体制及び担当者略歴、会社としての実績及び費用等。

2.2 遵守確認事項

評価項目一覧中の遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

応募者は、別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、表 5 を参照すること。

[表 5 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	遵守確認事項の分類	原子力規制庁
内容説明	遵守すべき事項の内容	原子力規制庁
遵守確認	応募者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は「○」を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整	応募者

	等が必要な場合等を含む) には「×」を記載する。	
--	--------------------------	--

2.3 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表6を参照すること。

[表6 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	原子力規制庁
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	原子力規制庁
得点配分	各項目に対する最大加点	原子力規制庁
雛形頁番号	（別紙1）提案書雛形*における雛形（※）の頁	原子力規制庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

※応札者が提案書を作成する際に、参考とすることが可能な提案書の雛形。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本応札資料作成要領第4章を参照のこと。

2.4 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表7 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	原子力規制庁
資料内容	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。 提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	原子力規制庁
雛形頁番号	（別紙1）提案書雛形*における雛形の頁	原子力規制庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す(表8)。提案書は、表8の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。

なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別添「提案書雛形」を参照すること。

[表8 提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	事業の実施方針	原子力規制庁が令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務の調達に至った背景や本事業の目的等を踏まえた、情報システムに求める要件に対する妥当性、独自性、業務の実施方法の妥当性、独創性、作業計画の妥当性、効率性等。
2	事業実施体制	組織の類似業務の経験、組織の実施能力、事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤等。
3	事業従事予定者の能力	事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性等。
4	ワークバランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況等。
5	企業等の賃上げの実施	事業年度(又は暦年)における賃上げの状況等
6	添付資料	組織の概要、事業内容等、用語解説当の補足説明、事業実施に係る工数、情報セキュリティの確保。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は、原則としてA4版・両面とする。
- ③ 提出物は、電子調達システム、電子メール、持参又は郵送(提出期限必着)での提出による。

電子媒体で送付する場合には、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする(これに抛りがたい場合は、原子力規制庁まで申し出ること)。郵送する場合には、7部用意の上、郵送手段は書留郵便等の配達記録が残るものに限ること。

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、原子力規制庁に対し自らの提案内容の説明（プレゼンテーション）を行う。
- ② 応札者が当該説明（プレゼンテーション）を行うに当たっては、説明者のクラス（肩書き）は問わないこととし、原子力規制庁内会議室にて説明（プレゼンテーション）を行う。
- ③ 当該説明（プレゼンテーション）の日時等については、提案書受領期限後に原子力規制庁と応札者とで別途調整する。また、説明（プレゼンテーション）の時間は、現時点では1社当たり概ね1時間程度（質疑応答を含む）を想定している。
- ④ 説明（プレゼンテーション）に当たっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 原子力規制庁から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、**令和5年8月18日（金）12時**までにメールで原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課 東貴之あて higashi_takayuki_2up@nra.go.jp に提出する。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと原子力規制庁が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書雛形

4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示する。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- ・ 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目（詳細は、提案書雛形の見方を参照）を提案書に含めなければならない。
- ・ 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への完全な遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にすることが出来るかは別添「評価項目一覧」にて、提示する。

4.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙1を参照。

4.3 工数

提案書雛形P28の書式に従って、入札仕様書における業務の中項目単位で、業務実施者のクラス（例：プロジェクトマネージャ、エンジニア等）別の工数を提出すること。

第5章 補足情報

5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第6章 見積書

6.1 見積書の作成方法

落札者に対しては、提示された入札価格の積算内訳（単価及び数量）を別紙3の見積書様式を参考に作成のうえ提出すること。

人件費単価は、研究者等のクラス別時間単価、もしくは支払実績時間単価を設定する。単価設定の根拠資料として、研究者等のクラス別時間単価の場合は、単価表及び単価設定の考え方を、支払実績時間単価の場合は、支払実績の内訳及び理論総労働時間を提出すること。

事業費単価は、委員会開催経費（謝金、交通費等）、事業の実施に必要な機器、ソフトウェア等の利用料金や借室料等を内訳単位で設定する。

単価設定の根拠資料として、単価に採用した内部規定や参考見積等を提出すること。

第7章 別紙

7.1 (別紙 1) 提案書雛形 別紙

7.2 (別紙 2) 質問状

社名			
住所			
TEL		Mail	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

7.3 (別紙3) 見積書様式

令和 年 月 日

※開札日又は開札日以降

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

見積書

下記のとおりお見積り申し上げます。

記

1. 件 名 令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務
※仕様書記載の正式な件名とする。

2. 見積金額 円
(うち消費税及び地方消費税額 円を含む)
※消費税込額として、消費税を別表示する。

内訳は別紙のとおり

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙)

令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	従事者のクラス別単価と工数		
2. 事業費	〇〇費		(注1:消費税及び地方消費税は別掲のため、単価に含まれている場合は除外のうえ計上のこと。)
3. 再委託費	〇〇〇業務		株式会社〇〇〇
4. 一般管理費			(1.人件費+2.事業費)の10%以内 (注2:小数点以下切り捨て)
5. 小計			(注3:落札金額と一致)
6. 消費税及び地方消費税			5.小計(※)×10% (注4:小数点以下切り捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げに係る消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

(別紙4-1)

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

(別紙4-2)

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

- 令和5年度放射線モニタリング情報ポータル
サイトの更改業務
 - 提案書

- 年月日
- 提案者

1 事業の実施方針

7.1 (別紙1) 提案書雛形

1.1 情報システムに求める要件に対する妥当性、独自性

記述内容

- 提案内容について具体的に記述

▪ 情報システムに求める要件に対する妥当性、独自性

【基礎点評価の観点】

- ・提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す情報システムに求める全ての要件を遵守することが明確に示されているか。
- また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び情報システムに求める要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。

【加点評価の観点】

- ・本事業の調達の背景及び目的を十分に理解した上で、これを踏まえた工程上・技術上の優れた提案がなされているか。
- ・本システムにおける横断検索機能の実現方法、具体イメージが示されているか。横断検索機能に関する類似の設計・開発実績と活用すべきノウハウが示されているか。
- ・国民へ分かりやすく正確な情報公表を実施することにおける画面設計の工夫が提案されているか。規制庁の意見を迅速かつ正確に画面設計に反映するための工夫が提案されているか。
- ・規制庁より提供する移行対象データ・ファイルに対し、DBへの取り込みや検索インデックスを付与する作業及び調整の実施に関する効率化の工夫が提案されているか。
- ・多量のデータ、ファイルを一般公表サイトで扱うことを踏まえた各種性能(レスポンスタイム等)充足のための実現方法、具体イメージが示されているか。
- ・想定されるセキュリティリスクを踏まえた、コストバランス等も考慮した必要十分なセキュリティ対策の実装内容が提案されているか。
- ・採用するクラウドサービス(SaaS、PaaS/IaaS)の特徴と本業務に対するメリットが示されているか。

1 事業の実施方針

1.2 業務の実施方法の妥当性、独創性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書に示された事業の実施方法について記述

▪ 仕様書に示された事業の実施方法

【基礎点評価の観点】

- ・提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す業務の実施方法に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。
- また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び業務の実施方法に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。

【加点評価の観点】

- ・短期間での設計開発の完了を達成するための、作業/課題管理、役割分担及びコミュニケーション等に係る工夫が提案されているか。
- ・運用保守事業者及び規制庁担当者がシステム保守及びデータメンテナンスを確実に実施するための構成管理・データ管理等に係る工夫が提案されているか。

1 事業の実施方針

1.3 作業計画の妥当性、効率性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 作業計画の妥当性、効率性について記述する。

▪ 作業計画の妥当性、効率性

【基礎点評価の観点】

- ・提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す作業計画に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。
- また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び作業計画に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。

【加点点評価の観点】

- ・令和6年4月の運用開始を確実に実現するための優れた提案がなされているか。

2 事業実施体制

2.1 組織の類似業務の経験

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 業務を実施するに当たり、過去に官公庁以外も含めた、本領域における事業の実績がある場合、前述で提案した実績と矛盾の無いよう、その提供先、提供機関、実施概要、主たる業務実施担当者等を具体的・客観的に記述する。

組織の類似業務の実績の一覧

(以下の項目等を含めて記述)

- 提供先(※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「小売業A」といった形式で記述する)
- 提供時期
- 実施概要
- 主たる業務実施担当者 等

【加点評価の観点】

- ・クラウド基盤を利用したシステムの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。
- ・本システムと同規模以上のデータを扱うデータベースの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。
- ・一般国民等の不特定多数のユーザが利用するWebシステムの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。

2 事業実施体制

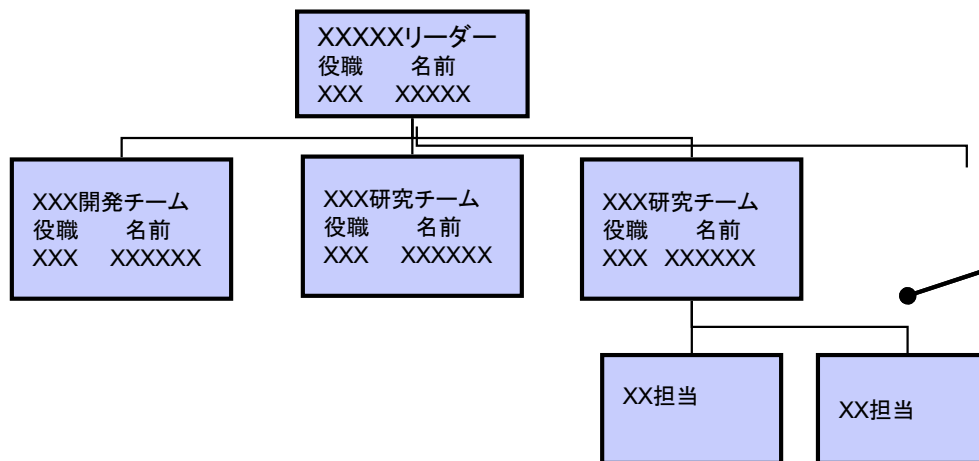
2.2 組織の実施能力

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 業務の実施体制や役割分担 について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。
- 実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チームのリーダークラス要員については、役職及び担当者名を記述する応募者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり有益であることを具体的・客観的に記述する。(例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに従事させる」等)

■ 業務実施体制



記述例

【基礎点評価の観点】
・事業を実施する人員が確保されているか

■ 役割分担

- 各チームの主な役割
- 各チームの担当者数
- 提案書に別途含める、実施担当者の略歴への参照 等

■ 過去の実績

- XXXXXXXXXXXX
- 提案書に別途含める、「XXXXXXXXXXXX」への参照 等

記述例

【加点评価の観点】
・規制庁からの要求に迅速に対応できる体制が組まれているか
・幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか

注: 体制、担当者略歴及び過去の実績等を記述する場合は、XXXXXXXXXXXX等についても記載すること。

2 事業実施体制

2.3 事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか

■ 経営基盤について

■ 資金・設備の状況

✓ XXXXXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXX

■ 管理体制について

• XXXXXXXXXXXXX

• XXXXXXXXXXXXX

■ 技術基盤について

• XXXXXXXXXXXXX

• XXXXXXXXXXXXX

【基礎点評価の観点】

・事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか

3 事業従事予定者の能力

7.1 (別紙1) 提案書雛形

3.1 事業従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

記述内容

- 事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・的確性に関して記述する。

業務担当者一覧

(以下の項目等を含めて記述)

氏名

部署・役職

予定担当業務

役割

業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)

保有スキル 等

【基礎点評価の観点】

- ・本業務についての基本的な知識・知見を有しているか

【加点評価の観点】

- ・本業務についての高度な知識・幅広い経験を有しているか。

4 組織のワーク・ライフ・バランス等の取組

4.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 認定等の有無、認定等の名称等に関して記述する。

認定等の有無： 有 ・ 無

認定等の名称： (認定段階： 、計画期間：平成(令和)〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画(策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。)については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階については各認定等の名称と認定段階(えるぼし：1～3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注3 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

【加点評価の観点】

●女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等)

＜プラチナえるぼし(※1) 50点、えるぼし3段階目(※2) 40点、同 2段階目(※2) 30点、同 1段階目(※2) 20点、行動計画(※3) 10点＞

※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。

●次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定)

＜プラチナくるみん認定 40点、くるみん認定(新基準※4) 30点、くるみん認定(旧基準※5) 20点、トライくるみん認定 20点＞

※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)

※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)

●若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) < 40点 >

(注)複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。

5 企業等の賃上げの実施

5.1 事業年度(又は暦年)における賃上げ

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 賃上げの実施の表明の有無に関して記述する。

賃上げの実施の表明の有無 : 有 ・ 無

従業員への賃金引き上げ計画の表明書(別紙4-1又は4-2)の写しを添付すること。

【加点评価の観点】

- ・従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか
大企業3%以上
中小企業1.5%以上

【6. 添付資料】

6.1 組織の概要、事業内容等

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 当該事業を実施するに当たり、組織の概要・事業内容等について具体的に記述する
- パンフレット等がある場合には添付する

■ 組織の概要、事業内容等

◆ 組織の概要

◆ 組織の事業内容

◆ その他組織の特色 等

【6. 添付資料】

6.2 用語解説等の補足説明

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 当該事業を実施するに当たり、調査事業に係る専門的な用語の説明等を具体的に記述する

■ 用語解説等の補足説明

◆ 用語名

【解説】

【6. 添付資料】

6.3 事業実施に係る工数

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 本事業を実施するにあたり必要な工数をクラス別に記述する
- クラス別の従事者がどのような業務をどの程度行うかが分かるように記述する

■ 事業実施に係る事業従事予定者の工数

記述例

業務				担当者のクラス別工数(人月)/月				工数 (業務中項目 単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	〇〇〇に係るもの							
		1)
		2)
(2)	〇〇〇に係るもの							
		1)
		2)
	
			合計(工数)

【6. 添付資料】

6.4 サプライチェーン・リスクに係る確認のための機器リスト

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- サプライチェーン・リスクに係る確認のための機器リストを記述する

■ サプライチェーン・リスクに係る確認のための機器リスト

- 本調達において導入する通信回線装置、サーバ装置、端末、プリンタ、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器、外部電磁的記録媒体及びクラウドサービスに関する製造業者名、製造業者の法人番号、製品名、型番等

【6. 添付資料】

6.5 情報セキュリティの確保

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 本事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を記述する

▪ 情報セキュリティ対策

Title: 評価項目一覧 - 遵守確認事項 -					
大項目	中項目	小項目	細項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項					
	0.1.	事業計画		調査を始める前に、原子力規制庁と調査内容について十分調整を行う。 事業の実施状況を適宜確認し、実施計画通りに事業を行う。 原子力規制庁が事業の実施状況について報告を求めた場合、速やかに報告を行う。	
	0.2.	予算の執行		落札価格を考慮し、適正な予算の執行を行う。	
	0.3.	報告書		納品書を提出する前に、原子力規制庁の要望した作業がすべて完了したかを原子力規制庁に確認する。 納入物は、実施計画通りに記載したものを事業期間内に納入する。 報告書は、基本的に日本語で作成する(図表など一部英語等を使わざるを得ない場合を除く)	
	0.4.	情報セキュリティの確保		原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行を確保する。	

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		調達仕様書/ 要件定義書記載箇所	雛形 頁番号	提案書 頁番号	
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎点	加点	基礎点				加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)
1 事業の実施方針													
●	1.1	情報システムに求める要件に対する妥当性、独自性	提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す情報システムに求める全ての要件を遵守することが明確に示されているか。また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び情報システムに求める要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。	必須	20	-	提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す情報システムに求める全ての要件を遵守することが明確に示されているか。また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び情報システムに求める要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。	調達仕様書 要件定義書	全体 (調達仕様書及び要件定義書に示す要件への遵守を確認するため、提案書項目は以下に示す項目に沿った目次構成を含むことが望ましい。)	17			
			本事業の調達の背景及び目的を十分に理解した上で、これを踏まえた工程上・技術上の優れた提案がなされているか。	任意	-	100	本事業の調達の背景及び目的を十分に理解した上で、これを踏まえた工程上・技術上の優れた提案がなされているか。	調達仕様書	第1	調達案件の概要	17		
			要件定義書に示す機能要件(機能に関する事項)に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	80	・本システムにおける横断検索機能の実現方法、具体イメージが示されているか。 ・横断検索機能に関する類似の設計・開発実績と活用すべきノウハウが示されているか。	要件定義書	3-1	機能に関する事項	17		
			要件定義書に示す機能要件(画面に関する事項)に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	80	・国民へ分かりやすく正確な情報公表を実施することにおける画面設計の工夫が提案されているか。 ・規制庁の意見を迅速かつ正確に画面設計に反映するための工夫が提案されているか。	要件定義書	3-2	画面に関する事項	17		
			要件定義書に示す機能要件(データに関する事項)に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	80	・規制庁より提供する移行対象データ・ファイルに対し、DBへの取り込みや検索インデックスを付与する作業及び調整の実施に関する効率化の工夫が提案されているか。	要件定義書	3-4	データに関する事項	17		
			要件定義書に示す非機能要件に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	100	・多量のデータ、ファイルを一般公表サイトで扱うことを踏まえた各種性能(レスポンスタイム等)充足のための実現方法、具体イメージが示されているか。	要件定義書	4-1 ~ 4-9	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 システム方式に関する事項 規模に関する事項 性能に関する事項 信頼性に関する事項 拡張性に関する事項 上位互換性に関する事項 中立性に関する事項 継続性に関する事項	17		
			要件定義書に示す情報セキュリティに関する要件に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	100	・想定されるセキュリティリスクを踏まえた、コストバランス等も考慮した必要十分なセキュリティ対策の実装内容が提案されているか。	要件定義書	4-10	情報セキュリティに関する事項	17		
			要件定義書に示す情報システム稼働環境に関する要件に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	100	採用するクラウドサービス(SaaS、PaaS/IaaS)の特徴と本業務に対するメリットが示されているか。	要件定義書	4-11	情報システム稼働環境に関する事項	17		
●	1.2	業務の実施方法の妥当性、独創性	提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す業務の実施方法に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び業務の実施方法に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。	必須	20	-	提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す業務の実施方法に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び業務の実施方法に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。	調達仕様書 要件定義書	全体 (調達仕様書及び要件定義書に示す要件への遵守を確認するため、提案書項目は以下に示す項目に沿った目次構成を含むことが望ましい。)	18			
			調達仕様書及び要件定義書に示す設計・開発業務に関する要件に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	100	・短期間での設計開発の完了を達成するための、作業/課題管理、役割分担及びコミュニケーション等に係る工夫が提案されているか。	調達仕様書 要件定義書	4-1 4-12 4-13 4-14 4-15	設計・開発業務 テストに関する事項 移行に関する事項 引継ぎに関する事項 教育に関する事項	18		
			調達仕様書及び要件定義書に示す運用保守設計業務に関する要件に対して優れた提案がなされているか。	任意	-	100	・運用保守事業者及び規制庁担当者がシステム保守及びデータメンテナンスを確実に実施するための構成管理・データ管理等に係る工夫が提案されているか。	調達仕様書 要件定義書	4-2 4-16 4-17	運用保守設計業務 運用に関する事項 保守に関する事項	18		
●	1.3	作業計画の妥当性、効率性	提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す作業計画に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び作業計画に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。	必須	20	-	提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す作業計画に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び作業計画に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。	調達仕様書 要件定義書	全体 (調達仕様書及び要件定義書に示す要件への遵守を確認するため、提案書項目は以下に示す項目に沿った目次構成を含むことが望ましい。)	19			
			令和6年4月の運用開始を確実に実現するための優れた提案がなされているか。	任意	-	100	令和6年4月の運用開始を確実に実現するための優れた提案がなされているか。	調達仕様書	1-7	作業スケジュール	19		

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		調達仕様書/ 要件定義書記載箇所	雛形 頁番号	提案書 頁番号	
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎 点	加 点	基礎点				加 点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加幅)
2 事業実施体制													
	2.1	組織の類似業務の経験	クラウド基盤を利用したシステムの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。	任意	170	-	50	クラウド基盤を利用したシステムの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。	調達仕様書	8-3	受注実績	20	
			本システムと同規模以上のデータを扱うデータベースの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。	任意		-	60	本システムと同規模以上のデータを扱うデータベースの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。	調達仕様書	8-3	受注実績	20	
			一般国民等の不特定多数のユーザが利用するWebシステムの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。	任意		-	60	一般国民等の不特定多数のユーザが利用するWebシステムの設計・開発・運用の実績を豊富に有しているか。	調達仕様書	8-3	受注実績	20	
	2.2	組織の実施能力	事業を実施する人員が確保されているか。	必須	110	10	-	事業を実施する人員が確保されているか。	調達仕様書	5-1	作業実施体制	21	
			規制庁からの要求に迅速に対応できる体制が組まれているか。	任意		-	50	規制庁からの要求に迅速に対応できる体制が組まれているか。	調達仕様書	5-1	作業実施体制	21	
			幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか。	任意		-	50	幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか。	-	-	-	21	
	2.3	事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤	事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか。	必須	10	10	-	事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか。	-	-	-	22	
3 事業従事予定者の能力													
	3.1	事業従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	本業務についての基本的な知識・知見を有しているか。	必須	110	10	-	本業務についての基本的な知識・知見を有しているか。	調達仕様書	5-2	作業要員に求める資格等の要件	23	
			本業務についての高度な知識・幅広い経験を有しているか。	任意		-	100	本業務についての高度な知識・幅広い経験を有しているか。	調達仕様書	5-2	作業要員に求める資格等の要件	23	
4 組織のワークライフバランス等の取組													
	4.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。))に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	50	-	50	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 50点 ・えるぼし3段階目(※2) 40点 ・えるぼし2段階目(※2) 30点 ・えるぼし1段階目(※2) 20点 ・行動計画(※3) 10点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定、トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 40点 ・くるみん認定(新基準※4) 30点 ・くるみん認定(旧基準※5) 20点 ・トライくるみん認定 20点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 40点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	-	-	-	24	
5 企業等の賃上げの実施													
	5.1	事業年度(又は暦年)における賃上げ	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-1)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-2)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。	任意	50	-	50	-	表明書の写しの提出が確認出来れば加点(50点)。	-	-	-	25
					合計	1500	90	1410					

●は価格と同等に評価できない項目(合計1000点)

Title: 評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案の 要否	雛形頁番号	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目				
6 添付資料						
	6.1.	組織の概要・事業内容等	会社又は法人としての概要(組織の概要、事業内容が分かるパンフレット等)	必須	26	
	6.2.	用語解説等の補足説明	調査事業に係る専門的な用語の説明等	任意	27	
	6.3.	事業実施に係る工数	実施に必要な工数の明細	必須	28	
	6.4.	サプライチェーン・リスクに係る確認のための機器リスト	本調達において導入する通信回線装置、サーバ装置、端末、プリンタ、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器、外部電磁的記録媒体及びクラウドサービスに関する製造業者名、製造業者の法人番号、製品名、型番等	必須	29	
	6.5.	情報セキュリティの確保	受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制	必須	30	

令和5年度放射線モニタリング 情報ポータルサイトの更改業務

評価手順書(加算方式)

令和5年7月12日
原子力規制庁

本書は、令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ②別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※技術点及び価格点は小数点第4位以下切り捨てとする。

1.3 得点配分

※技術点の配分と価格点の配分は、3 : 1 とする。

技術点	1500点
価格点	500点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ①別添「評価項目一覧 - 遵守確認事項 -」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている。
- ②別添「評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 (項番 1~5)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
- ③別添「評価項目一覧 - 添付資料 (項番 6)」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第3章 評価項目の加点方法」に

て記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される、「提案要求事項(項番 1～5)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が 0 となった場合、その応募者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(加点部分の点数)を合計し、それを平均して基礎点と合計したものを技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ①「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ②入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第 3 章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は 0 点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点、別添「提案書雛形」にて「基礎点評価の観点」として示している。

3.3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示している。